

平成 25 年度 第9回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 26 年(2014 年)2 月 13 日(木)

14 時 00 分から 16 時 00 分まで

場所:サントピア水口 教養文化室

1 開 会

2 第8回会議録の確認について

3 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について(前回の続き)

4 次回の内容について

第10回会議

日時:平成26年3月13日(木)14時～16時

場所:甲賀市市民福祉活動センター

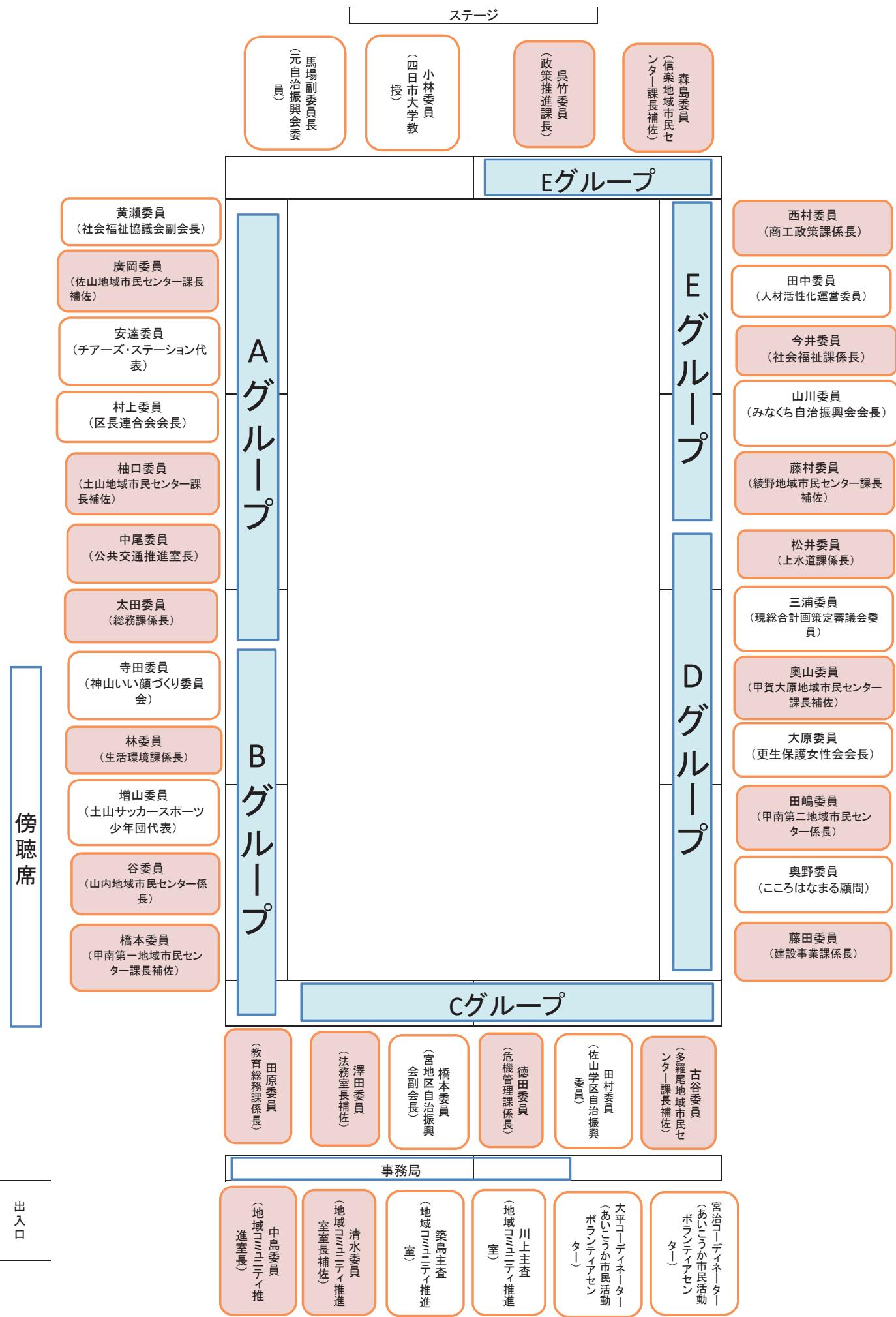
5 閉 会

こうかし し みんけんしょう 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
めざすをめざして、けんこうをさだめながら、こうかし
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に あなたも仲間
いろどる山河と 生きいき文化
こぼれる笑顔に 応える安心
うみだす活力 受けつぐ伝統
かがやく未来に 鹿深の夢を



各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
① 自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> 空気がよい (A) (D) 自然が多い (A) (D) 自然が豊か (A) (C) (E) 住みやすい、自然がある (B) 自然に惹まれてゆとりや余暇を楽しめるフィールドとなっている (B) 豊かな自然を活かした遊び場がある (C) 自然環境に惹まれている (D) 里山がある (D) 緑が多い (D) そこそこ田舎 (D) (E) 自然と生活できる (D) 水がおいしいところ (D) 水が豊富 (D) 山、川が美しい (E) 琵琶湖の水を飲んでいない (E) 	<ul style="list-style-type: none"> せっかくの自然を活かせていない (A) 特定外来種が発見されるようになった (セアカゴケグモ) (B) 獣害が多い (D) (E) 大きな川がありながら荒れている (D) 廃屋や耕作放棄地が増えた (D) 田舎 (E) 	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀市環境基本条例 甲賀市環境基本計画 甲賀市地域新エネルギービジョン ラファースこうか2012（第2期甲賀市地球温暖化対策実施計画） 甲賀市の風景を守り育てる条例 甲賀市地域鳥獣被害防止計画 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全（ハード面は行政が担うなど、市民との対話における役割分担を明記）(A) 自然保護 (A) 自然を大切に守る (A) 	<p>（例）廃屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の責務として財産の適正管理、市の責務として地域の状況把握 自然環境の保全だけでなく、活用が大切 バランスのとれた保全と開発のトラスト 景観との調整 <p>（例）河川の氾濫</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の責務として、地域の状況把握と情報の共有、 山のあり方を根本的に考える必要あり <p>（例）セアカゴケグモ</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険情報については、市として市民に周知、啓発する
② 歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに伝統文化が残っている (A) 陶芸、忍者といった観光資源 (A) 歴史的な文化、遺産がたくさんある。甲南（まがいひ）・紫香楽の宮 (A) (B) (C) 独特の文化がある（芸術・映画） (B) 豊富な郷土史 (B) 多種、多彩な祭礼 (B) 地域学 (B) 歴史、文化がある (B) (D) (E) 寺、神社が多い (D) 文化財が多い（仏像等） (D) 神社、寺などの伝統行事が継がれている (D) 地域のイベントが多い（お祭り等）大変にしていて欲しい (D) 慣例を大切にする＝歴史文化の継承 (E) 土山、水口等の宿場、文化遺産が多い (E) 旧跡を守るために、ウォーキングや勉強会を自治振興会で (E) 奈良や京都にはない東海道を中心に隠れた文化もある (E) 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化が活かされていない (D) 関わっていないひとの思い (E) 	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀市文化財保護条例 甲賀市文化財保護基本方針 甲賀市文化のまちづくり計画 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統文化を後世に伝える (A) 地域の歴史文化を大切に守る (A) 文化財を活かしたまちづくり (A) 地域の特徴を活かした景観、文化的創出 (E) 後継者、担い手育成 (D) 	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀のすばらしさ、住んでいるまちのすばらしさ、先人への敬意も含めた郷土愛（子ども達に郷土について教え伝える） 歴史、文化、伝統を大切にする、後世に伝えて活かしていく（後継者をどう育てるかも関連） 皆で新しい文化を創っていく（新たなものを生み出していく） 市民もできることを積極的にやっていく 市民と行政との協働 関心のない人への働きかけ
③ 産業	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動が活発 (A) 工業団地がある (A) 工場が多い (A) 農林業が続いている (A) 地産の野菜、米がおいしい (A) 信楽焼きなどに代表される特産品がある (B) お茶どころ（朝宮・土山） (B) 元気な中小企業がある (B) 食べ物、地場産品 (B) 地域特産品がある (C) (D) 信楽という有名な観光スポットがある (C) 有名観光地がある (C) 地場産業が強い (D) 「甲賀」は知名度がある。「信楽」も知名度がある (D) 地域資源が豊富（自然・森林・里山・歴史文化遺産・茶・陶器等） (C) (E) 	<ul style="list-style-type: none"> 大企業がない、企業（本社）が少ない (A) (D) 雇用不足 (A) (D) 観光スポットを活かしていない（若い世代が行きたいと思うような） (A) 知名度が低い (B) 地域の資源がうまく活かされていない (C) 経済の循環が少ない (D) 買い物がしにくい (D) インフラ（水がない） (D) 忍者とタヌキのみ (D) 観光地としては中途半端 (D) ショッピングセンターが多く、個人商店街がなくなってしまった (E) 周辺地と中心地の格差あり (E) 周辺地では商店の衰退が進んでいる (E) 観光客数が伸びていない。特に宿泊客が少ない (E) 観光情報の発信弱い（観光戦略） (E) 農林業の衰退化 (E) 	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀市観光振興計画 土山地区活性化計画 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の創出（企業活動の活性化、過疎対策）、行政はインフラ整備、市民は地元雇用を大切に (A) 産業の発展（第1次から第6次までをしていく組織づくり） (A) 商店街の活性化、行政・商工会等との前向きな協議 (A) 地場産業や文化伝統を伝承するまち (B) 地産地消をコーディネートし、甲賀ブランドの仕組みづくりや全国的なPRを (D) 	<p>内発的に発展していくよう地域の自立性を高めていく（行政は施策として考える、市民は地元の発展を考える）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者、企業も地域社会の一員としての自覚をもつ（地域に根付くように） 地域資源（観光資源）を発掘し、うまく活用 甲賀市の魅力を全国に発信していく、甲賀市の価値をより高めていく 広域連携 <p>（例）土地利用計画</p> <p>分権時代にふさわしい行政のあり方（国、県に対し積極的に物申していく）</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地企業も地域社会の一員としての責任を自覚（地域を大切にしていただけ） 地場産業の育成、人の育成 人や組織を育てて活かしていく 持続可能な地域社会を創造する。目指していく。 魅力を発信していく 起業する人を育てていく 市民も行政も創意工夫を

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
④ 道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路のインターチェンジが3つもある（A）（C） 信楽高原鉄道（B） 新名神高速道路が通っているので、京阪神や名古屋（都市）へも行きやすい（B）（C）（D）（E） 都会と田舎がコンパクト、ちょうど良い（B） 道路交通の便が良い（D） 新名神高速道路を活かしたまち、東海道、忍者、陶器、観光が良い（E） 	<ul style="list-style-type: none"> JR電車の便が悪い（A）（D） コミュニティバスの運行（フレート）に不満あり（不便）（A） 幹線道路整備が不十分（A）（B）（C） 市の面積が広すぎて、行き来に時間がかかりすぎる（A）（B）（C）（D）（E） 新名神高速道路の周辺整備（B） 公共交通機関が少ない（子ども、高齢者は移動手段が少ない、自動車に頼っている）（A）（B）（C）（E） 交通の便が悪い（B）（D）（E） 鉄道交通の整備が進んでいない（D） 辺地なため、県立高校に人が集まらない。東海道沿線にみんな行ってしまう（E） 	<ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路活用戦略 甲賀市公共交通活性化によるまちづくり推進計画 甲賀市信楽高原鉄道沿線地域公共交通総合連携計画 甲賀市地域公共交通総合連携計画 甲賀市道の構造の技術的基準を定める条例 甲賀市道に設ける道路標識の寸法を定める条例 甲賀市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例 甲賀市法定外公共物管理条例 甲賀市国土利用計画 甲賀市交通安全計画 甲賀市都市計画マスターplan 		<ul style="list-style-type: none"> 市民の安全を守れるようなことを優先した社会資本の維持、整備 行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく（公共交通機関を利用すべき） 市民の責務として、地域にある貴重な財産を有効に活かしていく
⑤ 施設	<ul style="list-style-type: none"> 良い温泉がある（やっぽんぽん、大河原温泉、宮乃温泉、塩野温泉、多羅尾温泉）（B） 公立甲賀病院（B） 運動施設がたくさんある（グラウンド）（B） ゴルフ場が多いところ（B）（D） 子どもや老人の方の遊び場が多い（D） 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の老朽化の進行（A） 小学校が多い（A） 市民の憩いの場がない（自然いっぱいの公園など）（A） 小児科が少ない（A） 基本設備の不足（B） 河川の整備が進んでいない（川の中の砂）（B） スポーツ施設が使いにくい（B） 人口増減合併前のままの施設が多く、統廃合が進んでいない（B） 若者の遊び場がない（B） 地域医療に差がある（C） 人口の割に施設が多い（E） 学校の統合がされていない（E） 	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀市公園条例 甲賀市都市公園条例 甲賀市立図書館のあり方 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方 甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方 甲賀市スポーツ振興計画 		<ul style="list-style-type: none"> 自治振興会の活動拠点整備（自治振興会の活動拠点としてふさわしいよう整備が必要な地域市民センターがある） 市の既存施設有効活用（人口減少もあり、余ってる施設が出てくる中での対応） 個人の空き家も含め、既存施設の有効利用 子ども達が外で安心して遊べる場づくり 行政に頼るだけでなく、市民同士も支え合っていく（温かいまち、暮らしやすいまちを実現） 施設の維持管理、運営を市民が役割を担いながら行う
⑥ 市民の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 人間性の良い人が多い（A） 人情味がある（A） いわゆる「スレ」ている人がいない（C） 立ち上がりは遅いが協力的な人が多い（C） このまちを良くしようという熱い思いをもった人がたくさんいる（C） いろんな技をもった人がいる（C） 人がやさしい（D） 住民の質が高い（D） 人の人情を感じる（E） 縦や仲間意識がある（E） 	<ul style="list-style-type: none"> 住民気質として自分たちがどんどん自発的に進める方ではない（B） 地元根性が強い（B） リーダーとなる人材が偏っている（C） いろんな力を持った人がいるのに活かされていない（C） リーダーが少ない（D） 慣例を大切にすることニールールがない、個の価値觀が尊重されない（E） 人の人情を感じない=利己主義で他力本願（E） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民憲章 	<ul style="list-style-type: none"> おもてなし、まちを愛する心意気を（E） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民自ら考えて決定し、その実現に向けて行動する 地元派も市外から来た人も同じ甲賀市民であるという意識は大切 市のいいところを知って、どんなまちにしていくのかということをみんなで考える まちづくりの主役である市民が主体的にまちづくりに関わる 市民という用語（住んでいる人、通勤・通学、外国人、宗教団体等）をどう定義づけるか <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民もできることを積極的にやっていこう
⑦ 子ども・若者・障がい児（者）		<ul style="list-style-type: none"> 周りに子どもが少ない（家の中にいる子どもが多い気がする）（B） 市街地への若者流入（都市計画）（B） 20代、30代の若者がいない（C） 若者対策が出来ていない（C） 若者がいない（D） 若者の定着が少ない（E） 	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀市子ども・子育て応援団会議条例 甲賀市児童クラブ条例 こうか 親と子応援アクションプラン 甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方 甲賀市子ども読書活動推進計画 甲賀市青少年自然体験活動振興計画 		<ul style="list-style-type: none"> 年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する権利の保障 人と人とのつながり、思いやりの心 若者の声をまちづくりに活かせるシステムの構築 子育てしやすい体制づくり 若者が活躍できる素地を 小さな子どもも参画できるまちづくり 地域の力、支え合うことで安心して学べる仕組みづくり 子ども自身にたった子育て、子どもに接する大人のあり方 地域の大人が協力して支えていく 子どもが夢中になれるものを 障がい児に対する周りの人たちの理解を深める <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 人や組織を育てて活かしていく <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども達が外で安心して遊べる場づくり

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと	
⑧高齢者・障がい者（過疎）		<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化の地域が多い（A） ・少子高齢化が進んでいる（A） ・他市に比べて高齢化率が高い（A） ・高齢化が進み、集落の成立が難しくなっている（B） ・高齢者同士のつながり、ネットワークが十分でない地域もある（住宅団地など）（B） ・高齢者が多い（ひとり暮らしの方も多い）（B）（C） ・周辺地では高齢化と過疎化が進んでいる（C）（E） 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市介護保険条例 ・甲賀市地域福祉推進計画 ・甲賀市地域福祉（活動）計画 ・甲賀市第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 ・甲賀市国土利用計画 ・甲賀市都市計画マスターplan 	<ul style="list-style-type: none"> ・年老いても安心して住み続けられるまち（B） ・自治振興会等による広域的な対策（C） ・行政は仕組みづくりや支援、他は地域が主体となって取り組むといった役割分担の明確化（B） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサポート体制 ・高齢者の積極的な社会参加、高齢者は重要なまちづくりの担い手 ・高齢者が生きがいを感じることができる施策 ・高齢者の能力を十分に発揮していただく ・地域福祉計画を反映した条例づくり ・高齢者や障がい者に対する周りの人たちの理解を深める 	
⑨市の一体感		<ul style="list-style-type: none"> ・旧町でやり方が違っていたので、統一する場合に選択肢はいくつもある（A） ・旧町によって特色のあった文化が合併してもそのまま残っている（続いている）（B） ・合併前の5町の個性が活きている（E） ・甲賀全体がブランド（E） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一極集中になってきた（水口に集まっている。人も物も祭りも）（A） ・街の中心がなく、ばらけている。（A） ・地域間のバランスが悪い（中心部と周辺部）（A） ・合併後、人口の増・減する地域が分かれてきた（B） ・旧町の交流が少ない（C）（E） ・旧町意識が強い（C）（E） ・画一行政をしている所がある（C） ・合併時にしなくてはいけない事を今頃している（C） ・地域による格差が生まれている（D） ・生活基盤に地域格差がある（C） ・旧町の特性が活かされていない（C） ・旧町のしがらみから抜け出していく（E） ・合併前の5町がなかなかひとつになれない（E） ・合併は良かったのか（E） ・水口ばかりが良い街になっている（E） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画 ・国土利用計画 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市としての文化を創っていく ・それぞれの地域の個性や特徴を尊重した一体感、尊重しあえる風土 ・市民同士が交流・連携できる場づくり ・旧町の垣根を取り払い、甲賀市民として意識し考える ・甲賀郡の歴史を思い出しながら、甲賀市を考える
⑩コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興会がある（A） ・山間部では隣近所のつながりが温存している（A） ・山間部では区で何事についてもある程度まとまりがある（A） ・各地域の結束力がある（特に従前の区・自治会）（A） ・地域愛が強い（B） ・スポーツが地域でよく行われている（B） ・昔ながらの近所、隣どうしの助け合いがまだまだ続いている（区・自治会・自治振興会）（B） ・ある程度町の顔が見える（良いも悪いも）（D） ・人が少ない（D） ・地域としてのまとまりがある（D） ・地域の顔がわかりやすい（D） 	<ul style="list-style-type: none"> ・街中ではつながりが薄れてきている（A） ・地域差がある（人の考え方、区・自治会のあり方、事業推進など）（A） ・近所との関係がドライになってきた（B） ・空き家などが多くなってきた（B） ・地縁的なつながりが失われつつある（C） ・公共の土地だけでなく、私有地も管理できていない（C） ・地域によって差が出てきている（C） ・各団体の役員が毎年、順番に回ってくる（C） ・地域行事が多すぎる（D） ・近所づきあいが薄い（D） ・地域の関わりがわざわざしい（D） ・イベント等への若者の参加が少ない（D） ・若者の地域参加を（E） ・女性のリーダーが少ない（E） 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市地域福祉推進計画 ・甲賀市自治振興会等規則 ・甲賀市行政区設置規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・どういうまちにしたいかを個人が本気で考え、意見交換、議論ができる場を大切にしたい（E） ・地域のよさをみんなが活かしていく努力が必要（E） ・大切なものを子どもたちに伝えていく（E） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興会と市との関わり、設立した目的 ・自治振興会と区・自治会、地区社協の役割、すみ分け ・自治振興会に参加を促す仕組み ・団体の活動発信、連携 ・自治振興会と区との一体的な運営 ・サポートしあう支援・見守りの体制 ・住民の負担になりすぎないように組織の整理を 	

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
(1) 行政	<ul style="list-style-type: none"> 窓口の対応が良い (B) 	<ul style="list-style-type: none"> 旧町体質が残っている (A) 個々の活動を取りまとめ、甲賀市のピッグイベントがない (A) 区長会、自治振興会の役割が不明確 (A) 親子支援はあっても母支援、働くママ支援がない (A) 財源が不足しているため、補助金が削られる (A) 国歌を斉唱しない (A) 前例にとらわれすぎる (B) 資金不足 (B) 鉄道沿線の開発が弱い (C) 集落が点在 (C) 行政サービスの地域格差 (D) 旧町の温度差がひどい (D) 窓口格差がある (D) 書類の提出が多い (E) 福祉、笑顔がない (E) 職員が上から目線 (E) 市民に対して「してやっている」という職員が多い (E) 人口が増加しないということはまちづくりがまちがっているということ (E) 市街化調整区域では発展しない (E) 	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀市行政手続条例 甲賀市行政組織条例 甲賀市総合計画策定審議会条例 甲賀市監査委員条例 甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 甲賀市法令遵守の推進条例 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業の役割分担 (A) 補助金の見直し整理 (A) 子育て支援、母支援 (A) 公共施設の整備、市民の集い、憩いの場所作り (A) 地元の想いを活かすインフラ整備 (E) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と住民のパートナーシップ 住民と行政の役割 行政はまちづくりのプロとしての役割を果たす 公平性 透明性 説明責任 市民意識の高揚やまちづくりへの関心を高める働きかけ（仕掛け） 地域住民へのサポート
(2) 市民活動と協働	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動が活発に行われている (C) 	<ul style="list-style-type: none"> せっかくの市民活動、市民に伝わっていない (A) 地域活動への支援が少なくなってきた (B) ボランティアの方の活躍の場が少ない (C) 「協働」が言葉だけになっている (C) 	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀市市民協働事業提案制度実施要項 甲賀市市民活動総合補償制度要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援、協働 (A) 区と自治振興会のすみ分け (A) 青少年（子ども）のまちづくりの参画 (B) 協働による役割分担（どこまで責任を持つか）(C) 協働はどういった人が担うのか、あるいは受け手なのか (C) 地域のよさを引き出すためには、市民をはじめ多様な主体と今、協働をしていくとき (E) 	<ul style="list-style-type: none"> 協働のルール 参加したい、自分たちで物事を決めていきたい 市民団体の活動発信、連携 <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民もできることを積極的にやっていくう 市民と行政との協働
(3) 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害が少ない (A) (D) 比較的、安全・安心な街である (A) 災害が少なく暮らしやすい (B) 地域のつながりが強いので、子どもたちの安全対策等が協力してもらいやすい (B) 災害対策（設備・マニュアル等） (B) 安全への取り組み (B) 情報基盤整備により各戸に音声スピーカーがあり、災害対策が進んでいる。 (B) 		<ul style="list-style-type: none"> 甲賀市防災会議条例 甲賀市災害対策本部条例 甲賀市国民保護協議会条例 甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例 甲賀市インフルエンザ等対策本部条例 甲賀市青少年活動安全誓いの日条例 甲賀市生活安全条例 甲賀市暴力団排除条例 甲賀市犯罪被害者等支援条例 甲賀市既存建築物耐震改修促進計画 食育推進計画 安心安全な学校づくり交付金に係る施設整備計画 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に備えたまちづくり (B) 行政と市民の役割分担による対策 (B) 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災への取り組み 有事前の対応（治山・治水・砂防など） 市民の地域の状況把握と情報の共有 住民同士の見守り、支え合い 地域団体、学校などへの予防啓発 <p>再掲（例）河川の氾濫</p> <p>（再掲）・行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険情報については、市として市民に周知、啓発する <p>再掲（例）セアカゴケグモ</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の責務として、地域の状況把握と情報の共有、

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
(14) 人権			<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市人権尊重のまちづくり条例 ・甲賀市人権総合計画 ・甲賀市同和対策基本計画 ・甲賀市男女共同参画計画 ・甲賀市人権教育基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を大切にする（思いやりの気持ちを育てる）（A） ・人権意識の高揚（A） 	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰ではない適切なレベルの人権 ・人権学習への参加 ・啓発活動の強化 ・住民の理解を深め、差別のない社会を
(15) 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教育熱心である（A） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専門学校がない、少ない（A） 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市教育振興基本計画 ・市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって魅力があり、住み続けたいと思えるまち（B） 	
(16) 個人情報			<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市個人情報保護条例 ・甲賀市情報公開条例 ・甲賀市地域情報化計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の扱い方（ルールとは何か）（D） 	
(17) 国際	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流が進んでいる（E） 		<ul style="list-style-type: none"> ・国際化推進計画 		
前文に				<ul style="list-style-type: none"> ・日本国民として、そして甲賀市民としての自覚と誇りを持つ（A） 	

甲賀市教育振興基本計画

平成 22 年(2010 年) 2 月

甲賀市教育委員会

はじめに

この計画は「甲賀市教育振興基本計画」といいます。甲賀市が、将来のまちの姿を表現するキャッチフレーズ「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を実現するために、これからどのような教育に取り組むのかという基本的な考え方をまとめたものです。

教育は「人づくり」です。

過去から現在、そしてこれからも、甲賀市という地域を支え、勢いづけるのは市民の力であり、地域づくりの基本となるのが「人づくり」、すなわち「教育」です。

私たちは、めざすべき「教育の姿」を実現するためには、市民の皆さんをはじめ、甲賀市の教育とかかわるすべての方々とともに、着実に歩を進めつづけなければなりません。

市民の力にあふれ、輝きつづける「甲賀の教育」の振興のために、甲賀市は何をなすべきか、また、学校で、家庭で、地域で、そして企業をはじめとするあらゆる社会の中で、甲賀市の教育とかかわる一人ひとりがどのようなことを心がけ、取り組めばよいか、この計画はその土台としての役割を担います。

平成22年（2010年）2月

甲賀市教育委員会

< 目 次 >

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	4
3. 計画の期間	4
4. 計画で取り扱う「教育」の範囲	4

第2章 甲賀市の教育をめぐる状況

甲賀市の教育	5
1. 家庭教育への支援	9
2. 就学前教育の充実	10
3. 特別支援教育の充実	11
4. 不登校児童・生徒への支援	12
5. 外国籍児童・生徒への支援	13
6. 食育の推進	14
7. 読書活動の推進	15
8. 社会教育の拠点としての公民館	17
9. 人権教育の推進	17
10. 青少年の健全育成	18
11. 生涯スポーツの推進	19
12. 文化財の保護と活用	20
13. 文化芸術の振興	22

第3章 今後10年間でめざす「甲賀市の教育」の姿

1. 教育方針	23
たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる	
2. 教育目標	24
(1) すべての子どもが仲間とともに学ぶ	
(2) 読書をとおして豊かな心をはぐくむ	
(3) 魅力ある地域の人、モノを生かす	
3. 教育施策推進の基本的方向	25
4. 教育施策の柱	31

第4章 今後5年間に取り組む教育施策

教育施策の体系	32
1. 家庭教育	35
2. 就学前教育	37
3. 学校教育	40
4. 社会教育	43
5. 歴史、文化財保護及び文化振興	51

第5章 教育環境整備計画

・ 学校・園の適正規模及び適正配置の見直し	58
・ 耐震性の確保を図る整備の推進	59
・ 教育環境の質的な向上を図る整備の推進	59
・ 防犯対策など安全性の確保を図る整備の推進	59

第6章 計画を推進するために必要なこと

安全管理に対する取り組み	60
1. 子どもたちの6つの生活習慣	61
2. 教育委員会の機能強化	63
3. 進捗状況の点検と評価	64
4. 関係者の役割分担と連携協力	65
5. 市民の意見等の把握と反映	66
6. 計画の見直しと新たな課題への対応	67

参考資料

関係法令	69
教育基本法	69
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要	73
国の教育振興基本計画の概要	74
滋賀県教育振興基本計画の概要	77
計画策定までの経過	83

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 国・県の状況

近年の急激な社会の変化に伴う国際化、少子化、高齢化、情報通信技術の発達、環境問題の深刻化等とともに、地方分権の推進など、地方自治体を取り巻く社会情勢は大きく変化し続けています。

こうした状況下で、生活習慣の乱れ、人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下、犯罪の低年齢化など、解決すべき多くの教育課題が生じています。

平成18年(2006年)12月、制定から約60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代の教育のあるべき姿、めざすべき基本理念が明らかにされました。

この教育基本法改正を受け、学校教育法をはじめとする教育3法^{*1}等の関係法令が改正されました。

また、新しい教育基本法の理念を実現するためには、具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、教育基本法第17条第1項で、「教育振興基本計画」を定めることが規定されました。

<教育基本法（抜粋）>

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

① 国の教育振興基本計画

平成20年(2008年)7月に、国の「教育振興基本計画」が策定され、「教育立国」の実現に向けて、

- ・ 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- ・ 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成

*1 「学校教育法」と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」の改正案、いわゆる教育3法案が、100時間を超える国会審議を経て、平成19年(2007年)6月20日に可決・成立、同月27日に公布されました。

- ・ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を人間像とし、今後おおむね 10 年先を見通した教育のめざすべき姿と、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を、次のとおり示しています。

今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿

ア 義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して生きていく基礎を育てる

イ 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

ア 社会全体で教育の向上に取り組む

イ 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

ウ 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

エ 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

② 滋賀県の教育振興基本計画

このことを受け、平成 21 年（2009 年）7 月 16 日に「滋賀県教育振興基本計画」が策定されました。

この計画では、「滋賀県基本構想（平成 19 年（2007 年）12 月策定）」の基本理念「未来を拓く共生社会へ」のもと、今後 10 年間に目指す滋賀の教育の姿を示すためには、何よりそこに生きる「人」の存在が大切であるとし、「滋賀が目指す人間像」を描いています。

基本理念：未来を拓く共生社会へ〔自律性（自律）・協働・共生（共生社会）〕

次の世代や社会への影響を念頭に置きながら、地域や個人の「自律性」を高め、県民一人ひとりや様々な団体、企業、行政等が、それぞれの役割に応じて力を發揮し互いに協力する「協働」によって、人と人、人と自然とが「共生」する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓いていくことを目指す。

目指す人間像

古くから進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然との調和を尊んできた滋賀の人々が育み、拠り所としてきた「近江（淡海）の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人を、「滋賀が目指す人間像」とする。

そして、今後 10 年間の教育の基本目標を、次のように掲げています。

教育の基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

- ・ 未来を拓く「人づくり」にしっかりと取り組むとともに、多様化する教育課題に対応するため、学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支える。
- ・ 常に自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を継続的に習得していくことができるよう、県民が生涯にわたって学習することのできる環境をつくる。

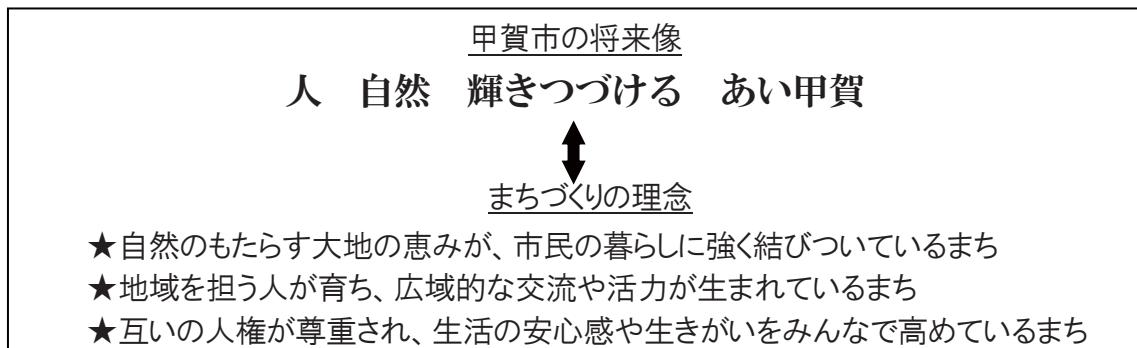
また、基本目標の達成に向けて、次の3つの観点から教育施策を進めることとしています。

- ア 子どもたちの「生きる力」を育む
- イ 社会全体で子どもの育ちを支える
- ウ 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

計画期間は、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）までの5年間です。また、各施策の成果や達成度を測るために、平成25年度（2013年度）末において達成を目指す施策の成果を表す指標（成果指標）または事業実施の目標（事業目標）を示しています。

（2）「甲賀市教育振興基本計画」の策定

甲賀市は、平成19年（2007年）3月に、「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を将来のまちの姿とする「甲賀市総合計画」を策定しました。



この甲賀市総合計画のもと、甲賀市の教育施策は、教育分野における家庭教育や就学前教育、学校教育、社会教育など各分野での単年度の方針や計画、指針等を策定し実施しています。

しかし、将来のまちの姿である「人 自然 輝きつづける あい甲賀」の具現化のためには、「甲賀市の教育」のあるべき姿と、それを実現するための施策を、市民をはじめ甲賀市の教育にかかわるすべての方々に示し、考え方を共有することが不可欠であると考えます。

また、甲賀市の特徴的な教育課題を含め、さらに取り組みが必要な教育課題を解決し、恵まれた環境を生かした甲賀らしさあふれる教育を効果的・効率的に推進していく必要があります。

こうしたことから、甲賀市総合計画のもと、甲賀市の教育施策の基本的かつ中期的な計画である「甲賀市教育振興基本計画」を策定することとしました。

2. 計画の性格

(1) 教育基本法第17条第1項に基づく「教育振興基本計画」を参照した計画

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、国が策定した同法第17条第1項に基づく教育振興基本計画のほか、滋賀県が策定した滋賀県教育振興基本計画を参考とします。

(2) 甲賀市総合計画に対応した教育分野に関する中期的な計画

本計画は、甲賀市におけるまちづくりの最上位計画である「甲賀市総合計画」と整合した、教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画です。また、甲賀市が策定する他の構想・計画・指針等と整合します。

3. 計画の期間

本計画は、今後10年先を見通した教育のめざすべき姿と、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）までの5年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示します。

なお、計画の期間中、計画に掲げた施策について、定期的に、自ら実施状況や効果等を点検し、評価します。また、点検・評価の結果については、公表することにより、計画の見直しにつなげるとともに、甲賀市の教育にかかわるすべての方々に対し説明責任の徹底を図ります。

4. 計画で取り扱う「教育」の範囲

- (1) 家庭教育、就学前教育^{*2}、学校教育および社会教育のすべての場所を含みます。ただし、県立・私立の保育園、幼稚園、学校、専修学校、各種学校で行われる教育内容等については、各学校・園の独立性を尊重して、本計画では取り扱わないこととします。
- (2) 乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期のいずれの時期の教育も含みます。
- (3) 教育施策を実施する主体にかかわらず、甲賀市における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築します。

*2 甲賀市教育振興基本計画の中では、就学前教育は「幼稚園および保育園での教育活動」をいいます。

第2章 甲賀市の教育をめぐる状況

甲賀市の教育

甲賀市の人団は、95,808人（平成21年（2009年）3月末現在）、市域の総面積は481.69平方キロメートルです。

人口は増加傾向にあるものの、その伸びは鈍化しており、持続的で大幅な人口の増加は厳しくなってきています。さらに、近年の年齢別人口構成の推移をみると、全国的な傾向と同様に、少子化・高齢化が進んでいます。

また、市域が広く、過疎化や高齢化している地域もあり、学校規模も、市内29の小中学校では、県内でも有数の大規模中学校から、学年の児童数が一桁の小規模小学校があります。

一方、環境面では、鈴鹿山脈を源流とする野洲川や榎川、信楽盆地や水口地域の平野部など、市内全域が豊かな自然に恵まれた地域となっています。

また、歴史文化面では、聖武天皇によって開かれた紫香楽宮をはじめ、独自の地域連合体として知られる「甲賀郡中惣」や、近世の東海道の宿場町や城下町などとともに、仏教美術を中心とした県内でも有数の質・量を誇る豊かな文化財をはじめ、甲賀流忍術など地域色豊かな歴史が今も息づいています。

平成20年（2008年）

2月に開通した新名神高速道路は、市内に3箇所のインターチェンジが設けられ、国道1号などの幹線道路とともに交通が便利であることから、多くの企業が進出し内陸工業地として発展し、住宅団地も数多く造成されています。

◆甲賀市の人団（年齢別人口構成）の推移

項目	区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
人口	全 体	90,744人	92,484人	93,856人
	老人人口 (65歳以上)	14,476人	16,775人	18,565人
	生産年齢人口 (15~64歳以上)	59,372人	59,887人	60,524人
	年少人口 (0~15歳)	16,892人	15,781人	14,634人
構成比	老人人口 (65歳以上)	16.0%	18.1%	19.8%
	生産年齢人口 (15~64歳以上)	65.4%	64.8%	64.6%
	年少人口 (0~15歳)	18.6%	17.1%	15.6%

〔資料：国勢調査（総務省）〕

甲賀市は、こうした恵まれた環境を存分にいかし、「甲賀らしさ」があふれる教育施策を推進しています。

(1) 就学前教育

市内には、私立2園を含む8つの幼稚園と、私立5園を含む27の保育園があり、幼稚園には705人、保育園には2,166人の園児が在園しています（平成21年（2009年）5月1日現在）。

また、平成21年（2009年）4月から「幼保一元化^{*3}園」を開設し、幼稚園児と保育園児とが一緒に園生活を送ることで、就学前の子どもが、同じ保育・教育を受けることができるようになっています。

そのことにより、友達関係も広がり、子どもの生活や発達に連続性をもって育ちを支えることができます。

就学前の教育については、「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」のもと、各地域における特色や、子どもの発達や集団経験年数の個人差、家庭環境などを勘案しながら、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣をしっかりと身に付けることを第一に、生きる力を培い、人とかかわる力や思いやりの心の育成をめざしています。

このことは、幼児期における道徳性の芽生えを培う活動の充実としてあらわれており、保育・教育活動の各分野において、様々な人やモノとのかかわりの中で、子どもたちが自己充実を図り、喜びや充実感を味わうことで、遊びのルールやきまりの意味などを実感できる活動や自然に接しながら生命尊重の心情を身に付けていくことを大切にしています。最近では、平成17・18年度に伴谷幼稚園と貴生川幼稚園が道徳教育実践研究事業推進園として文部科学省から指定され、家庭と共に取り組む研究を通して、成果を残しています。

また、各園の状況にはそれぞれ違いがあるため、各園独自の保育・教育の目標や保育・教育課程を設定して、教育活動を展開しています。

◆市内の保育園・幼稚園への入園児数の推移

保育園（私立含む）

各年4月1日現在

	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
全 体	2,345人	2,318人	2,295人	2,271人	2,143人
5歳児	753人	716人	684人	706人	661人
4歳児	695人	662人	692人	661人	578人
3歳児	515人	554人	506人	492人	476人
2歳児	246人	240人	246人	244人	252人
1歳児	112人	129人	143人	149人	154人
0歳児	24人	17人	24人	19人	22人

幼稚園（私立含む）

各年5月1日現在

	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
全 体	568人	563人	607人	655人	705人
5歳児	252人	217人	232人	233人	257人
4歳児	215人	227人	235人	248人	272人
3歳児	101人	119人	140人	174人	176人

〔資料：甲賀市教育委員会調べ〕

*3 幼稚園と保育園の施設や運営を一元化することで、効率的な経営を行うとともに、一体的な就学前教育を実施します。

(2) 学校教育

市内には、市立小学校23校、市立中学校6校を設置しており、5,831人の児童と2,928人の生徒が在学しています(平成21年(2009年)5月1日現在)。その他、県立中学校が1校設置されています。

学校教育においても、何より、児童・生徒一人ひとりがしっかりと基本的な生活習慣・学習習慣を身に付けることが大切であることから、「あいさつ・読書・運動」を身に付ける取り組みを中心に、児童・生徒の心の成長と学力の向上をめざしています。

授業においては、それぞれの学区が持つ豊かな地域文化を存分に活用しており、地域と連携しながら、地域の人材や自然、環境などを通じた体験学習を積極的に展開しています。

特に、外国語教育と道徳教育は、かねてから力を注いでいる分野です。

外国語教育では、早くから外国語活動のカリキュラムを作成するなど、先進的な取り組みを進めています。

道徳教育では、道徳の時間の指導に力を入れ、他教科や特別活動等との関連を図り、地域性に応じた多様な教材の開発とその効果的な活用を進めています。最近でも、平成20・21年度に土山小学校が道徳教育実践研究事業推進校として文部科学省から指定され、地域での体験活動や地域とのつながりを生かした研究を通して、成果を残しています。

中学校においては課外活動も活発で、部活動への生徒の参加率も高く、スポーツ、文化活動とも全国大会等で優秀な成績を残している学校もあります。

平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査^{*4}の調査結果によりますと、教科面では国語・算数(数学)とともに知識を問う問題は全国平均に近いものの、

■児童・生徒数、学級数、教員数の推移

各年5月1日現在

区分 \ 年		昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
小学校	児童数	滋賀県 115,664人	102,989人	95,575人	87,072人	85,767人
	甲賀市 3,558組	7,409人	6,888人	7,170人	6,487人	6,016人
	学級数	滋賀県 259組	3,497組	3,419組	3,215組	3,276組
	教員数	滋賀県 4,904人	4,910人	4,953人	4,771人	4,035人
	甲賀市 362人	362人	376人	412人	384人	396人
	生徒数	滋賀県 58,848人	57,773人	51,327人	48,147人	42,261人
	学級数	滋賀県 99組	1,624組	1,695組	1,571組	1,508組
	教員数	滋賀県 170人	2,916人	3,139人	211人	216人
	甲賀市 170人	170人	206人	211人	216人	198人

[資料：学校基本調査(文部科学省)]

*4 文部科学省が、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、平成19年度(2007年度)から実施しています。教科に関する調査(国語、算数・数学)のほか、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施し、学力とその相関関係等についても分析されます。

活用力を問う問題の正答率がやや低い結果となっています。児童生徒質問紙からは、早寝早起きの習慣の定着や地域行事への積極的な参加など、基本的な生活習慣が身に付いている一方で、家庭での学習習慣の形成が課題であることがわかりました。

また、不登校や特別な支援を必要とする児童・生徒や日本語指導が必要な外国籍児童・生徒も多く、それぞれの問題に対して、支援員を配置するなど相談体制の充実に力をいれています。

(3) 社会教育

甲賀市は、公民館や図書館、体育施設など多くの社会教育施設を有しております、これらの施設を拠点として、趣味・教養の学習、地域の歴史や文化財に関する情報の発信、人権学習、展示会やおはなし会、スポーツ活動など幅広い学習の場や機会を提供しています。

このような社会教育施設等での学習をきっかけに、自ら意欲的に学習活動に取り組み、その学習成果をそれぞれの立場で自発的に生かし、各地域で自立したまちづくりにつなげている個人や団体・グループも数多くあります。

のことからみて、社会教育は、生涯を通じた学びの入り口としての役割だけでなく、地域活性化への「学びの入り口」として欠かすことのできない重要な役割を担っています。

社会教育は、市民の主体的な学習意欲と積極的な学習活動への参加無くしては始まらないものです。人々が求める多様で高度な学習ニーズに応えるための事業の展開や環境整備について社会教育行政施策の方向性を明らかにする必要があります。

さらに、甲賀市の社会教育関係団体は、さまざまな分野で、それぞれの目的に応じて多様な活動を自主的に展開しています。しかし、市民の社会教育関係団体への参加は、価値観の多様化や都市化、地域社会における人間関係の希薄化、少子化等が進み、減少傾向にあります。特に、女性の会など地域を基盤として組織活動を展開してきた団体では会員の大幅な減少傾向が続き、存続の危機に立たされています。一方では、青年層の中には、自らの力を子どもたちの健全育成のまちづくりに生かそうとする動きもあります。

今後は各種団体との緊密な情報交換のもとで、よりよい運営が図れるよう、総合的な支援に努める必要があります。

(4) 教育施設

市内には、小中学校や公民館、図書館、体育施設などをはじめ、136の教育施設があります（平成21年（2009年）4月1日現在）。

平成16年（2004年）10月に5つの町が合併して誕生した甲賀市では、旧町ごとに整備された類似の施設のほか、新たに設置した施設もあり、同規模の市と比べて施

設数に過剰感があり、財政事情が厳しい中、さらなる財政圧迫の大きな要因になっています。

各施設においては、目的どおりの効果が発揮されているかどうかを点検評価し、設置意義が変化または希薄化した施設や重複・過剰な配置となっている施設については、統合・廃止を含めた適正配置の検討が必要です。

施設の改築・改修方法についても、「老朽化したら建替える」という従来のサイクルを改め、既存施設を社会資本として活用するため、耐用年数の長期化や性能の保全・向上を図るよう見直す必要があります。

一方、施設の管理運営についても、アウトソーシング^{*5}を視野に入れながら、必要に応じてその形態を見直す必要があります。

■市立教育施設数

施設の種類		施設数
幼稚園		6
保育園		22
義務教育 施設	小学校	23
	中学校	6
特別支援教育施設		8
学校給食センター		3
社会教育 施設	公民館	14
	公民館類似施設	8
	図書館	5
	歴史資料館等	8
	青少年教育施設	3
	文化ホール等	6
	スポーツ施設	23
合 計		135
【参考】甲賀市の公共施設 (教育施設を含む)		364

[資料：甲賀市教育委員会調べ]

以下に、甲賀市の教育をめぐる現状と課題について説明します。

1. 家庭教育への支援

(現状)

家庭教育とは、保護者が子どもに家庭内で基本的な生活習慣やさらには、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやりなど、生きていく上で必要な力を身に付ける援助をすることです。

核家族化、共働きやひとり親家庭の増加、地域における地縁的なつながりの希薄化など社会状況が大きく変化し価値観が多様化する中で、家庭や地域の教育力の低下が甲賀市においてもうかがえます。

平成20年度(2008年度)に実施した家庭教育に関するアンケートの中でも、「子育てに関してむずかしいと感じることはありますか?」という設問に対し、「子どもとかかわる時間が少ない」や「自分の子育てに自信がない」などの回答が多く見受けられ、保護者の子育てに関する孤立感や不安感がうかがえます。

このようなことから、家庭教育に不安を持っておられる家庭の支援として、家庭

*5 「民間」が保有する経営資源(人材、財源、知識、技術力等)を調達・活用してサービス提供を行う手法を広く指すもので、この計画の中では、外部委託のみならず、市民との協働や民営化なども含まれています。また、「民間」には、企業のほか、市民活動団体や地域団体(区・自治会)などを含みます。

教育講座や親子の交流・体験を通した学びの場づくりなどの家庭教育支援事業を実施しています。

(課題)

乳幼児から児童まで、さまざまな発達段階の子どもとその保護者への家庭教育支援として、講座の実施や語り合いの場の提供を行っていますが、地域の実施状況はさまざまであり、系統立てた支援事業や他機関で行われている子育て支援事業との連携が必要です。また、地域で子どもたちを育てる家庭教育支援として、ボランティアの養成やその活動を進める取り組みが必要です。さらに、家庭教育に関するアンケートの中で、家庭教育支援事業についての情報を求める声も多く、更なる事業の情報提供を行う必要があります。

◆子育てに関して、むずかしいと感じることはありますか？

回答項目	保育園5歳児	小学校3年生
子どもとのコミュニケーションがうまくとれない	8. 4% (5位)	8. 9% (5位)
自分の子育てに自信がない	25. 1% (3位)	23. 4% (3位)
子どもとかかわる時間が少ない	25. 3% (2位)	27. 0% (2位)
家族の中で子育ての考え方ややり方が違う	16. 6% (4位)	17. 6% (4位)
子育てについて相談したり協力したりする相手がいない	3. 0% (7位)	4. 8% (7位)
その他	8. 2% (6位)	7. 3% (6位)
特はない	28. 8% (1位)	28. 5% (1位)

〔資料：家庭教育に関するアンケート（甲賀市教育委員会）〕

2. 就学前教育の充実

(現状)

幼保一元化がスタートした甲賀市においては、保育所保育指針の告示化により、保育園においても幼児期に幼稚園と同じ就学前教育を行うこととし、「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」に保育・教育の目標や重点項目を掲げ、就学前の幼児に対して同じ保育・教育に取り組んでいます。

一方、保護者にとっては、子どもの育ちにおける家庭での育児の大切さを理解していても、子育てを取り巻くさまざまな環境の変化により、乳幼児にふさわしい生活を送ることが難しくなっています。早寝、早起き、朝ごはん等の基本的な生活習慣が身に付いていない子どもも多く、食育等についても、園任せになっている家庭もみられます。

(課題)

子育てを取り巻く社会の変化により、就学前の子どもの教育及び保育への需要が多様なものになっていることから、家庭との日々の連携が大変重要です。また、乳

幼児期に自発的な遊びや心を動かした遊びが生きる力の基礎となり、乳幼児期に培った力が小学校での学びに繋がるものであり、小学校との連携の強化が必要です。

このように、園において「根っこ子育て」を大切にし、家庭、地域、小学校が一体となったつながりの強化を図っていくことが必要です。さらに教職員が、子どもの発達の過程を踏まえて子ども一人ひとりに寄り添った保育実践のために、教職員の資質の向上を進めていく必要があります。

3. 特別支援教育の充実

(現状)

公立、私立の幼稚園・保育園に就園している園児のうち、特別支援教育^{*6}の必要な園児は、平成21年度（2009年度）で351人（全体の11.9%）となっています。

市内小中学校の特別支援学級在籍者は209人（同2.4%）、通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒は586人（同6.7%）となっています。

また、言語や発達障害に対する支援や指導を行うため市内5カ所に開設している「甲賀市ことばの教室^{*7}」には、園児が133人、児童・生徒が184人通級しています。総じて特別支援が必要と認められる園児、児童・生徒数が近年急増している状況にあります。

これは特別支援教育の理解が園や学校現場に浸透してきたために、相談や検査などがこれまで以上に進み、適正な就学指導が行われるようになってきたことや、通常学級における発達上の課題のある園児、児童・生徒の把握が進んできたために、特別支援を受けるようになった子どもの数が増加したためと考えられます。

一方では、園や学校において支援や指導が困難な場面が増加していることも現状としてあります。

◆市内の特別支援教育が必要な園児、児童・生徒数

	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
支援が必要と考えられる園児数	240人 (10.4%)	250人 (10.8%)	337人 (12.7%)	351人 (11.9%)
特別支援学級在籍児童・生徒数	132人 (1.5%)	143人 (1.6%)	169人 (1.9%)	209人 (2.4%)
通常学級で支援が必要と考えられる児童・生徒数	434人 (4.8%)	531人 (6.0%)	592人 (6.7%)	586人 (6.7%)

[資料：甲賀市教育委員会調べ]

*6 発達障害を含むすべての障がいを持つ子どもを対象に、自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導および必要な支援を行います。

*7 発音に誤りがある、うまく話せない、ことばでうまく物事を表現できないなど、ことばの面で問題を抱える子どもに対し、自らの力を十分に發揮し、集団生活が送れるよう支援することを目的に、一人ひとりに合った指導や教育相談を行います。

(課題)

特別支援教育の基本として、各園・学校においては個別の指導計画を作成し、それに沿って実践・評価・記録を行い、学年間や学校間等の引継ぎを確実に行うこと、また、管理職やコーディネーターのリーダーシップのもと組織的な取り組みを行うことが求められます。

そのためには、園・学校教職員の研修を継続的に行い、資質向上を図ることが必要です。

あわせて、支援の必要な園児、児童・生徒数が増加傾向にある中、子どもの状況を的確に把握し、適切な支援体制を整備することが必要です。

特別支援教育においては、早期に障がいを認知し適切な対応を行うことが必要であり、保護者の子どもの障がい受容が重要な鍵となることから、保護者の思いに寄り添った相談を、園や学校、相談機関で行う必要があります。

また、保健センターや平成21年度（2009年度）から発足した甲賀市発達支援室においては、発達障害をはじめとする障がいやその疑いのある人に対し、就学前から学齢期、さらには就労・生活にいたるまでの長期にわたる一貫した支援体制を構築するため、発達支援について福祉と教育とをつなぐ要となることが求められています。発達支援室では、こうした支援体制の構築のほか、発達相談や療育事業、啓発研修なども行っています。また、平成21年度（2009年度）から運用を開始した「ここあいパスポート^{*8}」を有効活用し、乳幼児期から成人期へつないでいくことが求められています。

4. 不登校児童・生徒への支援

(現状)

甲賀市の課題として第一に挙げられるのが、不登校児童・生徒数の多さです。

平成19年度（2007年度）の統計では、甲賀市の不登校率は、小学校0.46%、中学校3.96%でした。不登校は、学校における人間関係や学習に起因するもの、家庭

環境・家族関係に由来するもの、問題行動や怠学に傾き休みがちになるものなど、

◆不登校率の推移

		平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	
不登校率	小学校	甲賀市 滋賀県 全国	0.52% 0.55% 0.33%	0.46% 0.55% 0.34%	0.51% 0.48% 0.32%
	中学校	甲賀市 滋賀県 全国	3.28% 3.19% 3.01%	3.96% 3.27% 3.07%	3.13% 3.05% 3.05%
	全体	甲賀市 滋賀県 全国	1.40% 1.39% 1.19%	1.63% 1.43% 1.22%	1.38% 1.30% 1.20%

[資料：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）]

*8 支援を必要とする人が、乳幼児期から学齢期そして就労・生活にいたるまで医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携をもち、とぎれのない支援に活用できる相談支援ファイルです。個別の指導計画や個別の支援計画、また関係機関の情報等、支援の記録を一つにまとめることもねらいです。

さまざまな要因や状態が考えられます。

平成20年度(2008年)に総数で若干の減少を示したものの、小学校0.51%、中学校3.13%と、国、県と比較して、依然として高い数値を示しています。

不登校など学校不適応の課題を持つ子どもやその保護者、また教職員への支援を行うため、スクールカウンセラーなどの相談員や支援員を学校に配置しています。

また、市内数カ所に適応指導教室や教育相談所を設け、長期欠席児童・生徒の一日も早い学校復帰のための支援を行っています。

学校や関係機関では、ケース会議を開き、児童・生徒や保護者の状況を正しく把握し、組織的な取り組みを行っています。

この結果、長期欠席児童・生徒に一定の改善が見られるものの、不登校児童・生徒が飛躍的に減少するには至っていません。

(課題)

今後なお一層、スクールカウンセラーなどの相談員や支援員の設置と活動の充実を図るとともに、支援のあり方について関係者が研修を深めていく必要があります。

また、ケース会議等により個々の状況を正しく把握し、組織的な取組みを強化していく必要があります。さらに、不登校を未然に防止するためにも学級集団づくりやソーシャルスキル^{*9}に関する研究や実践が重要となります。

5. 外国籍児童・生徒への支援

(現状)

甲賀市立小中学校における日本語指導が必要な外国籍児童・生徒数は、平成20年度(2008年度)11校124人、平成21年度(2009年度)11校130人であり、国籍別には

◆市内の外国籍児童・生徒の在籍状況

	小学校	中学校	合計
公立学校に在籍	133人	45人	178人
外国人学校に在籍	15人	3人	18人
私立学校に在籍	0人	0人	0人
合計	148人	48人	196人

平成21年(2009年)9月1日現在

[資料:甲賀市教育委員会調べ]

ブラジル70%、ペルー24%、フィリピン4%、中国2%となっています。また、幼稚園・保育園の保護者で母語支援の必要な方も30人近くおられます。

これらの児童・生徒が日本の生活や学習に適応できるように、学校では日本語教室を開設し、個々の状況に応じて日本語指導を行っています。そのために県から対象児童・生徒数に応じて日本語指導加配教員や非常勤講師が配置されています。平成21年度(2009年度)においては加配教員が2校2人、非常勤講師が7校7人となっています。それを補う形で、市費の非常勤講師を2校2人配置しています。

*9 社会の中で、他人とかかわり、共に生活していくために必要な力(技能)を育成することです。ソーシャルスキル教育の中では、対人関係上の問題を乗り越える方法、集団を楽しむ方法を教えます。

母語による学習支援や生活支援、また保護者への通訳などを行う母語支援員については、ポルトガル語4人、スペイン語1人、中国語1人の6人を市で雇用し、各学校・園に派遣しています。平成20年度（2008年）まではポルトガル語（一部スペイン語）3人の母語支援員であったのを、平成21年度（2009年）からは、スペイン語、中国語のできる母語支援員を増員し、学校・園派遣だけでなく教育委員会事務局にも配置し、通訳・翻訳・相談を行っています。これにより、保護者への配布文書の翻訳や、家庭訪問時の通訳などきめ細かな支援ができるようになりました。

（課題）

社会経済状況の変化に影響され、外国籍児童・生徒が定住するか帰国するか将来の動向が不安定なために、急な転出入や帰国があり、緊急に対応できる体制の整備が必要です。

一方では、年々定住する方も増加している中、外国籍児童・生徒の高等学校進学を含めた進路指導が課題となっています。入試制度に関しては、県が取り扱う内容ですが、児童・生徒や保護者への入試制度に関する情報発信、理解の促進は市の課題として、今後も、社団法人甲賀・湖南人権センター（あすぱる甲賀）等とも連携して取り組んでいく必要があります。

また、経済的な理由のために就学が困難な状況にある児童・生徒もいることから、就学援助制度や奨学金制度など、制度の周知を進めていくことが重要です。

外国籍の子どもへの就学指導により、現在市内で学校に行っていない子ども（不就学）はいませんが、今後とも状況を正確に把握して確実な就学ができるように努めていくことが必要となります。

◆市内の日本語指導が必要な外国籍児童・生徒数の推移

	平成19年 (2007年)		平成20年 (2008年)			平成21年 (2009年)		
	5月1日	9月1日	1月7日	5月1日	9月1日	1月7日	5月1日	9月1日
日本語指導が必要な外国人児童・生徒数	112人	122人	112人	124人	129人	131人	130人	122人
内、日本語がほとんど話せない児童・生徒数	23人	34人	37人	51人	51人	45人	47人	46人
日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する学校数	13校	14校	14校	11校	11校	11校	11校	10校
国籍数	7カ国	7カ国	7カ国	7カ国	7カ国	7カ国	5カ国	7カ国

〔資料：甲賀市教育委員会調べ〕

6. 食育の推進

（現状）

食育は、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきもの、と平成17年（2005年）に成立した食育基本法において位置

づけられています。

近年、社会環境やライフスタイルが大きく変化し、食に関するさまざまな問題が表面化しています。中でも、偏った栄養摂取、朝食欠食といった食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題は深刻化しています。

さらに、それぞれの家庭で家族と食卓を囲む機会が減少するなど、従来から、自然に親から子・孫へと受け継がれてきた食に関する習慣や知識、地域の伝統料理、また自然の恩恵による食への感謝の気持ちも薄らいでいます。

甲賀市では、健全な心身と豊かな人間性をはぐくむためには、健全な食生活を実践することが重要であると考え、「いただきます こうかの恵みで いきいきライフ」を合言葉に、地域社会全体で食育への取り組みを進めています。

学校や保育園・幼稚園では、毎月19日を食育の日として、各学校・園で特色ある活動に取り組んでいます。例えば、郷土料理や地元産の食材を用いた給食の献立を計画したり、栄養士を講師に招いての栄養素の学習を行ったりしています。

また、地域の方と一緒に栽培し収穫した作物を、調理して食するといった園・学校・家庭・地域が連携した体験活動などを通して食の大切さや自然の恵み、命の大切さを学んでいます。

(課題)

子どもたちの朝食摂取率は、小学校5年生で98.8%（滋賀県平均97.5%）、中学校2年生で92.1%（同93.3%）（平成21年（2009年）6月調査）となっています。目標とする朝食摂取率100%を実現するためには、生活のリズムの基本である3度の食事の大切さを理解し、正しい食習慣を身に付ける食指導を、学校・園・家庭・地域が連携して、さらに進めていく必要があります。

◆児童・生徒の朝食摂取率

		平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)		平成21年 (2009年)	
			6月	3月	6月	3月
小学5年生	甲賀市	98.2%	99.1%	98.2%	99.0%	98.8%
	滋賀県	96.1%	97.5%	97.6%	97.5%	97.5%
中学2年生	甲賀市	91.2%	93.9%	92.7%	93.9%	92.1%
	滋賀県	90.9%	91.5%	92.7%	93.3%	93.3%

〔資料：小中学校における朝食摂取率調査（滋賀県教育委員会）〕

7. 読書活動の推進

(現状)

子どもを取り巻く生活環境も大きく変化し、生活時間の変化や物事に対する興味や関心の多様化は、読書習慣の形成を妨げる一因となり、読書離れを引き起こしています。このようなことから、読書活動の推進を、乳幼児をはじめ児童・生徒の基

本的な生活習慣を形成する重要な要素の一つと位置づけ、取り組んでいます。各学校・園でのお話タイムや読書の時間の設定、読書ボランティアの導入などにより、子どもの読書活動がある程度習慣化してきているといえます。甲賀市の中学生における1か月間の一人当たりの読書冊数は、全国平均と比べてやや低いものの、滋賀県平均を上回るレベルにあります。書籍の冊数で読書量を単純に比較できませんが、子どもの読書環境を計画的に整備し、発達段階に応じた読書活動を推進するため、平成21年（2009年）3月に「甲賀市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

平成20年度（2008年度）に、市内5地域の図書館システムを統一し、市内のどの図書館でも1枚のカードで利用ができるようになりました。さらに、2台の移動図書館車により、図書館からの遠隔地域へもサービスを提供しています。

（課題）

読書量の平均は県平均を上回っているものの、読書がより必要と考えられる小学校高学年や中学生になるにつれて読書量が減少しています。小学校高学年や中学生になるほど、子どもの余暇の時間の過ごしが読書から離れていく傾向にあり、読書への興味を維持、持続させる取り組みが必要です。また、1ヶ月に1冊も本を読まない子どももあり、活字離れを食い止める取り組みも重要です。さらには、読書環境を整備するために学校図書館の蔵書の充実も合わせて取り組む必要があります。

子どもが自主的、自発的に本と親しみ読書習慣を形成することができるよう、学校や図書館が、読み聞かせのグループやボランティアと連携した読書環境づくりは、読書に興味をもつきっかけづくりとして効果が期待されています。また、乳幼児と保護者を対象としたおはなし会や本の読み聞かせを行っていますが、その機会に参加することのできない方へも読書の魅力を広げていくとともに、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

あわせて、「いつでも、だれでも、どこでも」利用できる図書館として現在3地域で実施している移動図書館車の運行計画についても検討が必要です。

図書館が図書の貸出や資料提供だけでなく図書館を生かした地域活動の展開をす

◆児童・生徒の読書の状況

			平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
1ヶ月間の平均冊数	小学校	甲賀市	7.7冊	8.7冊	8.0冊
		滋賀県	6.5冊	7.3冊	7.0冊
	中学校	甲賀市	2.5冊	2.7冊	2.7冊
		滋賀県	2.2冊	2.4冊	2.4冊
	全体	甲賀市	5.2冊	5.8冊	5.4冊
		滋賀県	4.4冊	5.0冊	4.8冊
不読者率	小学校	甲賀市	2.5%	3.2%	3.2%
		滋賀県	4.1%	3.3%	4.0%
	中学校	甲賀市	12.8%	13.0%	6.8%
		滋賀県	23.7%	21.2%	20.1%
	全体	甲賀市	7.6%	8.0%	5.0%
		滋賀県	13.5%	11.7%	11.7%

〔資料：子どもの読書活動に関する調査（滋賀県教育委員会）〕

る工夫も必要です。

8. 社会教育の拠点としての公民館

(現状)

社会教育の拠点である公民館（公民館類似施設含む）は、おおむね小学校区ごとに22館設置しています。それぞれの公民館では、地域の課題に関する講座を開催したり、自主学習グループを育成するための場所の提供などを行っており、個人の趣味や特技を生かし、生涯を通じた学習の場として活用されています。

また、独自の事業だけでなく、子育ての学習などについても関係者と連携した事業を展開しているほか、地区の集会や行事に利用されるなど、地域の交流の場として活用されています。

(課題)

人々は、地域の課題、地元の歴史や伝統文化、また環境に関する知識や趣味教養など幅広い学習を行い、その成果を生かすことで、心豊かな生きがいのある人生を送ることを求めています。このため、公民館は地域に密着した施設として、地域住民が利用しやすく、市民ニーズに応えるために意欲的に事業を展開していますが、公民館職員が地域の特性を考慮して企画した講座も、参加者が期待どおりに集まらなかつたり、指導者の確保に苦慮していることがあります。

また、市民の学習・交流の場として親しまれ活用されてきていますが、近年の市民意識の変化から、地域によっては、公民館は新鮮さに欠け、利用者が固定しているというイメージがもたれていることもあります。

このようなことから、市民の意思を反映した社会教育関連事業を展開し、公民館を活性化させる方法も検討していく必要があります。さらに、公民館の情報だけでなく文化ホールや歴史民俗資料館などの社会教育施設との情報のネットワークを構築するなど幅広い学習情報を共有化することも必要です。

一方で、公民館は地域の中央館としての機能を持つ館や地区館がありますが、その役割分担や各館の連携など組織の役割分担が明確でない部分があります。

公民館は、市の施設の中で中心的な役割を持っています。その役割を充分に果たすために、地域の特性や職員の体制を含め、公民館が相互に協力し有機的な体制ができるようにしていく必要があります。

9. 人権教育の推進

(現状)

平成16年（2004年）に実施した「人権・同和問題意識調査」の結果、同和問題

の解決を阻む「差別解消に向けた行動化の欠如」「ねたみ意識」「自然解消論」「身元調査当然論」が根強く存在することが明らかになりました。また、平成18年(2006年)に実施した「土地差別に関する調査」では、部落差別をうかがわせる土地差別の実態が浮かび上がってきました。

また、合併後の5年間だけでも、市内で9件の部落差別事件が発生しています。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、患者などをめぐるさまざまな人権問題も解消されたとは言えない状況にあり、さらにインターネットによる人権侵害など、新たな問題も生じています。

そこで、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」や「甲賀市人権尊重の都市宣言」を具現化し、あらゆる差別のない、互いに認め合う人権尊重のまちづくりを推進するため、平成21年(2009年)3月に「甲賀市人権教育基本計画」を策定しました。

(課題)

甲賀市では、あらゆる場における人権教育・啓発の推進に取り組んでいますが、各種の人権研修会では、参加者の固定化や年齢の偏りが見られるため、研修に参加できない層を対象にした研修会の企画など、きめ細やかな推進が必要です。

そのためには、各分野のリーダーが組織としての展望を持って現状を分析し、変革を構想し、計画・実践していくよう力量を向上させる機会が必要です。

特に、行政職員、教職員など、人権に関わりの深い特定職業従事者は、業務の中で人権尊重の視点が不可欠であることから、学習機会の充実が必要であり、同時に、地区別懇談会の啓発者としても、さらなる資質の向上が求められています。

一方、人権についての主体的な学びを構築するためには、内容として「どこかのだれかの問題」から「生活実感を伴う私自身の問題」へと、また方法として「習う・教えてもらう受け身の学習」から「ともに学び合う双方向の学習」へと意識改革を行うことが大切です。同時に、人の出会いを大切にし、多様な価値観や生き方にふれながら、ともに生きることのよろこびを実感できる交流活動や集団づくり、学習環境づくりを進めることが、今後ますます重要です。

また、被差別地域における学力向上や進路保障の取り組みにより、高校進学については一定の成果が見られましたが、今後も、中途退学などの課題を抱える子どもの支援体制を充実するなど、進路保障の取り組みを推進することが重要です。

10. 青少年の健全育成

(現状)

情報通信技術の発達など青少年を取り巻く環境の急速な変化は、自然体験など実験の機会や異年齢間での遊びの機会といった、豊かな人間性をはぐくむことのできる絶好の機会を減少させるとともに、インターネットや携帯電話を通して簡単に

危険なサイトへアクセスできるという有害な環境をとても身近なものとしています。

また、少子化や核家族化、大人の生活様式の変化などにより、地域、家庭では、生活の知恵や社会のルールを学ぶといった青少年を健全にはぐくむ力が低下しています。

このような中、地域での教育力を高めることを目的に、地域子ども会への活動支援や青少年を育成する団体等で組織する青少年育成市民会議への支援をしています。

地域への支援と併せて、青少年をはぐくむ健全な環境づくりとして、青少年にとって有害な図書を回収する白ポストの設置や街頭での啓発活動、少年センターを拠点に少年補導委員による街頭指導などを実施しています。

また、子どもたちの成長に大切な自然体験活動を推進することを目的に、青少年自然活動支援センターを設置し、各種青少年団体の指導者の研修会や公民館との連携を図りながら事業を実施しています。

(課題)

「地域の子どもは地域で育てる」考え方のもと、地域での青少年健全育成活動に、さまざまな支援をしていますが、実施する団体等の地域での活動状況はさまざまであり温度差があることから、すべてが効果的な支援につながっていません。地域での活動が、より効果的に行われるよう、地域の実情に合った支援のあり方を考える必要があります。

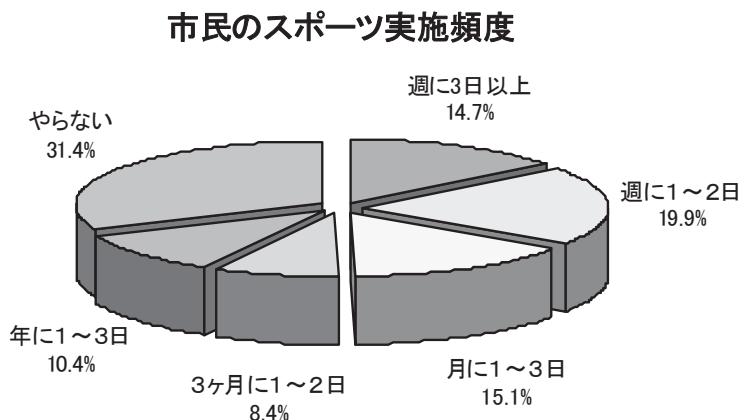
また、研修会をはじめとしたさまざまな事業で、参加者の固定化や偏りが見られます。本来その情報や成果を必要とする方々に、できるだけ多く参加していただけるように、事業内容を工夫する必要があります。

11. 生涯スポーツの推進

(現状)

市民の一人ひとりが、生涯にわたり健康で明るく充実した生活を送るために、「スポーツを通して、健康で心豊かな生活を送ることができる活気あふれるまちづくり」を基本方針として、平成20年（2008年）3月に甲賀市スポーツ振興基本計画を策定しました。

生涯スポーツ社会の実現をめざすこの計画のもと、スポーツ関連団体・クラブ等の育成・支援、スポーツ施設の整備と管理運営、スポーツ教室、イベント等のスポーツ事業の推進等を行っています。



〔資料:市民のスポーツに関する意識調査(甲賀市教育委員会)〕

また、地域の身近なスポーツ施設でスポーツに親しむことを目的として設立された総合型地域スポーツクラブ^{*10}は市内に10のクラブがあり活動をしています。

平成18年（2006年）に実施した市民のスポーツに関する意識調査をみると、運動を週1～2回以上している人が34.6%なのに対し、全くしていないか、してはいるが年に1～3日という回数の少ない人をあわせると41.8%になっています。

また、児童・生徒の基礎体力については、日常生活において体を動かす遊びの減少や運動部活動の入部の有無など、個人によりその機会に差があるために小学校で培った力がうまく伸びていない傾向が見られます。

(課題)

日常生活において、さまざまな機会を利用して、小学生のみならず中学生・高校生においても体を動かす機会を確保し、広げていくことが必要です。

市民の多様なスポーツニーズに対応し、誰もが気軽にスポーツができる「生涯スポーツ社会」を実現するため、生涯スポーツの推進に大きな役割を持つ総合型地域スポーツクラブが、平成19年度（2007年度）末をもって市内5地域全てに設置されました。しかし、各クラブの実施内容・規模等に格差が散見されています。今後、魅力あるスポーツクラブとして自主運営が進められるよう各クラブ会員数（平成21年度（2009年度）会員数1,995人）の増加、財源確保も含めてクラブが自主的・主体的に運営できるようにするための各種研修会の実施やノウハウの構築を行う必要があります。

12. 文化財の保護と活用

(1) 文化財の保護

(現状)

5町合併による市域の拡大とともに、甲賀市が扱う文化財は建造物、美術工芸、古文書、民俗文化財に史跡・名勝・天然記念物と多種多様な分野に及び、その数も国・県の指定文化財等107件を含む255件、埋蔵文化財の遺跡数は530件に達し、質・量ともに県内有数の文化財を保有するまちとなりました。しかも、文化財保護行政が扱う分野も、調査やその保護・管理、資料館等施設、市史編纂事業など多岐に渡っています。中でも、各地域にまだまだ眠っている未指定の文化財調査が十分行われておらず、調査が実施されないまま、遺棄されたり散逸する恐れがあります。

*10 身近な地域で「いつでも・どこでも・誰でも」気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営されています。幅広い世代の市民が、自分の目的にあったさまざまなスポーツ活動を行っており、甲賀市内には各地域で10のクラブが設立されています(平成21年(2009年)4月1日現在)。文化活動を取り入れているクラブもあります。

ります。さらに全国に誇るべき貴重な歴史資産があるものの、観光やまちづくりへと活用されていないのが現状です。

(課題)

わがまちの歩みを知る貴重な歴史資産が滅失する前にその価値を明らかにし、保護の措置を講じることが重要で、そのためにも調査計画や調査体制の確立、指定基準などの整備が必要です。そして、先人が残してくれた地域固有の財産を継承するとともに、その価値を多くの市民と共有し、地域資源として観光面とも連携しながら、魅力ある地域文化の創出のために積極的な活用が求められています。

(2) 文化財の活用

(現状)

「地域にある文化財」は「地域で守る」が基本です。郷土史会や歴史愛好団体などによって地域の歴史の再発見や地域文化財の保護、また歴史学習を通じて郷土への愛着を深められるよう努めています。

そしてまちの歴史を知ることは、これからわがまちの進むべき方向を見定めるうえで大切なことであり、資料館などを中心に社会科の一環として子どもたちに学

◆甲賀市内に所在する指定文化財等の件数		平成21年(2009年)11月5日現在			
種 別		国	県	市	合計
有形文化財	建 造 物	7	3	17	27
	絵 画		3	11	14
	彫 刻	49	10	46	105
	工 芸 品		1	12	13
	書 跡	(2) 3	2	10	15
	考 古 資 料			4	4
	歴 史 資 料				0
	美術工芸品小計	(2) 52	16	83	151
小 計		(2) 59	19	100	178
無形文化財		0	1	1	2
民俗文化財	有形民俗文化財		1	3	4
	無形民俗文化財		3	4	7
	小 計	0	4	7	11
記 念 物	史 跡	3	7	13	23
	名 勝			2	2
	天 然 記 念 物	(1) 1	1	6	8
	小 計	(1) 4	8	21	33
選択文化財	無形民俗文化財	2	11		13
登録文化財	登録有形文化財(建造物)	18			18
合 計		(3) 83	43	129	255

備考： 1 国指定の有形文化財は重要文化財の件数を示し、うち国宝の内数を括弧内に示す

2 国指定の天然記念物の件数のうち、特別天然記念物の内数を括弧内に示す

3 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の欄は指定件数を示す

4 選択文化財の欄は選択件数、登録文化財の欄は登録件数を示す

[資料：甲賀市教育委員会調べ]

習の機会を提供しています。

(課題)

地域に眠る文化財を市民の手で掘り起こし、調査・保護できるよう市民との連携が必要です。市民が主体的に保護してきた歴史資産を、今後も地域の誇りとして守っていくために、より多くの市民が参画できるような仕組みづくりが必要です。

また学校教育と連携を強化し、歴史に学ぶことの重要性を、次代を担う子どもたちに伝えることが大切なことであり、歴史教育の充実を図り、地域への愛着心をはぐくむ必要があります。

13. 文化芸術の振興

(現状)

甲賀市には文化芸術活動の拠点として4館の文化ホールがあります。平成20年度（2008年度）は年間で延べ147,500人の利用がありました。また、舞台を備えたホールの利用は年間で600件、開館日数に対する稼動率は51%（市内4館平均）となっています（全国平均56%）。

文化活動を行う団体組織として甲賀市文化協会連合会があり、約200団体が加盟しています。この他にも文化活動を行う文化団体から個人まで、その形態や活動スタイルは多様化しています。

地域の文化芸術の振興はその地域を活性化させます。甲賀市では、文化芸術にかかる基本的な考え方、文化芸術のための施設及びその事業や運営方策、文化芸術の振興が果たす役割の3点を盛り込んだ「甲賀市文化のまちづくり計画」を平成21年度（2009年度）に策定予定です。

(課題)

優れた文化芸術の鑑賞ができる機会の充実、文化芸術の創造活動ができる機会と活動場所の確保が必要です。

今後は、市民、NPO、民間企業、行政などが連携した協働型の文化芸術事業の展開と支援体制が不可欠であり、そのためには、明確な理念のもと、地域の特色を生かし、文化芸術にかかわる誰もが意欲的に活動できる文化政策の推進が求められます。また、市内文化ホールの管理運営を一元化し、施策を推進するための専門的な組織をつくる必要があります。

第3章 今後10年間でめざす「甲賀市の教育」の姿

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

教育は人づくりであり、まちづくりの基礎です。「為すことによって学ぶ(Learning by doing)」という教育の原理を土台とし、甲賀の明日を担う子どもたちが、恵まれた環境を生かしたさまざまな体験をとおして、豊かな人間性を培い、郷土を愛し、未来をきりひらくたくましさをはぐくむことをめざします。

そのことから、甲賀市の将来像である「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を具現化するために、甲賀市総合計画に掲げられている「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」ことを教育方針とし、教育施策を総合的に推進していきます。

甲賀市総合計画 まちづくりの目標5【教育・文化分野】

たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

子ども達をめぐる問題が深刻化するなか、次代を担う心身ともにたくましい子どもや青少年を育てます。そして、郷土の歴史や伝統文化に誇りを感じ、自分たちのまちをよくしたいという熱い思いと行動力のある人を、学校教育や生涯学習を通じて育てます。

また、家族や仲間とのスポーツ・レクリエーション活動、芸術及び文化活動を活性化し、市民の生きがいを育てるとともに、互いの交流を通じて、新たな地域文化の創造に努めます。

(施策の柱)

- ・ 学びが生きがいをうみだすまちづくり
- ・ 子どもや若ものがいきいきと育つまちづくり
- ・ 歴史と文化を守り創るまちづくり

2. 教育目標

教育方針に基づき、甲賀市がめざす教育の姿を実現するために、第2章であげた諸課題への対応も含め、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 すべての子どもが仲間とともに学ぶ

就学前の幼児や、小中学校の児童・生徒が、安全に安心して学べる環境づくりや、さまざまな課題を抱える子どもへの教育的な支援の充実を図り、すべての子どもが仲間とともに「学び・育つ」ことをめざします。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、乳幼児期から基本的な生活習慣を身に付けさせるための取り組みや、子どもの学力向上をめざします。

教育目標 2 読書をとおして豊かな心をはぐくむ

子どもの発達段階に応じた読書体験を積極的に取り組み、子どもが、知恵や思索の源となる言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにすることをめざします。

また、図書館を核とした学校や地域の連携による読書活動を通じて、市民の自主的で自発的な学習意識の向上をめざします。

教育目標 3 魅力ある地域の人、モノを生かす

甲賀市の「学びと育ち」につながる市民の力を発掘し、それらを資源として生かすための仕組みづくりを進め、多くの市民がよき手本を示す人となることをめざします。

また、数多くの文化財や郷土文化等の豊かな歴史資産を次代に引き継ぐための取り組みを進め、市内外に発信、活用することで、「甲賀市の誇り」を高めます。

3. 教育施策推進の基本的方向

教育目標 1 すべての子どもが仲間とともに学ぶ

家庭教育では…

子どもが人を思いやり、豊かな人間関係を築いていくためには、各家庭において一人ひとりの子どもが認められ、愛されていることが実感できるよう子どもと保護者との信頼関係を築くことが大切です。

さらに、乳幼児期から心身ともに健康、安全に過ごすことができるよう、社会生活において必要となるルールやマナーについて学習する機会の提供や基本的な生活習慣の確立をめざし、家庭教育の支援に努めます。

就学前教育では…

乳幼児期は、さまざまな人の出会いを通して、まわりの人への信頼感が育ち、ともに生きる仲間として人間関係の基礎がつくられる時期です。

子どもが自分でやろうとする意欲や行動を温かく見守り、丁寧に寄り添いながらさまざまな機会をとらえ、適切に援助することにより友達とかかわっていく力の育成を図ります。

さらに、きまりの大切さに気づき、ルールを守るとともに、共通の目的を見いだし、協力して物事をやり遂げ、達成感を味わうことができるよう集団活動の機会の確保と協同的・活動的な学びの充実に努めます。

学校教育では…

心豊かでたくましい子どもの育成のためには、仲間とともに切磋琢磨し学び合うことは欠かせません。

甲賀市は、不登校になっている児童・生徒の割合が全国や県と比較して高い状態にあることから、児童・生徒の環境にまで視野を広めた実態把握を行ない、教育相談機関とも連携を図りながら支援を進めます。

さらに課題を抱える児童・生徒によりよい支援が行えるよう、特別支援教育や外国籍児童・生徒への対応の充実を図ります。そのためにも、各支援員の活用を図るとともに、担当教職員の指導力、対応力向上に向けた研修を進めます。

また、すべての子どもに集団遊びや授業をとおして、健康・体力の増進を図る

とともに、確かな学力の定着と、子どもたちが安心して学ぶためのよりよい学校環境の整備に努めます。

社会教育では…

家庭、地域、企業および教育関係機関が連携し、市民一人ひとりが学ぶ楽しさ、交流することの喜びを体験でき、学んだ成果を生かせる生涯学習社会づくりを推進します。

特に、子どもの豊かな育ちとふるさと意識の醸成につながる自然体験や社会体験、生活体験など直接体験の学習機会の提供に努めます。

同時に、市民一人ひとりが健康で明るく充実した生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ関連団体・クラブ等の育成・支援を行い、それらが子どもの居場所にもなりうるよう、魅力ある活動の展開を支援します。

また、次代を担う青少年の健全育成のために、青少年育成市民会議などへの活動支援や家庭教育支援に関する学習機会の提供を行い、子どもにかかわろうとする地域づくりを推進するとともに、関係機関の連携による課題を抱える子どもの支援体制を充実します。

歴史、文化財保護及び文化振興では…

わがまちの文化資産を守り歴史を知ることは、未来のまちづくりへの大きな指針となります。

仲間とともに地域に残る「本物」の歴史資産に触れることでまちの歩みを身近に実感し、その価値を共有し合うことを通じて仲間意識を醸成し、次代を担う子どもたちに郷土愛が芽生えるよう努めます。

また、子どもは本来一人ひとりが限らない力と可能性、そして自ら育つ力を持っていることから、文化芸術活動によって、人間としての豊かな感性や知性、社会性、創造力を育み、仲間同士のコミュニケーションを深めることで、世代を超えたさまざまな人々とふれあうことで仲間とともに活動できる場の提供を図ります。

教育目標 2 読書をとおして豊かな心をはぐくむ

家庭教育では…

家庭教育では、一家団らんの食事をとるのと同じように、読書の時間を設けることが大切です。親子で図書館に行くことなど保護者も一緒に本にふれる機会の充実を図り、読書の時間を家庭で習慣づけることが必要です。

甲賀市では、乳幼児期から、保護者のぬくもりを感じながら絵本に接し、一緒に共感しあえるよう、「ブックスタート事業^{*11}」など読書の楽しさに出会える機会の充実を図ります。

さらに、成長段階に応じた読書やお話会などをとおして豊かな心の育成に努めます。

就学前教育では…

自我が芽生えはじめる乳幼児期は、絵本や童話を読み聞かせてもらう活動やお話を通しての言葉のやりとりなどで心と心の交流を図り、情緒の安定を図ることが大切です。さらに、絵本や物語にふれることにより、集中力を養い、想像力や言語能力の向上に努めます。

また、絵本や図鑑などに興味を広げ、言語感覚を養い、物語の世界を想像しイメージを広げていくなど、感性豊かな子どもの育成を図ります。

学校教育では…

本に親しんでいた子どもたちでも、絵本から物語へ移行する時期に読書離れが始まっています。すべての児童・生徒が年齢相応の図書に親しむために、朝の読書や国語科をはじめとする各教科などの指導の工夫により、学校での読書活動の推進に取り組みます。

また、学校図書館の充実を図るとともに、地域図書館との連携を深め、よりよい読書環境づくりに努めます。さらに、市民ボランティアの活用と子どもの主体的な取り組みをすすめ、小学校における読み聞かせ活動の発展、図書の紹介、貸出しの推進などを図ります。

*11 親子が絵本を通じて心ふれあうひとときをもつきっかけづくりを目的に、市内すべての赤ちゃんと保護者を対象に実施している事業で、ボランティアの協力をいただきながら、絵本のプレゼントと読み聞かせを行っています。

社会教育では…

図書館は、あらゆる情報の窓口として、市民サービスや地域づくりを支援する活動の展開などにより、市民により活用される拠点となることをめざします。

特に、乳幼児期においては、生涯にわたる自主的・自発的な読書習慣の形成のため、本と気軽に親しむことができる環境づくりを進めます。

学齢期の子どもには、学校と連携・協力し、読書活動や学習活動を支援しながら、読書離れを防ぐとともに、図書館を身近な施設として利用してもらうための取り組みを進めます。

また、一人ひとりの生涯にわたる学習活動を支援するため、郷土資料など各種の資料を収集・提供するなど、地域の活性化に貢献する図書館活動を展開します。

歴史、文化財保護及び文化振興では…

歴史を学ぶ目的のひとつは、先人のさまざまな経験を知り、自分の体験として将来に生かし、よりよい未来の創造につなげていくことです。

まちの歴史に興味を持ち、さらに探求するために「本」は不可欠なものであり、読書で得た知識は実体験に匹敵するほど貴重なものとなります。甲賀市史などのまちの歴史に親しめる刊行物の普及に努めます。

また、読書は、子どもの言葉、感性、情緒、表現力、創造力など、「生きる力」を育み、人生を豊かにすることができる楽しい作業で、優れた伝統文化や芸術を継承・創造する人材を育成することができることから、あらゆる機会を通じて「本」への関心と意識醸成に努めます。

教育目標 3 魅力ある地域の人、モノを生かす

家庭教育では…

さまざまな家庭教育講座や親子ふれあい事業などをとおして、保育・教育にかかわるボランティアとともに、子どもと保護者の絆を深め、心豊かな子どもの育成に努めます。

また、安心して子育てができるよう、地域の人、モノを生かし、地域に根ざした仲間づくりの支援を進めるとともに、家庭教育の情報提供など家庭教育の支援に努めます。

就学前教育では…

子どもの成長にとって大切な生活習慣の基本を教えることは家庭の役目ですが、「地域の中で子どもは育つ」と言われるよう、子どもの健やかな育ちのためにには、家庭のみならず地域ぐるみで活動することが大切です。

乳幼児期の子どもが、身近な自然に触れ、たわむれることや地元に古くから伝わる行事や文化を知り、地域の人々の温もりを感じることは、地域を愛する心の育成につながります。

地域の人々や、子育てボランティア、高齢者との交流事業等、地域性を生かした独自性のある保育・教育の取り組みを進めます。

学校教育では…

地域の自然、歴史、文化を教育に活用することで、児童・生徒の興味・関心に応じたきめ細かな教育活動や豊かな体験活動を展開します。

これらの学習により、児童・生徒が、育ってきた地域に愛着を持ち、社会の一員として地域に貢献しようとする態度を養います。

同時に、地域人材を教育活動に活用することや、児童・生徒が地域に出かけて学習することで、学校の活性化を図り、開かれた学校づくりを推進します。

社会教育では…

公民館や図書館などの社会教育施設では、趣味、教養を深めるための学習や地域の課題にかかる学習など、さまざまな学習の場として利用できるよう、市内外の情報の収集や各種学習情報の提供を行います。

また、地域における学習のリーダー、指導者となるボランティアや人材を有効に活用するため、生涯学習支援スタッフネットワーク（教育人材バンク）の実効的な運用を図り、学校、家庭、社会教育団体、企業、NPOなどと連携・協力しながら多様な学習活動に対応する体制を整備します。

歴史、文化財保護及び文化振興では…

市内には日本の歴史を知る重要な歴史資産が数多く存在しています。また、これらは、身の回りに広がる豊かな自然、貴重な動植物とともに、後世に引き継がねばならない大切な地域共有の財産と言えます。

しかし、情報化の進展や都市化の影響など地域社会の急激な変化によって、子どもたちがその価値に親しみ学ぶ機会が減少しつつあります。

自然に親しみ、地域の人々が大切に守り伝えてきた歴史資産を学習することで、地域への愛着心をはぐくみ、また歴史教育を通じて先人の経験を自らの経験として未来を見据えて行動する力を備えた子どもを育成します。

地域にはさまざまな暮らしの知恵や伝統的技術を持った人々がおられ、それを受け継ぐような環境づくりを行うとともに、地域の歴史、生活文化、伝統文化等の伝承活動を支援し、それぞれの場で活動している人々が活躍する場の提供に努めます。

さらに、甲賀市がもつ地域固有の財産を市民と共有し、広く発信していくことで個性豊かな魅力あふれるまちづくりにつなげていきます。

4. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、今後10年間に、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、以下のとおり設定します。

家庭教育分野

- ・家庭教育力の向上
- ・家庭・地域社会の連携

就学前教育

- ・保育園・幼稚園における保育・教育の充実
- ・育ちをつなぐ保育園・幼稚園、小学校、家庭、地域社会の連携
- ・教職員の資質・専門性の向上

学校教育分野

- ・「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進
- ・教職員の指導力・職務遂行力の向上を図る研究・研修の充実
- ・特別な配慮を要する児童・生徒・保護者への支援の充実

社会教育分野

- ・生涯学習の推進と学習者への支援
- ・社会教育施設での学習活動の推進
- ・青少年の健全育成
- ・人権・同和教育の推進
- ・社会教育関係団体への自立支援
- ・生涯スポーツ推進体制の充実
- ・スポーツ施設の有効利用と安全な管理運営
- ・スポーツ事業の推進

歴史、文化財保護及び文化振興分野

- ・市史編さん事業の推進
- ・歴史・文化財の普及と文化財保護意識の啓発
- ・文化財の調査管理及び保存整備
- ・人材育成と活動の場の充実
- ・文化・芸術の環境整備の充実
- ・文化・芸術の自主活動への支援
- ・歴史的、文化的資源の継承と活用

第4章 今後5年間に取り組む教育施策

この章では、第3章で定めた教育施策推進の基本的方向に基づき、今後5年間に取り組むべき主要な教育施策を、教育の柱に沿って、総合的かつ体系的に掲げます。

また、その中でも重点的に取り組むべき事業と、その成果指標または事業目標を示します。

教育施策の体系

以下の施策体系に基づき、教育施策を総合的かつ計画的に推進します。

教育方針		たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる
教育施策の柱（大区分）		
家庭教育	(1)家庭教育力の向上	教育施策（中区分）
		<p>① 家庭教育支援の充実 ② 家庭教育の情報提供</p>
就学前教 育	(2)家庭・地域社会の連携	<p>① 地域との協働による家庭教育支援の推進 ② 家庭教育の啓発</p>
	(1)保育園・幼稚園における保育・教育の充実	<p>① 保育・教育の充実 ② 多様な保育サービスの提供</p>
	(2)育ちをつなぐ保育園・幼稚園、小学校、家庭、地域社会の連携	<p>① 家庭教育から乳幼児教育、小学校教育への連携 ② 家庭教育の支援、地域の人々との交流促進 ③ 特別支援教育の充実</p>
	(3)教職員の資質・専門性の向上	<p>① 実践的・主体的な研修・研究の充実 ② 特別支援教育の推進 ③ 保育・教育の計画と評価の実践</p>

教育施策の柱（大区分）		教育施策（中区分）
学校教育	(1)「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	① 基本的な生活習慣の定着を図る取り組みの徹底 ② 学ぶ意欲を高め、確かな学力をはぐくむ教育計画・実践への指導と支援 ③ 豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動の計画・実践への指導と支援 ④ 健やかな体とたくましい体力をはぐくむ教育計画・実践への指導と支援 ⑤ 地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進 ⑥ 安全で安心な学校給食の提供
	(2)教職員の指導力向上・職務遂行力向上を図る研究・研修の充実	① 教科教育・道徳教育・特別支援教育・人権教育等の指導力向上研修の充実 ② 児童・生徒に確かな学力をつけるための研究の推進
	(3)特別な配慮を要する児童・生徒・保護者への支援の充実	① 学校不適応をなくすための教育相談体制の充実 ② 障がい等特別な配慮を要する子どもや保護者への相談活動や支援の充実 ③ 外国籍児童・生徒や保護者への学習や生活適応にかかる支援の充実
	(1)生涯学習の推進と学習者への支援	① 生涯学習を支えるネットワークシステムの確立 ② 学習ニーズに応じた情報の提供 ③ 市民の自主的・自発的な学習の支援 ④ 社会の変化に対応した教育の推進
	(2)社会教育施設での学習活動の推進	① 市民の学習活動拠点施設としての機能充実 ② 図書館サービスの向上
	(3)青少年の健全育成	① 安全で安心できる事業の推進 ② 少年センターの充実
社会教育	(4)人権・同和教育の推進	① 「甲賀市人権教育基本計画」の推進 ② 学校・園における人権・同和教育の推進 ③ 社会教育における人権・同和教育の推進 ④ 関係機関等の連携
	(5)社会教育関係団体への自立支援	① 自立に向けた総合的な支援
	(6)生涯スポーツ推進体制の充実	① 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 ② 体育指導委員活動の充実 ③ スポーツ団体活動・事業の支援
	(7)スポーツ施設の有効利用と安全な管理運営	① 社会体育施設の管理運営、連絡調整 ② 学校施設開放の推進、連絡調整

教育施策の柱（大区分）		教育施策（中区分）
社会教育	(8) スポーツ事業の推進	① スポーツイベントの開催・支援 ② スポーツ教室の開催 ③ 地域における健康体力づくり活動の推進
	(1) 市史編さん事業の推進	① 市史全8巻の編集と刊行 ② 市史編さん叢書の編集と刊行 ③ 「市史」の普及及び活用
	(2) 歴史・文化財の普及と文化財保護意識の啓発	① 資料館施設における公開活用事業の充実 ② 市民を対象とした文化財活用事業の推進
	(3) 文化財の調査管理と保存整備	① 文化財の管理と保存、伝承活動支援 ② 文化財調査の推進 ③ 県との協働調査等の推進 ④ 史跡保存管理計画の策定
	(4) 人材育成と活動の場の充実	① 芸術や伝統文化等に親しむ教育の推進や、児童・生徒が発表する機会の拡大 ② 芸術・伝統文化・生活文化を身近に体験できるワークシヨップ等の活動の促進 ③ 子どもや若者を対象とした文化公演等の支援と民間団体等との連携による文化活動の場や機会の拡大 ④ 文化活動をサポートする人材の育成とその成果の活用 ⑤ 芸術家等の創造活動への支援
	(5) 文化・芸術の環境整備の充実	① 文化施設の利用促進 ② 文化ホールのあり方についての検討 ③ 民間団体・N P O等が行う文化の公演等への支援 ④ 高齢者・障がい者等の文化活動の環境整備 ⑤ 文化活動が活発に行われる環境づくりの推進
	(6) 文化・芸術の自主活動への支援	① 自主活動に必要な情報提供、文化施設相互の連携促進及び支援 ② さまざまな分野の芸術家や文化団体等関係者の活動への支援
	(7) 歴史的、文化的資源の継承と活用	① 文化遺産の保存、継承及び積極的な活用 ② 地域が誇る文化資源を活用した文化芸術の創造

1. 家庭教育

(1) 家庭教育力の向上

家庭教育は、すべての教育の源です。家庭教育の重要性を常に発信し、子どもの最善の幸せのために、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育てるなど家庭教育力の向上をめざします。

家庭の中で、「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を身につけ、さらに「あいさつ、読書、運動」を加えた6つの生活習慣により、子どもたちが毎日をよりよく生きるための力をつけることができるよう保護者への情報提供や支援に取り組みます。

① 家庭教育支援の充実

子育て親育ち講座、家庭教育講座など

② 家庭教育の情報提供

市広報紙による情報提供、家庭教育手帳など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
家庭教育講座	家庭教育力の向上をめざし、各種家庭教育講座を実施します。	実施			→	継続実施
子育て親育ち講座	多くの保護者が集まるさまざまな機会を活用して学習機会を提供します。	6園で開催	12園で開催		→	24園で開催
市広報紙等による情報提供	家庭教育の重要性を発信し、保護者の意識啓発を図るとともに情報を提供します。	実施			→	継続実施

(2) 家庭・地域社会の連携

子どもが安心した生活を過ごし、安定感をもって成長発達に必要な経験を積み重ねていくために、適切なかかわりや援助をおこなえる家庭環境づくりをめざします。

また、地域資源を有効に活用できる環境づくりを進めるため、家庭教育や子育てを地域のみんなで応援できるシステムの構築に努めるとともに、家庭教育を支える地域の人材育成や関係機関との連携に取り組みます。

① 地域との協働による家庭教育支援の推進

地域の人材育成、親子ふれあい事業など

② 家庭教育の啓発

ブックスタート事業、家庭教育支援基盤形成事業など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ブックスタート	絵本を通じて、親子や家族のコミュニケーションを深めるとともに、家庭教育の大切さを理解するきっかけづくりとして、すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡します。	実施				→ 継続実施
地域の人材育成	家庭教育の支援を行うための地域人材を育成します。	実施				→ 継続実施

2. 就学前教育

(1) 保育園・幼稚園における保育・教育の充実

児童福祉法に基づく保育所保育指針と学校教育法に基づく幼稚園教育要領の改訂を踏まえ策定した甲賀市乳幼児保育教育の指針に基づき、子どもの発達の過程を踏まえた保育・教育に取り組みます。

また、園生活の中では、相互のかかわりを通して、情緒的、社会的、道徳的な発達を促していきます。多様な保育サービスのニーズや、保育園、幼稚園の地域性を大切にした保育環境の充実に取り組みます。

① 保育・教育の充実

甲賀市乳幼児保育・教育課程作成、幼稚園・保育園の一貫した幼児教育実施、幼稚園評価、保育園評価実施、園訪問、新任研修、生活表活用、貸し出し絵本、自然体験、道徳教育、食育推進、安全教育、環境教育、異年齢児交流など

② 多様な保育サービスの提供

預かり保育事業、一時預かり保育事業、緊急・一時的保育の育児負担の軽減、早朝保育、長時間保育、延長保育など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保育・教育の充実	甲賀市乳幼児保育・教育の指針に基づき、甲賀市乳幼児保育・教育課程を作成し、幼稚園・保育園が一貫した幼児教育を行います。	全園で実施				継続実施
預かり保育事業	公立幼稚園で預かり保育を行います。	220人 (定員数)			230人	→
一時預かり保育事業	緊急・一時的に保育を必要とする方の育児負担の軽減を目的として、一時保育を行います。	実施				継続実施

(2) 育ちをつなぐ保育園・幼稚園、小学校、家庭、地域社会の連携

保育園、幼稚園において家庭や地域との「連携」は不可欠です。家庭や地域社会、療育専門機関および小学校と連携を強化し、最善の保育、教育が展開できるよう取り組みます。

また、保育園、幼稚園が地域の子育ての拠点となっていくよう園と家庭が双方の関係を深め、連続性をもって園児の育ちを見守っていきます。

① 家庭教育から乳幼児教育、小学校教育への連携

幼小連携推進事業、保育園保育児童要録・幼稚園児指導要録送付・個別の指導計画送付、公開保育、幼児教育と小学校教育の相互理解、保幼小合同研修会、保幼小連絡会、一日入学、体験入学など

② 家庭教育の支援、地域の人々との交流促進

保護者研修、家庭教育支援・地域の人々の交流事業、保護者クラス懇談、保護者会・PTA活動、保護者交流会、子育て相談など

③ 特別支援教育の充実

就学前特別支援教育検討会、ケース検討会、園内支援会議、関係機関連携、教育相談、ことばの教室連携、発達相談事業連携、こじか教室連携、特別支援保育環境整備など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
就学前特別支援教育検討会	検討会を実施し、各関係機関と連携をとるとともに、個別の指導計画を作成し、適切な指導や支援を行います。また、園訪問を行い、園児の様子を観察するとともに、支援の仕方について園内委員会を実施します。	実施	→			継続実施
保護者研修	保護者研修において、人権研修や子育てについての研修を行うとともに子育て相談を実施します。	実施	→			継続実施
家庭教育の支援・地域の人々との交流促進	保護者同士のつながりを深めるためクラス懇談会や保護者会・PTA行事を行います。	実施	→			継続実施

(3) 教職員の資質・専門性の向上

保育園、幼稚園において保育に携わる教職員が、より質の高い保育を実施するため、常に専門性の向上をめざします。そのためには、自覚をもって保育することや、研修、研究により自己研鑽に努めます。

さらに、自己の保育を評価する目を養い、自己評価から、園全体の課題を明確にし、発達を見通した長期的な計画と、具体的に示した短期的な計画をもとに保育・教育に取り組みます。

① 実践的・主体的な研修・研究の充実

公開保育、研究保育、保育園・幼稚園合同研修会・研修会など

② 特別支援教育の推進

特別支援コーディネーター研修会、個別の指導計画作成、ここあいパスポート啓発など

③ 保育・教育の計画と評価の実践

保育・教育計画、甲賀市乳幼児保育・教育がめざすもの一覧作成、保育園・幼稚園評価、保育者自己評価など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特別支援コーディネーター研修会	適切な指導方法や支援を行ふための関係機関との連携のもち方等の資質向上に取り組みます。	実施 (年4回)			→	継続実施
保育・教育の計画	保育園・幼稚園において保育・教育計画を作成し、発達の道筋を重視するとともに見通しをもった保育・教育に取り組みます。	全園で実施			→	継続実施
保育園・幼稚園評価	園の職員一人ひとりが評価の視点を養い、適切な視点で園での保育・教育の評価を実施します。	全園で実施			→	継続実施

3. 学校教育

(1) 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

教育基本法で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等をバランスよく育成すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することを目標として、学校への指導と支援を行います。また、それらすべての基礎に「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ・運動・読書」など、基本的な生活習慣の徹底を位置づけて取り組みます。

① 基本的な生活習慣の定着を図る取り組みの徹底

6つの生活習慣の徹底など

② 学ぶ意欲を高め、確かな学力をはぐくむ教育計画・実践への指導と支援

こうか的学び向上事業、ALT・CIR等設置事業、講師配置、学校訪問指導など

③ 豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動の計画・実践への指導と支援

特色ある学校づくり事業、チャレンジウィーク事業、学校訪問指導など

④ 健やかな体とたくましい体力をはぐくむ教育計画・実践への指導と支援

部活動など大会出場補助事業、食育推進、学校訪問指導など

⑤ 地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進

学校評議員、学校評価、校報発行など

⑥ 安全で安心な学校給食の提供

学校給食事業など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特色ある学校づくり事業	地域の特色や伝統に基づいた学校独自の体験的な活動を支援します。	すべての小中学校で実施				継続実施
こうか的学び向上事業(小・中学校)	確かな学力を身に付ける研究実践校を指定し、その成果の普及を図り、各校の学力向上の取り組みを支援します。	Ⅱ期 9校 (実施校数)			Ⅲ期 9校	
ALT・CIR ^{*12} 等設置事業	中学校の英語学習と小学校の外国語活動推進のためにALTやCIRを配置します。	7人配置 (配置人数)			8人配置	

*12 ALTは、外国語授業の補助を行う外国語指導助手(Assistant Language Teacher)の略称。CIRは、地方公共団体が実施する国際交流事業の補助を行う国際交流員(Coordinator for International Relations)の略称。

(2) 教職員の指導力向上・職務遂行力向上を図る研究・研修の充実

学校教育の充実のためには、指導する立場にある教職員の資質や能力が重要であり、教職員個々の自己研修を促すことはもとより、市や学校においても計画的な研修を実施し指導力の向上を図っていく必要があります。学校における校内研修・研究への指導助言と支援、教育委員会主催の研修の充実、教育研究所における研究推進と成果の普及に取り組みます。

① 教科教育・道徳教育・特別支援教育・人権教育等の指導力向上研修の充実

教職員全員研修・指定研修・希望講座実施、特別支援学級担任・コーディネーター研修など

② 児童・生徒に確かな学力をつけるための研究の推進

教育研究所における調査研究、教育研究奨励事業、各学校における校内研究推進・「我が校の学力向上策」の策定など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
教職員研修事業	教職員の資質向上のための研修(全員研修・指定研修・希望講座など)を実施します。	実施			→	継続実施
教育研究事業	教育研究所において、教育指導に関する調査・研究を行い、その成果の普及を図ります。	「学習習慣」の調査・研究	→	「授業づくり」の調査・研究	→	
教育研究奨励事業	市内小中学校の個人またはグループの実践研究レポート募集し、表彰・公表します。	20本 (応募される実践研究レポートの数)	→	30本	→	40本

(3) 特別な配慮を要する児童・生徒・保護者への支援の充実

学校不適応をおこしている児童・生徒、障がいを持つ児童・生徒、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒等、特別な配慮を要する子どもが年々増加しています。個々のニーズを的確に把握し、該当の児童・生徒やその保護者へ適切な指導や援助ができるよう取り組みます。

① 学校不適応をなくすための教育相談体制の充実

教育相談事業、適応指導事業、ケアソポーター等支援員派遣など

② 障がい等特別な配慮を要する子どもや保護者への相談活動や支援の充実

ことばの教室事業、教育相談事業、巡回相談、特別支援員配置など

③ 外国籍児童・生徒や保護者への学習や生活適応にかかる支援の充実

日本語教室指導員配置、母語支援員派遣など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
教育相談事業	教育相談所を開設し、学校不適応傾向の児童・生徒や保護者を対象とした教育相談を実施します。	5ヶ所 (開設数)			→	継続実施
適応指導事業	適応指導教室を開設し、学校に行けない児童・生徒に対し、学習や体験の場を提供し、学校復帰を支援します。	3ヶ所 (開設数)			→	継続実施
母語支援員派遣事業	外国籍児童・生徒や保護者が日本の生活に適応できるよう、母語での支援を行います。	ポルトガル語 スペイン語 中国語 5人配置 (配置人数)			→	継続実施
ことばの教室事業	「ことばの教室」を開設し、聴覚・言語機能やコミュニケーション能力に課題のある児童・生徒、または発達障害を有する児童・生徒に対する支援を行います。	5ヶ所 (開設数)			→	継続実施

4. 社会教育

(1) 生涯学習の推進と学習者への支援

人々は、自己の充実や生活の向上を目指し、学習活動、趣味・スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等を通じて充実した生きがいある人生を送りたいという願いを持っています。

そのため、市民一人ひとりが、学ぶ楽しさ、交流することの喜びを実感し、学んだ成果を地域で生かせることができる生涯学習社会づくりを積極的に推進します。

① 生涯学習を支えるネットワークシステムの確立

生涯学習支援スタッフネットワークの運用、市内ボランティア団体との連携など

② 学習ニーズに応じた情報の提供

市広報紙や区長会を通じての情報発信など

③ 市民の自主的・自発的な学習の支援

学びの体験広場開催、地域文化祭の開催など

④ 社会の変化に対応した教育の推進

平和学習、人権教育、環境問題学習会開催など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生涯学習を支えるネットワークシステムの確立	市民の自発的な学習を支援するため、教育人材バンクやボランティアグループなどのネットワーク化を図ります。	66件 (教育人材バンクへの登録者数)			→	100件
学習ニーズに応じた情報の提供	さまざまな学習ニーズに応じた情報を、市広報紙などさまざまな情報媒体を活用して提供します。	ホームページ や広報あいこうかへの 情報掲載			→	継続実施
市民の自主的・自発的な学習の支援	学び体験の機会や異世代交流の機会を提供し、学習意欲の向上を図ります。	1回 (体験学習会の開催回数)			→	5回
社会の変化に対応した教育の推進	現代的課題、社会的課題、市民要求課題の学習機会を提供します。	人権教育 講座・環境講座の 実施			→	継続実施

(2) 社会教育施設での学習活動の推進

社会教育や生涯学習の拠点のひとつである公民館や図書館の果たす役割はますます重要となってきています。

公民館では、学習活動の拠点として、生活課題の解決や家庭教育の支援、そして地域のコミュニティ施設としての機能が求められており、図書館では、幼い子どもの言葉の発達から高齢者の視聴覚資料まで、人生のそれぞれの時点での資料や情報の求めに応じることができる機能が期待されています。

のことから、地域に根ざした学習活動の推進と学習機能の充実を図ります。

① 市民の学習活動拠点施設としての機能充実

公民館の運営など

② 図書館サービスの向上

図書館の運営など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
各種講座教室開催など公民館事業の推進	各種講座教室の開催や公民館を利用される自主活動グループの育成を支援します。	292 団体 (自主活動グループの数)				320 团体
こども読書活動推進計画の推進	子どもが自主的な読書活動ができるように読書ボランティアの養成や啓発を行い、子どもの時から本に親しむことができる環境整備を図ります。	小学生 8.8 冊 中学生 2.7 冊 (児童生徒が1ヶ月に読んだ書籍の平均冊数)				小学生 10.0 冊 中学生 3.5 冊

(3) 青少年の健全育成

社会の担い手である青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であり、自由で創造性豊かな、健やかでたくましい青少年を育成するために、関係機関や関係団体等が連携を密にし、過去の教訓を生かし、安全で安心できる事業の推進を図ります。

たとえば、豊かな人間性をはぐくむうえで大切な自然体験活動では、事業にかかる者が事業を安全に進めるための知識や技能を習得できるよう、安全教育の徹底に努めるとともに、青少年を取り巻く有害環境への対応や非行防止、薬物等乱用防止のために、青少年育成市民会議やP T Aをはじめとする青少年育成関係団体等と連携を密にし、青少年の健全育成に努めます。

① 安全で安心できる事業の推進

安全誓いのつどいの開催、青少年団体指導者安全研修会の開催、自然体験活動安全対策研修会の開催など

② 少年センターの充実

少年センターの運営、少年補導委員設置など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
安全な自然体験活動の実施	自然体験活動における安全対策の指導啓発や指導者育成、甲賀市青少年活動安全誓いの日関連行事などを実施します。	リーダー養成講習会の実施				→ 継続実施
少年センターの運営	センターを拠点とした相談、指導助言、市内巡回、啓発広報等の活動を実施します。	無職少年対策指導員の配置				→ 継続実施

(4) 人権・同和教育の推進

「甲賀市人権教育基本計画」に基づき、あらゆる場における人権教育・啓発の推進に取り組みます。

また、人権関係団体・機関と連携を図り、情報の共有や啓発事業の共催など効果的な教育・啓発の取り組みを推進します。

① 「甲賀市人権教育基本計画」の推進

各種事業の進捗管理など

② 学校・園における人権・同和教育の推進

人権教育基底プランの推進、人権教育保育・授業研究会、教職員人権教育全員研修会など

③ 社会教育における人権・同和教育の推進

人権教育連続セミナーや人権教育研究大会等の開催、啓発冊子等の作成など

④ 関係機関等の連携

甲賀市人権教育推進協議会、社団法人甲賀・湖南人権センター等との連携など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
「甲賀市人権教育基本計画」の推進	「甲賀市人権教育基本計画」の実施状況を点検し、評価しながら進行管理を行います。	実施	→			継続実施
学校・園における人権・同和教育の推進	「甲賀の人権教育基底プラン」に基づく保育・教育を推進し、教職員研修を開催します。	実施	→			継続実施
社会教育における人権・同和教育の推進	社会教育施設・団体における人権・同和研修等の開催を推進します。	実施	→			継続実施
関係機関等の連携	人権関係機関・団体と連携を図り、効果的な教育・啓発の取り組みを推進します。	実施	→			継続実施

(5) 社会教育関係団体への自立支援

社会教育関係団体は、地域の社会教育活動の中心的な役割を担っています。社会教育関係団体がそれぞれの団体の目的に沿って自立した活動ができるよう、指導者の育成、情報資料の提供配布、活動の場の提供などの支援をします。

地域の教育力を高めるため、社会教育関係団体のほか、その地域で社会教育活動をしている各種の団体との連携、協力体制の構築に努めます。

① 自立に向けた総合的な支援

社会教育団体の育成支援など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
社会教育関係団体の育成支援	社会教育関係団体に各種情報の提供など活動支援を行い、運営の自主・自立を支援します。	財政支援 人的支援				→ 自主財源確保による組織運営を推進し、協働を図ります

(6) 生涯スポーツ推進体制の充実

生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を増やすため、市民が幅広いスポーツ活動に取り組める環境をつくる事を目的として、総合型地域スポーツクラブ等の活動や体制の支援を行います。

① 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

種目別スポーツ教室の開催など

② 体育指導委員活動の充実

ニューススポーツの普及など

③ スポーツ団体活動・事業の支援

種目別試合・支部単位事業など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総合型地域スポーツクラブの活動の充実	誰もが気軽にスポーツに親しめる社会づくりをめざし、総合型地域スポーツクラブの活動の充実を図ります	10クラブ 1,995人 (総合型地域スポーツクラブの会員数)				10クラブ 3,000人以上
指導者の育成	スポーツを広く啓発、指導するにあたり指導者の確保及び育成を図ります。	研修会の実施				継続実施
体育指導委員の活動	生涯スポーツの振興・普及のため、体育指導委員は、行政と市民とのパイプ役として地域に根ざした活動を開します。	49.7% (月に1日以上、スポーツをする市民の割合)				60%以上

(7) スポーツ施設の有効利用と安全な管理運営

施設利用者が、安全・安心で、活用しやすいスポーツ施設の管理運営に努めます。また、市内のどの施設も有効活用できるよう、類似施設の見直しや使用料の見直しなどにより、質の高いスポーツ環境を整備します。

① 社会体育施設の管理運営、連絡調整

体育館・グラウンドなど

② 学校施設開放の推進、連絡調整

体育館・グラウンドなど

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
学校体育施設の開放	地域スポーツの振興を図るため、身近にある学校体育施設を有効利用します	2,000人 (学校体育施設を利用した人数)				3,000人以上
スポーツ施設の環境整備	社会体育施設の適正な管理を行い、施設利用者の利便性の向上を図ります	38万人 (社会体育施設(都市公園施設含む)を利用した人数)				44万人以上

(8) スポーツ事業の推進

スポーツをする機会を確保する観点からも、各種スポーツイベントや教室を開催し、スポーツに親しむ習慣を身に付け、健康の保持増進が図られるよう、生涯スポーツの振興に努めます。

① スポーツイベントの開催・支援

あいの土山マラソン・10時間耐久リレーマラソンなど

② スポーツ教室の開催

メタボリック教室・太極拳など

③ 地域における健康体力づくり活動の推進

新体力テストなど

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
あいの土山マラソン大会の開催	日本陸上競技連盟公認マラソンコースを会場に、全国各地からランナーを迎え、マラソン大会を開催します。	実施			→	継続実施
スポーツ教室の開催	運動するきっかけ作りとして、市内体育施設で、幼児から高齢者まで幅広く実施します。	10教室 100人 (開設している教室の数と受講者数)			→	20教室 300人以上

5. 歴史、文化財保護及び文化振興

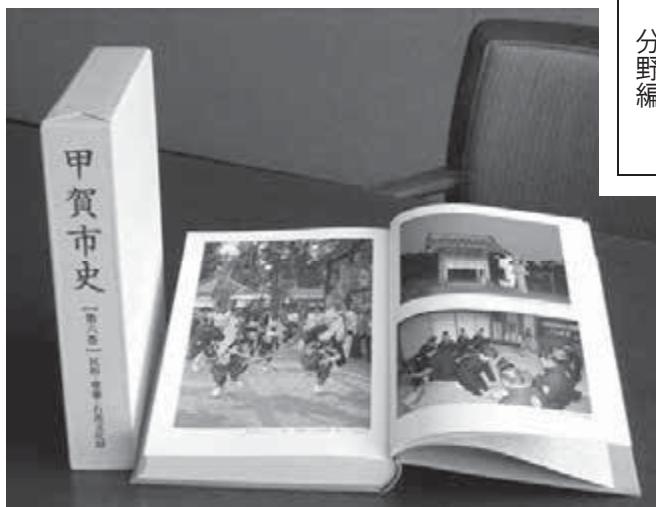
(1) 市史編さん事業の推進

甲賀市の豊かな歴史文化を明らかにするとともに、これを市民が共有し、誇りを持てるまちづくりの資産とすることや、ふるさと甲賀の一体感と新しい時代に相応しい郷土愛の醸成を願い、全8巻の構成による「甲賀市史」の編さんを推進します。

甲賀市史全8巻の内容

- ① 市史全8巻の編集と刊行
- ② 市史編さん叢書^{*13}の編集と刊行
- ③ 「市史」の普及及び活用
 - 刊行記念講演会・イベント、出前講座など

通史編	第1巻	原始・古代編 「古代の甲賀」
	第2巻	中世編 「甲賀武士の活躍」
	第3巻	近世編 「道・町・村」
	第4巻	近現代編 「明日の甲賀への歩み」
分野編	第5巻	考古資料・美術工芸
	第6巻	民俗・建築・石造文化財
	第7巻	甲賀の城
	第8巻	年表・便覧・総索引



▲平成21年12月に刊行した甲賀市史第6巻

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
甲賀市史編纂事業	「甲賀市史」全8巻を編纂・刊行します。	第6巻の印刷	第7巻の印刷	第2巻の印刷	第5巻の印刷	第3巻の印刷

*13 市史の叙述を補完するための資料編

(2) 歴史・文化財の普及と文化財保護意識の啓発

【学校教育との連携】

市の歴史を知ることは、これから市の進むべき方向を見定めるうえで大切なことであり、歴史に学ぶことの重要性を、次代を担う子どもたちに伝えることが必要です。資料館を中心に学校教育と連携して、社会科の一環として学習し、文化財を継承し愛護していく意識を高めていきます。

【市民との協働・連携による文化財の保護と活用】

「地域の文化財は地域で守る」を基本に、市民全体で地域文化財を掘り起こし、調査・保護できるよう市民との連携を深めていきます。また、市民が主体的に保護継承してきた地域の歴史文化資産を、今後も地域の誇りとして守っていくために、より多くの市民が参画できるような仕組みづくりをめざします。

① 資料館施設における公開活用事業の充実

歴史民俗資料館等施設管理運営事業など

② 市民を対象とした文化財活用事業の推進

歴史民俗資料館等施設における見学・体験学習、郷土史会、観光ボランティアガイドなど

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歴史資料館等施設の管理運営事業	歴史民俗資料館等施設の展示の充実を図ります。	20,000人 (入館者数)	→	23,000人	→	25,000人以上
旧水口図書館活用事業	国登録文化財である旧水口図書館を活用しながら、保存に努めます。	800人 (利用者数)	→	900人	→	1,000人以上
郷土史会等支援事業	各地域郷土史会への活動に対する支援を行います。	2回 (共催事業の実施回数)	→	4回	→	6回以上

(3) 文化財の調査管理と保存整備

市内に散在している未指定文化財の実態を調査・把握し、その中でも重要なものは指定を行い保護に努めます。

また、伝統行事などの民俗文化財については、保護団体への活動支援、また映像化により、後世に伝えていきます。

国史跡紫香楽宮跡の適切な管理・活用を図るため、県との協働で、史跡保存管理計画を策定していきます。

① 文化財の管理と保存、伝承活動支援

文化財保護審議会、民俗文化財伝承補助事業、指定文化財防火管理補助事業、史跡・天然記念物保存事業、指定文化財保存修理事業など

② 文化財調査の推進

市内遺跡緊急発掘調査事業、地域資料調査事業、民俗文化財調査事業など

③ 県との協働調査等の推進

国史跡紫香楽宮跡発掘調査事業、水口岡山城調査事業、埋蔵文化財活用事業、美術工芸品実態調査事業など

④ 史跡保存管理計画の策定

国史跡紫香楽宮跡保存管理計画策定事業

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
文化財保護審議会開催事業	文化財の保存・活用について審議します。	129件 (市指定文化財の数)	→	132件	→	135件
地域史料調査事業	地域固有の史料の実態調査を行います。	実施				継続実施
埋蔵文化財調査活用事業	重要な遺跡の調査や活用事業を実施します。	調査2件 活用事業4件	→	調査2件 活用事業5件	→	
史跡紫香楽宮跡保存管理計画策定事業	史跡整備の前提となる基本計画を策定します。	策定委員会の開催(2回)	策定委員会の開催(3回) 計画策定			

(4) 人材育成と活動の場の充実

文化芸術を通して、(1) 地域の魅力を伝えていく人材、(2) 地域文化の特色や社会状況を踏まえ、(3) 長期的な視点に立ったアートマネジメント能力を有する人材、(4) 伝統的、あるいは専門的な技術や知識を受け継ぐ人材を育て、文化芸術活動の輪を広げていきます。

- ① 芸術や伝統文化等に親しむ教育の推進や、児童・生徒が発表する機会の拡大
子ども芸能フェスティバルなど
- ② 芸術・伝統文化・生活文化を身近に体験できるワークショップ等の活動の促進
子ども歌舞伎教室・鈴鹿馬子唄学習塾など
- ③ 子どもや若者を対象とした文化公演等の支援と民間団体等との連携による文化活動の場や機会の拡大
甲賀市文化協会連合会・市内和太鼓集団など
- ④ 文化活動をサポートする人材の育成とその成果の活用
文化ホールサポーターなど
- ⑤ 芸術家等の創造活動への支援
甲賀市美術展覧会など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ワークショップ事業	子どもから高齢者まで、あるいは、初心者からプロフェッショナルまで、多様なニーズと目的に即したワークショップ事業を開催します。	100人 (参加者数)				200人以上

(5) 文化・芸術の環境整備の充実

文化的視点に立った文化政策を推進し、文化振興のための組織づくりを進めるとともに、歴史的建築物から現代にいたる既存の文化施設、町並み、自然などを有効に活用していきます。

① 文化施設の利用促進

あいこうか市民ホール・甲南情報交流センターなど

② 文化ホールのあり方についての検討

碧水ホール・あいの土山文化ホールなど

③ 民間団体・N P O等が行う文化の公演等への支援

滋賀県文化振興事業団・甲賀市文化協会連合会など

④ 高齢者・障がい者等の文化活動の環境整備

市内文化ホールなど

⑤ 文化活動が活発に行われる環境づくりの推進

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市内文化ホールの 自主企画事業	市内文化ホールの特長を 生かし、文化芸術事業を市 民へ提供します。	8,000人 (入場者数)				10,000人 以上 

(6) 文化・芸術の自主活動への支援

市民の自主的な文化芸術活動が充実したものとなるように、支援を行っていきます。

- ① 自主活動に必要な情報提供、文化施設相互の連携促進及び支援
文化芸術自主活動団体など
- ② さまざまな分野の芸術家や文化団体等関係者の活動への支援
甲賀市美術展覧会など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
自主活動団体の補助	自主活動団体の育成を目的とした補助金を交付します。	補助金の交付				→ 継続実施
甲賀市美術展覧会の開催	市民公募展である甲賀市美術展覧会を開催します。	実施				→ 継続実施

(7) 歴史的、文化的資源の継承と活用

これから文化財保護政策には「市民との協働」が不可欠です。市民が主体的に保護継承してきた歴史文化資産を、今後も地域の誇りとして守っていけるよう、より多くの市民が参画できるような仕組みづくりをめざします。

また、市内に豊富に存在する文化財を観光面においても活用できるよう、市内の歴史資産を広く学べ、歴史文化情報の収集や発信を行うとともに、展示公開ができる施設の拡充を検討していきます。また、文化芸術の事業に生かしていきます。

① 文化遺産の保存、継承及び積極的な活用

歴史講演会開催事業、文化財展示会開催事業、文化財案内ガイドブック・パンフレット作成事業など

② 地域が誇る文化資源を活用した文化芸術の創造

地域創造事業、民俗芸能映像記録事業など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	年次計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歴史講演会開催事業	文化財、歴史関係の講演会を開き、文化財保護について普及します。	実施 (年3回)			→	継続実施
文化財展示会開催事業	指定文化財を展示公開します。	実施 (年3回)			→	継続実施
文化財案内ガイドブック・パンフレット作成事業	甲賀の歴史、文化財の解説パンフレット、ガイドブックの作成を行います。	準備			→	発行
地域創造事業	地域の伝統芸能として根付いている民謡や、三曲を中心とした邦楽に加え、舞踊をルーツに、次世代を担う子どもたちを中心とした舞台公演を開催します。	実施			→	継続実施

第5章 教育環境整備計画

子どもの安全・安心の確保と子どもを取り巻く教育環境の整備を推進するため、以下のとおり整備計画を示します。

○ 学校・園の適正規模及び適正配置の見直し

甲賀市には、少子化の進行が著しい地域と人口集中の進む地域とが混在しており、このことが、学校・園間の規模等に格差を生じさせています。

こうした教育環境の格差は、子どもをはぐくむ上でさまざまな影響を及ぼすため、早期に、学校・園の適正規模などのあり方を見直し、改善する必要があります。

そうした中、平成21年（2009年）6月30日に甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会から、「小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」について、答申を受けました。この委員会では、次代を担う児童・生徒がよりよい環境の中で教育を受けられることを主眼において、小中学校の適正規模・適正配置について、多角的かつ客観的な観点から議論を重ねていただきました。

答申された事項は、次のとおりです。

（1）学校の適正規模

- ・1学級あたりの児童・生徒数について
- ・学校の学級規模について

（2）学校の適正配置

- ・適正配置の方法について

（3）適正規模・適正配置の推進に向けての重点事項

また、平成22年（2010年）2月22日に、「甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方」について、甲賀市幼保検討委員会から答申を受けました。この委員会では、次代を担う乳幼児が、恵まれた環境の中で就学前教育・保育を受けることを主眼に置き、適正規模や適正配置、さらには民営化のあり方について、客観的な観点から議論を重ねていただきました。

答申された事項は、次のとおりです。

（1）幼稚園・保育園の適正規模等について

- ・甲賀市就学前教育・保育のあり方について
- ・幼稚園・保育園の適正規模（定員・年齢構成等）
- ・幼稚園・保育園の適正配置
- ・適正配置にあたっての留意事項

(2) 幼稚園・保育園の民営化のあり方について

- ・民営化の基本的な考え方について
- ・民営化を進めるうえでの課題と留意事項について

以上の2つの答申の趣旨を踏まえ、学校・園の適正規模及び適正配置の見直しに際しては、子どもたちにより良い学習・保育環境を提供することを最優先の目的としながらも、活力ある地域社会の形成に配慮しつつ、地域と学校・園、保護者、行政が連携して、理想的な学校運営の実現と子どもたちが充実した学校・園生活を過ごせる環境の実現を目指します。

○ 耐震性の確保を図る整備の推進

教育施設の耐震化については、耐震診断の結果を踏まえ、施設整備計画に基づき、義務教育諸学校等施設を優先し、耐震化を推進します。

○ 教育環境の質的な向上を図る整備の推進

子どもが安全かつ快適な学校生活を過ごせるよう、老朽施設の大規模改造事業に取り組むとともに、併せてバリアフリー化などの施設環境の整備を推進します。

また、公民館や図書館などの社会教育施設については、ＩＣＴ環境^{*14}など時代のニーズに対応した質の高い教育を受けることができる教育環境の整備に取り組むとともに、市民が安心して利用できるよう改修事業などの整備を推進します。

○ 防犯対策など安全性の確保を図る整備の推進

子どもの安全・安心の向上に伴う防犯対策として、学校のインターフォン整備などの事業を推進します。

また、アスベスト被害が社会問題化していることに鑑み、市民の安全確保の観点からも、早期に除去工事を行い、教育環境の保持に努めます。

*14 情報通信技術(インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー)の略。広く普及した「ＩＴ」とほぼ同義語ですが、ＩＴに比べて情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしています。

第6章 計画を推進するために必要なこと

この章では、この計画を実効あるものとするため、甲賀市が教育施策を推進するにあたり必要となる事項を示します。

特に、すべての教育施策推進の土台として、安全管理体制の堅持と事業に携わる者一人ひとりの安全に対する意識と資質の向上に取り組みます。

安全管理に対する取り組み

(1) 甲賀市青少年活動安全誓いの日

平成19年（2007年）7月31日、甲賀市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に刻み込まなければなりません。

このことを教訓として、再発防止の決意のもとに、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施し、その健全育成に資することを誓い、毎年7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めました。

毎年、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、市民、市のあらゆる機関や青少年活動実施団体と連携し、相互に協力して「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」を開催し、「甲賀市青少年活動安全誓いの日」の精神が根付いていくよう取り組みます。

(2) 安全管理体制の整備

① 甲賀市危機管理計画に基づく「安全管理マニュアル」の整備

甲賀市が事業を実施する場合、市の各部局が個別に策定している「安全管理マニュアル」により安全性を確認します。安全管理マニュアルには、事業実施前には活動当日に参加するスタッフが下見を行うこと、また、スタッフの任務の自覚と準備状況の確認、安全対策計画のスタッフへの伝達などを明記しています。

さらに、事業実施の判断については、予算と事業内容ではなく、安全計画をその中心に据えます。

② 職員の責任能力・意識、安全意識、安全管理能力を強化するための研修会等の持続的実施

管理・監督する立場にある職員を対象に、安全管理指導力を強化するための研修を実施します。また、各種団体等の指導者や担当者を対象にした青少年自然体験活動指導者等研修会で、自然体験活動実施に際しての安全対策や安全意識の強化を図ります。

こうした研修等を持続的に実施し、市の安全管理体制が機能するよう、管理職および事業担当者の資質向上に取り組みます。

③ 「甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会」の設置

甲賀市では、「甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会」を設置しました。

この審査委員会は、市の安全管理体制が人事異動や社会の価値観の変化にも左右されず、ゆるぎないものとして持続的に機能するように、安全管理体制をさらに管理するための体制を整備したものです。

審査委員会では、甲賀市の各部局等の安全管理体制などを、次の4項目について審査します。

- ア 各部局の安全管理体制が持続的に機能しているかどうか
- イ その結果、疑義が認められれば、改善指導を行う
- ウ 個別の安全管理マニュアルに不備がないか検証する
- エ その他安全管理全般にわたり必要なこと

1. 子どもたちの6つの生活習慣

子どもたちの健やかな成長には、次の「6つの生活習慣」が重要と考えます。

早寝

睡眠は「からだ」「こころ」「学力」の土台です。

- ・ 睡眠は、健全な日常生活の原動力です。
- ・ 睡眠は、注意力や集中力などの低下を防ぎます。

早起き

朝日をあびると脳もからだも目覚めます。

- ・ 早起きは、朝の機能を活性化させます。
- ・ 早起きは、早寝早起きの生活パターンを形成する第一歩です。

朝ごはん

食事は「からだ」をつくるだけでなく、「こころ」もつくります。

- ・ 朝ごはんは、一日のエネルギーを蓄え、脳を活性化させます。
- ・ 朝ごはんは、朝の目覚めを促進します。

あいさつ

あいさつは明るく元気になる「源」です。

- ・ あいさつは、「する人」「される人」両者に元気や活力を与えます。
- ・ あいさつは、他者とのコミュニケーションの第一歩です。

読書

読書はすべての学習の基礎です。

- ・ 読書は、脳を活性化させ、知識や読解力を育みます。

- ・ 読書は、意欲・興味・関心を促します。

運動

運動は「こころ」をさわやかにし、集中力を高めます。

- ・ 運動は、基礎体力をはぐくみます。
- ・ 運動は、集中力を高め、リフレッシュ・気分転換にも効果があります。



甲賀市の教育で、何より大切にしたいことは、子ども一人ひとりが「基本的な生活習慣をきちんと身に付ける」ということです。

その基本となるのが、この「子どもたちの6つの生活習慣」です。家庭では、「早寝」「早起き」「朝ごはん」を、学校・園においては、「あいさつ」「読書」「運動」を、子どもたちがきちんと習慣付けられるよう努めます。

この6つの生活習慣が身に付けば、学習習慣も自ずと身に付き、学力^{*15}のアップにつながると信じています。

「早寝」して睡眠時間を確保し、「早起き」して朝の光を浴びて体内時計を整え、「朝食」をしっかりと摂って園や学校に行き、毎日、「あいさつ」で生まれる良好な人間関係の中で、適度な「運動と読書」を続けていけば、おのずと心は育ち、学習効果は向上します。

*15 ここで示す「学力」とは、学校等で行われる学習によって得られた能力、いわゆるテストで測ることのできる能力ではなく、感動・共感・熱意・創造性・発見等の知識のみならず、生活上の技能や情緒的な要素を含む、毎日をよりよく生きるための力、いわゆる「まなぶ力」をいいます。

また、文部科学省が、改正教育基本法を反映した新しい学習指導要領で大切にしている「生きる基本」の考え方を国民に浸透させるために、「心をはぐくむ5つの提案」をしています。その1番目に『読み書きそろばん・外遊び』を推進する。』という提案があり、この提案を通して、生きる基本が身に付いた元気なたくましい子どもを育てたいとしています。

甲賀市が取り組む「子どもたちの6つの生活習慣」は、この「読み書きそろばん・外遊び」の意義に相通ずるものです。

2. 教育委員会の機能強化

平成20年（2008年）4月に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、地方公共団体における教育行政の基本理念が明確化されるとともに、教育委員会の責任体制の明確化及び教育委員会の体制の充実などに関する規定が追加されました。地方公共団体における教育行政の中心的な担い手である教育委員会には、より高い使命感をもってその責任を果たしていくことが求められています。

また、多様化する教育行政への市民ニーズや、小中学校をはじめとする100を超える教育機関で発生する課題など、教育委員会が対応し処理すべき事務は増加しています。

こうしたことから、教育委員会の機能強化を図るため、次のことに取り組みます。

（1）教育委員会委員協議会の設置

教育委員が、教育委員会の処理すべき事務に係る調査、研究を行うなどその活動を充実させるため、教育委員会委員協議会（以下「委員協議会」という。）を設置します。

委員協議会では、次のような活動を行います。

- ・ 教育に係る制度改革に対応するため、改正された法令等の調査、研究
- ・ 地域の教育事情を把握するため、市内の学校・園や社会教育施設等の訪問
- ・ 教育機関の活動状況を把握するため、教育委員会が設置する機関との懇談

（2）危機管理体制の確立について

災害や事件、事故、伝染病、職員の不祥事などの「危機の発生」に対し、迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制を確立します。特に、教育委員会では、100を超える教育機関で多くの方々が学習活動をされており、日々、さまざまな危機の発生が想定されます。

その被害や影響の軽減を図るため、危機管理体制の構築、危機発生の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定め、教育施策の

推進を図ります。

なお、危機に際しては、甲賀市危機管理計画及び甲賀市国民保護計画を遵守します。

(3) 効率的・効果的な組織・機構のあり方について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会部局が管轄する部門の一部を市長部局へ移行することが可能となりました。

甲賀市教育委員会では、これまで「組織のスリム化」と「組織横断的な課題への対応」を目的として、数回の組織改編を行っています。

平成21年（2009年）4月には、幼保一元化に伴い保育業務の一部を事務委任したことにより、教育委員会の機関数・職員数とも大幅に増えました。

今後、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実など、当面する課題の解決を図りながら、さらなる事務事業の見直しや、組織のスリム化に努め、望ましい組織のあり方を引き続き検討していきます。

3. 進捗状況の点検と評価

第3章において、甲賀市がめざす教育の姿を実現するための施策の基本的な方向を示し、第4章において、その主要事業を掲げましたが、これらの事業を効果的に実施し、計画を確実に実現するためには、まず、自らが現状をしっかりと把握することが大切です。

事業の実施状況等を点検し、その結果を翌年度以降の事業展開に生かすことで、計画を着実かつ効率的に推進することができます。

そこで、PDCAのマネジメントサイクルに基づく点検評価システムを導入し、計画に基づく事業の実施状況や成果の達成状況、効果、課題等について、客観的かつ厳格に点検し評価します。

その結果、十分な成果を上げていない事業については、廃止も視野に入れて対応します。また、点検の結果については、広く市民に情報提供します。

～PDCAのマネジメントサイクル～

1. P l a n (計画・意思決定)

従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。

2. D o (実施・実行)

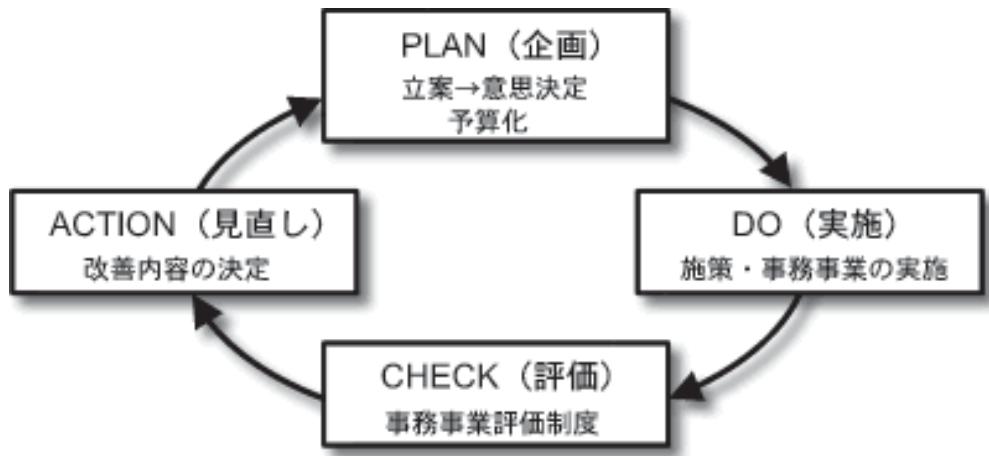
計画に沿って業務を行う。

3. C h e c k (点検・評価)

業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。

4. A c t i o n (見直し・改善)

実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する。



4. 関係者の役割分担と連携協力

教育は、多くの関係者の取り組みにより社会全体で担われるものです。

この甲賀市教育振興基本計画を実りあるものとするためには、市民一人ひとりが、自らの問題として、主体的に考え、参画し、行動することが大切です。

以下のとおり、学校、家庭、企業、地域等のそれぞれに期待される役割を示します。それぞれが役割を果たしつつ、互いに連携・協力し、社会全体でよりよい子どもの育ちを支える環境を整えることで、計画に掲げる施策が強力に推進できることを期待します。

(1) 学校の役割

学校は、「甲賀のよさ」を生かしながら、教科指導を中心とした教育活動を通して、すべての子どもが、生きていくために必要となる基本的な知識・技能を育み、定着させ、それらを活用する力の育成を図る場です。特に、「あいさつ・読書・運動」といった基本的生活習慣・学習習慣を身に付けることは大切です。

また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を築き、社会生活上のルールの習得を図る場でもあります。

しかし、価値観の多様化により解決すべき課題も増えており、学校だけでは解決できない課題の解決に向けて外部の協力を得るため、開かれた学校づくりを進める必要があります。

(2) 家庭に期待される役割

子どもの育ちには、家庭環境が大きく影響します。特に3歳くらいまでの子どもにとっては、家庭で保護者から十分な愛情を注がれて育てられることが、とても大切です。子どもの記憶には残らない期間かもしれません、こうした記憶に残らな

い愛され方をどれだけ受けることができるかということは、子どもの育ちに大きな影響を与えます。

また、保護者が、日常生活の中でさまざまな手本を示すことが大切です。「子どもは大人の背中を見て育つ」と言われます。保護者には、「して良いことと悪いこと」や規則を守る習慣といった社会のルールを、しっかりと子どもに示すことが求められています。

家庭とは、保護者が子どもに対して、基本的な生活習慣・生活能力や自立心、コミュニケーション能力など、子どもたちが生きていく上で必要な技能や規範を身に付けさせる場であるとともに、子どもたちに安らぎを与える場です。

しかし、家庭の状況や教育に対する考え方は当然、一様ではありません。さまざまな課題に対応するためには、身近な相談機関や教育行政、学校、園、地域、企業等が連携して家庭をサポートできる仕組みが必要です。

(3) 企業に期待される役割

企業には、労働時間の短縮、有給休暇の取得や転勤等への配慮など、従業員が、子育てや学校行事に参加しやすい職場環境づくりに、可能な限り努めることが求められています。

また、社会体験や自然体験、職業体験などの体験活動、出張講演の実施など、学校や地域で行われるさまざまな教育活動に対して、企業のもつ専門性をいかした協力を積極的に行うことは、将来の地域を支える子どもたちに、社会人として大切な奉仕の心や感謝の気持ち、また必要とされる能力を養うことにつながることであり、地域経済の発展や地域の活性化に重要な役割を果たします。

企業には、こうした教育活動への参加や支援、そして子どもの社会規範意識の向上に資する情報発信を期待しています。

(4) 地域等に期待される役割

地域社会は、幅広い世代の人々が多様な人間関係の中で生活する場です。その中で、子どもたちにさまざまな活動の場を提供することにより、大人から子どもへ、固有の文化やあそびが伝承されています。あわせて、子どもは、社会のルールやモラル、マナーも、地域の身近な大人の行動や言動に影響を受けながら身に付けていきます。

地域では、家庭での子育てと親育ちを応援し支えながら、身近な大人として、子どもに対し、古きよき手本を示し続けられることを期待しています。

また、地域や団体、NPOには、学校での教育活動に積極的に参画し、支援するとともに、多世代交流や各種体験活動など、子どもにとって有益な、さらなる活動の場を設けていただくことを期待します。

5. 市民の意見等の把握と反映

教育委員会は、住民に身近な機関として、市民の意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら、事業展開を行わなければなりません。

この計画の推進にあたっては、事業の立案や実施におけるプロセスから、市民との協働を大切にします。

このため、教育に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めるとともに、市民の意見等を把握し、反映する機会の充実に努めます。

6. 計画の見直しと新たな課題への対応

今回の計画は、甲賀市が、10年先を見据えた中で今後5年間に取り組むべき教育施策について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定する必要があります。

しかし、全国的な教育制度改革が行われた場合や、上位計画である「甲賀市総合計画」が改訂された場合など特段の事由がある場合には、状況の変化に対応し教育施策に適切に反映するため、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直し、その一部または全部を改訂することもあり得ます。

また、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しています。こうした市を取り巻く状況の変化に対応するため、計画期間においても、適時適切に新しい課題に対応するための検討を進め、必要に応じて計画を見直し、教育施策への適切な反映に努めます。

參 考 資 料

◆関係法令

教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期すとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が

尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一條 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要

教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申等を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政について所要の改正を行う。

1 概要

(1) 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政の基本理念を明記する。
- 合議制の教育委員会が自ら管理執行する必要がある事項を規定する。
- 教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととする。

(2) 教育委員会の体制の充実

- 市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備・充実に努めることとする。
- 市町村教育委員会は指導主事を置くように努めることとする。
- 教育委員の責務を明確化し、国・都道府県が教育委員の研修等を進めることとする。

(3) 教育における地方分権の推進

- 教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。
- 文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにすることとする。
- 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする。

(4) 教育における国の責任の果たし方

- 教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の「指示」ができることとする。
- 教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、文部科学大臣は、講すべき措置の内容を示して、地方自治法の「是正の要求」を行うものとする。
- 上記の「指示」や「是正の要求」を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対してその旨を通知するものとする。

(5) 私立学校に関する教育行政

- 知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができるこことする。

2 施行期日 平成20年4月1日

【出典：文部科学省ホームページから抜粋】

◆国の教育振興基本計画の概要

教育振興基本計画

我が国の教育をめぐる現状と課題

- 子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などの課題が発生
- 「少子高齢化」・「環境問題」・「グローバル化」など国内外の状況の急速な変化

教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて「教育立国」を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ・社会全体で子どもを育てる
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

このような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

<基本的考え方>

教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す

(取組全体を通じて重視する考え方)

- ①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③国・地方それぞれの役割の明確化

<施策の基本的方向>

基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 上述の基本的方向性に基づき、77項目にわたる施策を体系化するとともに【別紙②参照】、それらの施策の中で特に重点的に取り組むべき事項【別紙①参照】を明示

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画実施における国・地方公共団体の役割、教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用、教育行政に対する国民の参画、新しい課題への対応、進捗状況の点検及び計画の見直し、について記載

特に重点的に取り組むべき事項

◎ 確かな学力の保証

- ・新学習指導要領を円滑に実施する。また、そのために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・整備など教育を支える条件整備について検討する
- ・児童生徒の学力・学習状況を把握するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する

◎ 豊かな心と健やかな体の育成

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の適切な教材が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方策を検討する
- ・新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育を推進する
- ・体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を促すことを通じて、子どもの体力について昭和60年頃の水準への回復を目指す
- ・全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、読書活動を推進する
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、いじめ等に対する取組を推進する
- ・認定こども園の認定件数2,000件以上を目指し、運用改善を行うとともに、認定こども園の制度改革に取り組む

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

- ・メリハリある教員給与体系の推進、教員養成課程や多様で質の高い人材確保のための採用方法の改善、厳格な人事管理や研修の充実の促進、免許更新制の円滑な実施など必要な取組等を行う
- ・教員の子どもと向き合う環境づくりのために、教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の活用、「学校支援地域本部」などの地域住民による学校支援、現場のICT化などの取組を支援する

◎ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進

- ・小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成を促す
- ・学校内外における相談体制の整備など、不登校の子ども等の教育機会を支援する

◎ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり

- ・子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育に関する総合的な取組を、関係機関が連携して行えるよう促す
- ・広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくり(学校支援地域本部)の実施を促す
- ・広く全国の小学校区で、放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくり(「放課後子どもプラン」等)の実施を促す

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

- ・職場体験活動などのキャリア教育を推進し、すべての専門高校において、職業教育の活性化を促す
- ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す
- ・大学等と産業界等との連携による取組への支援による大学等における社会人受入れを促す

◎ 大学等の教育力の強化と質保証

- ・学士課程で身に付ける学習成果(「学士力」)の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する
- ・国公私を通じた大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を行う取組を支援する

◎ 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進

- ・世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する
- ・2020年の実現を目指とした「留学生30万人計画」を関係府省が連携して計画的に推進し、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受入れを拡大させる

◎ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

- ・大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性が高い小中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援し、計画期間中のできる限り早期に図られるよう要請する
- ・地域のボランティアや関係機関等との連携により、子どもの安全・安心や食育など健やかな心身を育む取組を推進する
- ・私学助成、国公私を通じた教育研究支援や学校法人に対する経営指導等により、私立学校の教育研究の振興を図る
- ・就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討や、就学援助、奨学金、私学助成などを通じ、教育機会の保障を図る

基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策について

基本的方向1:社会全体で教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

- ◇地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進
- ◇家庭・地域と一緒にした学校の活性化
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
- ◇青少年を有害環境から守るためにの取組の推進
- ◇関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進
- ◇企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

②家庭の教育力の向上を図る

- ◇子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
- ◇幼稚園等を活用した子育ての支援の推進

③人材育成に関する社会の要請に応える

- ◇地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進
- ◇専門高校等における職業教育の推進
- ◇大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
- ◇産業界・地域社会との連携による人材育成の強化

④いつでもどこでも学べる環境をつくる

- ◇図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
- ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
- ◇持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進
- ◇人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
- ◇地域における身近なスポーツ環境の整備
- ◇「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

基本的方向3:教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する

- ◇社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
- ◇高等学校と大学等との接続の円滑化

②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する

- ◇世界最高水準の卓抜した教育研究拠点の形成
- ◇大学院教育の組織的展開の強化
- ◇若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入

③大学等の国際化を推進する

- ◇留学生交流の推進
- ◇大学等の国際活動の充実

④国公私立大学等の連携を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する

- ◇複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援
- ◇生涯を通じて大学等で学べる環境づくり
- ◇地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化

⑤大学教育の質の向上・保証を推進する

- ◇事前評価の的確な運用
- ◇共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
- ◇大学評議会の推進

⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する

- ◇大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援
- ◇大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化
- ◇時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革

基本的方向2:個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

- ◇学習指導要領の改訂と着実な実施
- ◇総合的な学力向上策の実施
- ◇教科書の改善
- ◇全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等
- ◇学校現場の創意工夫による取組への支援

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

- ◇道徳教育の推進
- ◇伝統・文化等に関する教育の推進
- ◇学校における体育及び運動部活動の推進
- ◇全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進
- ◇地域における身近なスポーツ環境の整備(再掲)
- ◇食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり
- ◇環境教育の推進
- ◇勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育(キャリア教育・職業教育)の推進
- ◇体験活動・読書活動等の推進
- ◇いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進
- ◇不登校の子ども等の教育機会についての支援

③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる

- ◇メリハリある教員給与体系の推進
- ◇教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ◇教員養成・研修等の推進
- ◇教員免許更新制の円滑な実施
- ◇教員評価の推進
- ◇優秀教員表彰の推進
- ◇指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理

④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

- ◇教育委員会の責任体制の明確化
- ◇市町村への権限の移譲
- ◇新しい職の設置等による学校の組織運営の改善
- ◇学校評議会の推進とその結果に基づく学校運営の改善
- ◇家庭・地域と一緒にした学校の活性化(再掲)

⑤幼児期における教育を推進する

- ◇認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進
- ◇幼児教育全体の質の向上
- ◇幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減
- ◇幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進(再掲)

⑥特別なニーズに対応した教育を推進する

- ◇特別支援教育の推進
- ◇外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進

基本的方向4:子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

①安全・安心な教育環境を実現する

- ◇学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築
- ◇地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保
- ◇放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり(再掲)

②質の高い教育を支える環境を整備する

- ◇学校図書館の整備の推進
- ◇教材の整備の推進
- ◇学校の情報化の充実
- ◇教育に関する研究成果等の蓄積・活用

③私立学校の教育研究を振興する

- ◇私学助成その他の総合的な支援
- ◇私立大学における教育研究の振興
- ◇学校法人に対する経営支援

④教育機会の均等を確保する

- ◇奨学金事業等の推進
- ◇学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進
- ◇幼児教育の無償化の検討(再掲)
- ◇私学助成その他の私立学校に対する支援(再掲)
- ◇民間からの資金の受け入れ促進等のための取組の推進

【出典：文部科学省ホームページから抜粋】

◆滋賀県教育振興基本計画の概要

計画の構成

基本理念と滋賀が目指す社会のあり方

自律 協働 共生

「未来を拓く共生社会へ」

次の世代や社会への影響を念頭に置きながら、地域や個人の「自律性」を高め、県民一人ひとりや様々な団体、企業、行政等が、それぞれの役割に応じて力を発揮し互いに協力する「協働」によって、人と人、人と自然が「共生」する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓いていくことを目指す。

〈暮らしの将来の姿〉

- 「健康」 いくつになっても活動的でいられる社会
- 「働く」 仕事と家庭や地域生活を両立できる社会
- 「住む」 歩いて暮らせる安全で快適な社会
- 「学ぶ・育てる」 人間性や生きる力を育む社会
- 「楽しむ」 伝統・文化や自然、地域に親しめる社会
- 「つながる」 文流を深め、支えあう、つながりのある社会

目指す人間像

「近江（淡海）の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人

今後10年間に目指す 滋賀の教育の姿

教育の基本目標

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

- 未来を拓く「人づくり」にしっかりと取り組むとともに、多様化する教育課題に対応するため、学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支える。
- 常に自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を継続的に習得していくことができるよう、県民が生涯にわたって学習することのできる環境をつくる。

今後5年間に取り組むべき施策

基本目標を達成するための3つの観点

子どもたちの 「生きる力」を育む

生きる力

- 「確かな学力」を育む
- 「豊かな心」を育む
- 「健やかな体」を育む
- 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

社会全体で 子どもの育ちを支える

教育環境・条件の整備

- 信頼される学校をつくる
- 教育力を高める

学びあい、支えあう 生涯学習社会をつくる

計画推進のために必要な事項

学校、家庭および地域等の相互の連携協力

保幼小連携および校種間の連携

国および市町との役割分担と教育改革の推進

点検評価・進行管理・計画の見直し

全国的な教育制度の整備

滋賀県教育振興基本計画の策定

教育基本法の改正^{※1}や滋賀県基本構想^{※2}の策定を受け、新しい時代に向けた滋賀県教育行政の取組を計画的に進めていくため、滋賀県教育振興基本計画を策定しました。

この計画では、今後10年間に目指す滋賀の教育の姿を描きつつ、平成21年度（2009年度）から25年度（2013年度）までの5年間に取り組むべき施策について、体系的に示しています。

滋賀が目指す人間像

私たちの暮らす滋賀の地には、古くから進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然との調和を尊んできた、先人からの「近江（淡海）の心」が今なお息づいています。

計画では、「滋賀が目指す人間像」として、この「近江（淡海）の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、そして、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人を掲げ、次世代を担う人づくりに取り組みます。

教育の基本目標

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

教育が果たすべき役割は、子どもたちが自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力を身につけ、豊かな人間性や社会性を備え、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身につけられるようにすることであると考えます。

そのためには、学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支えることが重要です。

また、すべての県民が社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を習得していくことができるよう、生涯にわたって学習することのできる環境をつくる必要があることから、この目標を掲げました。

計画期間

平成21年度（2009年度）から25年度（2013年度）までの5年間

本計画で取り扱う「教育」の範囲

- ◇ 教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育および社会教育を含みます。
ただし、国立・私立の学校および県立大学で行われる教育内容等については、各校の独立性を尊重して、本計画で取り扱わないこととします。
- ◇ 教育を受ける時期にかかわらず、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期、いずれの時期の教育も含みます。
- ◇ 教育委員会が所管する分野をはじめとして、知事部局または警察本部が所管する分野・施策を含み、滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築することとします。

※1 平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法第17条第2項において、地方公共団体においても、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

※2 平成19年度から平成22年度までを計画期間とする県政運営の基本方針のことです。滋賀県行政の総合的な推進のための指針となるものであり、県政の最上位計画として、部門別に各種構造・計画・指針等の基本となります。

今後5年間に取り組むべき施策

教育の基本目標を達成するため、今後5年間にわたり、次の3つの観点を柱として必要な教育施策を推進していきます。

1

子どもたちの「生きる力」を育む

「生きる力」とは、まず子どもたちが、生きていることの喜びと感謝を感じることから生まれます。そのうえで、生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけられるよう、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育みます。また、「近江（淡海）の心」を受け継ぐ人を育てるため、「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むことを目指します。

「生きる力」を育むうえで必要となる教育環境や条件の整備についても進めています。

1 「確かな学力」を育む

思考力・判断力・表現力等を育成するには、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につける必要があります。そのため、学校においては、少人数学級編制をはじめ、複数の複式学級（異学年の児童で編制される学級）を持つ小学校には教員を追加して配置するなどして、一人ひとりの能力や特性等に応じたきめ細かな指導に努め、指導方法の工夫・改善により、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図ります。

また、課題解決的な学習や探究的な学習により、子どもたちの学習に対する興味・関心や意欲を引き出し、主体的に課題に取り組み、よりよく問題を解決する能力の育成を目指すとともに、情報化や国際化の進展に対応する能力を育む教育を進めます。

さらに、外国人や障害のある子どもなど、特別な教育的ニーズのある子どもへの学習支援などの充実を図ることとします。

- ・ 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施
- ・ 課題解決的な学習や探究的な学習の充実
- ・ 教育課程の工夫と特色ある学校づくり
- ・ 情報活用能力の育成
- ・ 国際教育の推進
- ・ 外国人児童生徒への学習支援
- ・ 特別支援教育の推進

2 「豊かな心」を育む

学校教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。また、発達段階に応じた様々な体験の積み重ねや繰り返し体験した活動、キャリア教育等を通して、一人ひとりが社会生活のルールや社会性を身につけるとともに、相手の身になって考えたり、人在りやる心や感動する心などの豊かな心の育成を図ります。

- ・ 規範意識など社会性の育成
- ・ 勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す教育の推進
- ・ 思いやの心の育成
- ・ 人権教育の推進
- ・ 女性共同参画の視点に立った教育の推進
- ・ 情報モラルの育成
- ・ 文化・芸術に親しみ心の育成

3 「健やかな体」を育む

学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培うとともに、メンタルヘルスなど健康に関する今日的な課題に対応するため、健康教育の充実を図ります。

また、知育、徳育および体育の基礎となる食育については、県民運動を取り組むほか、学校教育全体での積極的な推進を図ります。

- ・ 体力向上と健康の保持増進
- ・ 健康教育の推進
- ・ 食育の推進

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

滋賀県が有する豊かな自然や、慣れた文化財、地域の行事、滋賀の先人の教えといった伝統や芸術など多彩な文化を子どもたちの教育に活用することで、自分たちが育ってきた地域に愛着を持ち、社会の一員として地域に貢献しようとする態度を養います。

また、子どもたちのたくましく生きる力を育むため、幼少時からの自然体験活動を進めるほか、びわ湖フローティングスクール「湖の子」や多様な主体が実施する滋賀らしい環境教育・環境学習の取組を進め、子どもたちが自然と共生する力を育みます。

- ・ 地域資源を活用した特色ある教育の推進
- ・ 自然体験活動と実践的な環境教育の推進
- ・ 環境保全意識の醸成
- ・ 環境学習の取組の支援

5 信頼される学校をつくる

学校の持つ知識や人材、施設等の教育資源を活かし、県民を対象とした講座の開設など学習機会の提供や学校施設の開放を進めます。

学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などについて、地域住民等から選任された学校評議員などの外部からの意見を聞くことを通じ、理解や協力を得ながら、地域に根ざした特色ある教育活動を展開します。

また、家庭や地域、県民等に対して説明責任を果たすため、積極的に学校情報の提供を行うとともに、学校評価を実施し、その結果を公表するなど、開かれた学校づくりに努めます。

- ・ 地域に根ざした学校づくり
- ・ 学校運営の改善
- ・ 学校施設の整備
- ・ 安全・安心な学校・地域づくり
- ・ 摂学の経済的支援
- ・ 私学教育の振興

6 教育力を高める

滋賀の教育を中心となって担う教員の能力向上は、日々の教育活動を支える不易の取組であり、不断の努力が求められます。教員一人ひとりの教育力を向上させ、学校の組織としての力を高め、子どもたちへの教育にあたります。

また、教育上の困難な課題に対して、学校が組織として、また教職員同士や専門家、地域等と連携して対応できるよう、リポートする体制を整え、教職員の負担を減らすこととともに、教員を志す人が多く生まれるようやりがいのある職場づくりに努めます。

- ・ 教員の実践力の向上
- ・ 優秀な人材の確保
- ・ 教職員の適正な配置
- ・ 人事評価制度の導入
- ・ 組織・チームの教育力の向上
- ・ 教職員の健康管理

2

社会全体で子どもの育ちを支える

「家庭教育はすべての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

社会全体で取組を進めるうえで、子どもを持つ人も持たない人も、すべての県民が子どもの育ちに关心を持ち、積極的なかかわりを持っていく必要があります。「子によし」、「親によし」、「世間によし」の「子育て三方よし」のメッセージを発信しながら、明日の滋賀を担う子どもの育ちを支える気運の醸成を図ります。

また、事業の実施にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、取り組むこととします。

- ・ 子どもを安心して育てることのできる環境づくり
- ・ 子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・ 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり
- ・ 子どもの読書活動の推進
- ・ 子どもの体験活動の推進



3

学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

県民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学び、この学びの成果を自らの生活や仕事に活かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築くとともに、世界的な視野を持って、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく「生涯学習社会づくり」を目指します。

- ・ 学習環境の整備と活動支援
- ・ 社会の課題についての県民意識の醸成
- ・ 地域共生の仕組みづくり
- ・ 健康づくりと生涯スポーツの振興
- ・ 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実



計画推進のために必要な事項

1 学校、家庭および地域等の相互の連携協力

県民の夢画のもと、学校、家庭、地域、団体・NPO、企業等が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して、社会全体で子どもの育ちを支えあい、子どもたちが育つ環境をつくることによって、教育の目標を達成するための諸施策をより強力に進めています。

学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場。

集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、確実な人間関係の育成や社会生活上のルールの習得を図る場。

地域等

多様な人間関係の中で、また自然環境を通して、固有の文化を伝承し、また、遊びや社会規範、道徳心、社会的なマナーといった社会性を育む場。

学校の取組を支援したり、子どもたちに対し多様な活動の場所を提供したり、子育てや家庭教育を応援し支える役割が期待される。

家庭

言葉や基本的な生活習慣、生活能力、思いやりの心、倫理観、自制心、コミュニケーション能力など、子どもたちが生きていくうえで必要な技能や規範を身につける場。子どもたちに安らぎを与える場。

企業

労働環境に配慮し、従業員が子育てや教育にかかわりやすい職場環境づくりに努めることが求められる。

学校や地域で行われる様々な教育活動に対して、専門性を活かした協力を図り、また、地域住民の一員として、教育活動に積極的に参加することが期待される。

総合的なコーディネートの仕組み

学校、家庭、地域、団体・NPO、企業等が、相互に連携して、より大きな教育的効果を生み出すには、それぞれをつなぎ、連携をサポートする仕組みや、分野を超えて総合的なコーディネートができる仕組みが必要。

2 保幼小連携および校種間の連携

子どもたちの発達にかかわりながら連続性を持って指導・支援できるよう、校種間で連携する必要があります。

幼稚園・保育所と小学校との連携

- ・ 向きの研究会や研修会の実施
- ・ 互いの保育・反発を参考
- ・ 行事等での幼稚児と小学生との交流
- ・ 学習へのつながりを踏まえたカリキュラムの作成

保育所
幼稚園

小学校

中学校

高等学校

幼稚園と保育所との連携

- ・ 教員向けの研修会や交流会の実施
- ・ 幼児向の情報的な交流
- ・ 認定こども園制度の有効活用

小学校と中学校との連携、中学校と高等学校との連携

- ・ 進路研究会や体験入学の実施
- ・ 反発の交流・行事等での児童生徒の交流
- ・ 小中一貫教育・中高一貫教育

3 国および市町との役割分担と教育改革の推進

国または市町との役割分担を明確にしながら、事業の適正な実施に努めるとともに、教育内容の質的充実や教育活動の活性化を図るために、時代に応じた教育改革を進めています。

4 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCARサイクルの考え方に基づき、毎年度点検・評価を行い、実効性のある計画の推進に努めるとともに、滋賀の教育を取り巻く状況の変化に対応するため、計画内容について必要に応じて見直しを行います。

5 全国的な教育制度の推進

本計画に掲げた教育の基本目標を達成するうえで必要な教育制度改革が行われるよう、国に対して働きかけていきます。

【出典：滋賀県教育振興基本計画リーフレットから抜粋】

◆計画策定までの経過

時 期	内 容
平成 18 年 12 月 1 日	教育基本法改正
平成 19 年 4 月 25 日	平成 19 年第 5 回甲賀市教育委員会定例会 <計画策定方針の決定>
平成 20 年 7 月 1 日	国の教育振興基本計画策定
平成 20 年 8 月 1 日	庁内プロジェクトチーム第 1 回全体会議
平成 20 年 8 月 8 日 ～平成 20 年 9 月 17 日	庁内計画策定プロジェクトチーム会議（計 5 回） <計画（草案）の検討>
平成 20 年 8 月 11 日	平成 20 年第 1 回甲賀市教育委員会教育委員協議会 <計画策定の状況を確認>
平成 20 年 9 月 22 日	庁内プロジェクトチーム中間報告 <計画（草案）の確認>
平成 21 年 7 月 16 日	滋賀県教育振興基本計画策定
平成 21 年 8 月 12 日 ～平成 21 年 9 月 28 日	庁内計画策定プロジェクトチーム会議（計 6 回） <計画（素案）の検討>
平成 21 年 10 月 8 日	第 1 回甲賀市教育企画会議 <計画（素案）の検討>
平成 21 年 10 月 16 日	第 6 回甲賀市教育委員会教育委員協議会 <計画（原案）の検討>
平成 21 年 11 月 17 日	第 7 回甲賀市教育委員会教育委員協議会 <計画（原案）の検討>
平成 21 年 11 月 25 日	第 2 回甲賀市教育企画会議 <計画（原案）の検討>
平成 21 年 11 月 26 日	第 3 回甲賀市教育企画会議 <計画（原案）の検討>
平成 21 年 11 月 27 日	平成 21 年度第 14 回甲賀市教育委員会定例会 <原案の決定>
平成 22 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 2 月 1 日	パブリック・コメント募集
平成 22 年 2 月 12 日	第 4 回甲賀市教育企画会議 <計画（案）の検討>
平成 22 年 2 月 22 日	平成 22 年度第 2 回甲賀市教育委員会定例会 <計画の決定>

※太字は、甲賀市の動き。

甲賀市教育企画会議設置要項

平成21年8月1日制定

(目的)

第1条 「甲賀市教育振興基本計画」の策定、「甲賀市立小中学校再編計画」の策定および「甲賀市教育委員会事務局の組織・機構のあり方」に係る検討、研究を円滑に推進できるよう、教育委員会事務局内に「教育企画会議」を設置する。

(構成)

第2条 教育企画会議の構成員は、教育部長、次長（管理担当）、次長（指導担当）、教育総務課長、学校教育課長、こども未来課長、社会教育課長、社会教育課付課長（人権担当）、文化スポーツ振興課長、歴史文化財課長とする。ただし、必要に応じて、教育委員会事務局および市長部局の上記以外の職を構成員とすることができる。

第3条 教育企画会議に座長を置き、教育部長をもって充てる。

第4条 教育企画会議は、必要に応じてプロジェクトチームを設けることができる。

第5条 プロジェクトチームは、甲賀市教育企画会議における協議事項に関し、基礎的な研究を行うとともに、事務的な調整を図る。

第6条 プロジェクトチームの構成員は、協議事項に関する所属の担当職員とする。

第7条 教育企画会議およびプロジェクトチームは、必要に応じてその都度会議を開催する。

(運営)

第8条 教育企画会議は座長が招集し、会議を掌理する。

第9条 プロジェクトチームは、教育総務課長が招集し、会議を掌理する。

第10条 教育企画会議の事務局は、教育総務課総務企画係に置く。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、教育企画会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成21年8月1日から施行する。

○甲賀市個人情報保護条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 16 号

改正 平成 17 年 6 月 15 日条例第 39 号

平成 19 年 3 月 9 日条例第 4 号

平成 21 年 3 月 5 日条例第 4 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 個人情報の収集制限（第 6 条・第 7 条）

第 3 章 利用及び提供の制限（第 8 条—第 14 条）

第 4 章 自己情報の開示等（第 15 条—第 29 条）

第 5 章 不服申立て等

　　第 1 節 諮問等（第 30 条—第 32 条）

　　第 2 節 個人情報保護審議会（第 33 条—第 40 条）

第 6 章 補則（第 41 条—第 46 条）

第 7 章 罰則（第 47 条—第 52 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項及び実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、基本的人権を擁護し、もって公正かつ適正な市政運営に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 個人情報 個人に関する情報であつて特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。

（2） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(3) 実施機関の職員 市長、副市長及び前号に規定する実施機関の職員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに甲賀市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年甲賀市条例第33号）第2条に掲げる特別職の職員をいう。

(4) 市民等 市民及び市の実施機関に自己に関する個人情報が保有されている市民以外の者をいう。

(5) 独立行政法人等 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(7) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条第3号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(8) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(9) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、その重要性について市民等及び事業者への意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、自己に関する個人情報の適正な管理に自ら努めるとともに、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する本市の施策

に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、適正な収集、利用、管理等に努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集制限

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務及び実施機関が行う職員の採用に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を廃止し、又は変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因と

なるおそれがあると認められる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 個人情報取扱事務を遂行するために必要不可欠であると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談及び交渉等の事務を行う場合、又は他の実施機関、国又は他の地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）から収集する場合で、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集することによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

4 実施機関は、第2項第2号又は前項第5号若しくは第6号により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、第33条に規定する甲賀市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと実施機関が判断したときは、この限りでない。

5 実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

第3章 利用及び提供の制限

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、保有個人情報を当該実施機関内において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外

のものへ提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 実施機関の内部で目的外利用し、又は他の実施機関若しくは国等に外部提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項第4号又は第5号の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供しようとする場合について準用する。

（提供先に対する措置要求）

第9条 実施機関は、保有個人情報を外部提供する場合において、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（オンライン結合の制限）

第10条 実施機関は、保有個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが、隨時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めのあるとき。
 - (2) 公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書により、オンライン結合をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 3 実施機関は、オンライン結合をする場合、個人の権利利益を不当に侵害するこ

とのないよう、オンライン結合の安全性及び信頼性の確保その他保有個人情報の保護に努めるとともに必要な措置を講じなければならない。

(オンライン結合の停止等)

第11条 実施機関は、オンライン結合による情報の提供が、保有個人情報の漏えい又は不適切な利用により個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、保有個人情報の保護を図るため、あらかじめ審議会に意見を聴いて、オンライン結合の停止等必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。

(適正管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷の防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、管理する必要のなくなった保有個人情報を確實にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外の者に委託しようとするとき、及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第14条 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者及び指定管理者の指定を受けて公の施設の管理を行う者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた事務及び当該管理の業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失及び盗用の防止その他個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者若しくは受託者であった者又はその受託業務に従事している者は、実施

機関から受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該受託業務が終了した後も同様とする。

第4章 自己情報の開示等

(開示の請求)

第15条 何人も、実施機関に対し、保有個人情報に記録されている自己を本人とする個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他保有個人情報の本人と特別の関係があると実施機関が認める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって自己情報の開示を請求することができる。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を、開示請求した者（以下「開示請求者」という。）に開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第15条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号並びに第22条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、当該個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は開示することにより当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもので

あって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (5) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに開示することができない情報
- (6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「市等」という。）の内部又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 市等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、

開示することにより、当該事務又は事業のその適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、本人又は法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項に規定する請求書（以下「開示請求書」という。）に形式上不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該請求書の提出のあった日から起算して15日以内に、当該請求に係る保有個人情報に対し、開示するかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前条の開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示するときはその旨の決定（以下「開示決定」という。）を、又は全部を開示しないときはその決定（第18条の規定に基づき、開示請求を拒否する場合の決定を含む。以下「非開示決定」という。）を開示請求者に対し、速やかに書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、当該請求に係る保有個人情報の一部を開示しない決定及び非開示決定をしたときは、その理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開示しない旨の決定をした当該保有個人情報が、期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定又は非開示決定（以下「開示決定等」という。）をすることができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、その延長の期間及び理由を速やかに書面により、開示請求者に通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第21条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第22条 実施機関は、開示決定等をする場合において、開示請求に係る保有個人情報に市等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、当該情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第2号ただし書又は第3号ただし書に規

定する情報に該当すると認められるときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第23条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して当該保有個人情報の開示をしなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

（1） 保有個人情報のうち次号に掲げる以外のもの 当該行政文書の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

（2） 保有個人情報のうち、電磁的記録されているもの 当該電磁的記録から印字装置を用いて出力したものの当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付若しくは電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

- 3 実施機関は、前項第1号に定める方法により開示をする場合において、保有個人情報の記録されている行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該保有個人情報を複写したものを閲覧に供し、又はその写しの交付をすることができる。

- 4 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

（訂正の請求）

第24条 何人も、実施機関に対し、保有個人情報に記録されている自己情報について、事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、その訂正（追加又は削除

を含む。以下同じ。) を請求することができる。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(利用停止の請求)

第25条 何人も、実施機関に対し、保有個人情報に記録されている自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる措置を請求することができる。

(1) 自己情報が第7条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して収集されたものであるとき 当該保有個人情報の消去

(2) 自己情報が第8条第1項の規定に違反して目的外利用されているとき
当該保有個人情報の目的外利用の停止

(3) 自己情報が第8条第1項の規定に違反して外部提供されているとき
当該保有個人情報の外部提供の停止

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による措置の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止請求があったときは、第27条の決定をするまでの間、当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供を一時停止しなければならない。ただし、実施機関の正当な事務の執行に著しい支障が生ずる場合は、この限りでない。

(訂正等請求の手続)

第26条 第24条の訂正請求又は第25条の利用停止請求（以下「訂正等請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、本人又は法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正等請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等請求の内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項に規定する請求書（以下「訂正等請求書」という。）に形式上不備があると認めるときは、訂正等請求をした者（以下「訂正等請求者」とい

う。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正等請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、訂正等請求書の提出があったときは、当該請求書の提出のあった日から起算して30日以内に、当該請求に対し訂正又は利用停止をするかどうかの決定（以下「訂正等の決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、訂正等の決定等をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、当該請求に係る保有個人情報の一部又は全部を訂正又は利用停止しない決定をしたときは、その理由を併せて訂正等請求者に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に訂正等の決定等をすることができないときは、その期間の満了する日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、その延長の期間及び理由を速やかに書面により、訂正等請求者に通知しなければならない。

(訂正等の決定等の期限の特例)

第28条 訂正等の決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に訂正等の決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に訂正等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正等の決定等をする期限

(保有個人情報の訂正又は利用停止義務)

第29条 実施機関は、訂正等請求があった場合において、当該訂正等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。

- 2 実施機関は、訂正等の決定等に基づく保有個人情報の訂正又は利用停止の実施

をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第5章 不服申立て等

第1節 諮問等

(審議会への諮問等)

第30条 開示決定等又は訂正等の決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第32条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正等の決定等（訂正等請求の全部を容認して訂正又は利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認して訂正又は利用停止することとするとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第31条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第32条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 個人情報保護審議会

（審議会の設置）

第33条 この条例によりその権限に属することとされた事項を調査及び審議させるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審議会は、第1項に規定する調査及び審議のほか、この条例による制度の適正かつ円滑な運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（審議会の調査権限）

第34条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、前項の保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諒問実施機関は、審議会から前2項の規定による求めがあったときは、これを

拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立て人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立て人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第35条 審議会は、不服申立て人等から申立てがあったときは、当該不服申立て人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合において、不服申立て人又は参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第36条 不服申立て人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第37条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があるときを除き、不服申立て人等に対し、審議会に提出された意見書又は資料を閲覧させることができる。

（調査審議手続の非公開）

第38条 審議会が第30条第1項の規定による諮問に応じて行う調査及び審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第39条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立て人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第40条 この章に定めるもののほか、審議会の組織、運営、調査及び審議に関する必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

（苦情の処理）

第41条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出

があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(費用の負担)

第42条 この条例の規定による請求に係る手数料は、徴収しない。

2 第23条第2項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(適用除外)

第43条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計を作成するために集められた個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

(3) 統計法第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(4) 実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務及び福利厚生等に関する事務のために取り扱う個人情報

(5) 市立図書館その他市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 第4章及び第5章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報

(2) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）

3 この条例は、法令等（公開条例を除く。）の規定により、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止その他保有個人情報の取扱いについて定めがある場合については、適用しない。

(運用状況の公表)

第44条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況を公表するものとする。

(出資法人等の責務)

第45条 市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人は、この条例の規定に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から第14条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するため、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第47条又は第48条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第51条 第33条第5項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の水口町個人情報保護条例（平成15年水口町条例第13号）、甲賀町個人情報保護条例（平成12年甲賀町条例第48号）、信楽町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年信楽町条例第4号）又は地域総合センター（隣保館）等における世帯・個人データにかかる保護管理要綱（平成10年土山町告示第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、目的外利用若しくは外部提供又はオンライン結合は、この条例の規定により行われたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務についての第6条第3項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。

5 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

付 則（平成17年条例第39号）

(施行期日)

1 この条例、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲賀市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）の開示決定等及び訂正等の決定等の規定については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う個人情報の開示決定等及び訂正等の決定等について適用する。

3 改正後の条例第5章の規定は、施行日以後に審議会に諮問がされる不服申立てについて適用し、同日前に諮問がされた不服申立てについては、なお従前の例に

よる。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成19年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、その任期中に限り、なお従前の例により在職することとされる収入役の在職期間中においては、第2条第3号中「副市長」とあるのは、「副市長、収入役」とする。

付 則（平成21年条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

甲賀市 国際化推進計画

～お互いの違いや良さを認め合い

ともに新しい市民文化を創造するまちづくり～

滋賀県甲賀市

《はじめに》

近年、我々の地域を取り巻く社会環境は大きく変化してきています。

中でも、情報技術の高度化等により経済、文化の交流範囲が世界規模にまで広がり、日常生活においても「世界」を意識せざるを得ない状況であり、世界はますます身近なものに感じられています。

甲賀市の総合計画では、「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を将来のまちの姿とし、「多文化共生社会の形成」を主要施策のひとつとしています。

合併後、姉妹都市との交流をはじめとする国際交流を活発に実践し、地域の国際化を推進してきたところです。しかし、一方市内に目を向けてみると外国籍市民とのコミュニケーションの不足による諸問題も多方面で発生しています。また平成20年(2008年)秋以降の経済危機により、製造業を中心に就労していた多くの外国人労働者が失業し、帰国者の増加や転居者などにより市内での外国人登録者は減少しましたが、社会のグローバル化の進展、少子高齢化による労働力の減少傾向を勘案すると、長期的には外国人住民は増加するものと予想されます。このようなことから甲賀市では国際交流のみでなく異なる文化を持つ外国籍市民ともお互いに理解しあえる地域をつくり上げていくために、市民・団体・企業・行政などが共に協力し、国際化に取り組んでいくことが必要と考えています。

その取り組みを全市的かつ計画的に推進していくため、平成20年(2008年)3月に「甲賀市国際化推進懇話会」の委員の皆様から提出いただきました提言書を基に、甲賀市国際化推進委員会で協議し、「甲賀市国際化推進計画」を策定しました。

外国人も日本人も、同じ甲賀市民であり地域を支えあっていく大切なパートナーです。異文化をもつ人々との交流の中から、お互いを認め合い、学びあえば、これまでの日本文化の上に、新しい時代にふさわしい未来文化を築いていけるに違いありません。

今後は、この計画を甲賀市国際化の指針として基本理念であります「お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり」に向けて、市民の皆様を始め関係機関と連携し、推進していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、ご意見を賜りました市民の方々、甲賀市国際化推進懇話会委員の皆様、ならびに甲賀市国際化推進委員会の皆様、ご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

平成22年(2010年) 5月

甲賀市長 中嶋 武嗣

目 次

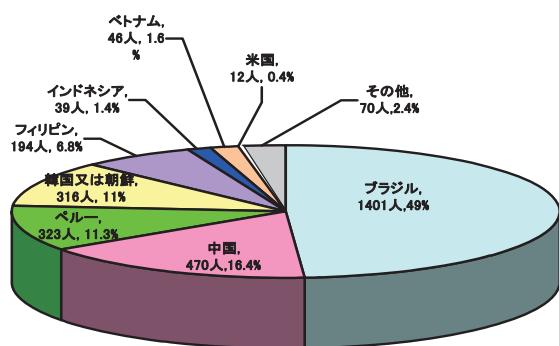
第1章 甲賀市の現状と課題	2
1 外国人の現状	2
2 外国人増加の背景と主要な課題	3
第2章 国際化推進計画の考え方	5
1 趣旨	5
2 位置づけと期間	5
3 基本理念	5
4 基本体系	6
第3章 取り組むべきこと	6
1 基本目標	7
第4章 国際化推進計画の到達目標	10
第5章 具体的施策の一覧	11
1 施策の目的・方向性	11
【参考資料】	
甲賀市国際化推進懇話会会議経過	20
甲賀市国際化推進委員会会議経過	21
甲賀市国際化推進委員会設置要綱	22
甲賀市国際化推進懇話会委員名簿	23
甲賀市国際化推進委員会委員名簿	23
外国人集住都市会議の概要	24
法務省入国管理局資料	26
外国人登録者数国籍別人員調査滋賀県資料	28
関係機関、団体一覧	29

第1章 甲賀市の現状と課題

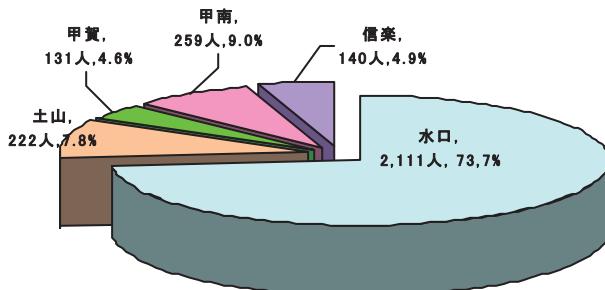
1 外国人の現状

平成16年(2004年)10月に甲賀市が誕生した時、人口は95, 223人でしたが、平成20年(2008年)12月末の人口は95, 919人と増加しています。内訳を見てみると日本人は101人減少し、外国人登録者が797人増えました。その結果から平成20年(2008年)12月末での甲賀市内外国人登録者は3, 243人で国籍別ではブラジル籍が1, 717人で外国人全体の53%を占めており、次いで中国、ペルー、韓国または朝鮮、フィリピンの順となっています。居住地別に見ると、全体の74%の2, 395人が水口町に居住されており、土山町に297人(9%)、甲南町252人(8%)、甲賀町137人(4%)、信楽町162人(5%)という現状でした。しかし、平成20年(2008年)秋からの世界的な経済危機の影響を受け、徐々に減少に転じ、平成21年(2009年)8月末の外国人登録者数は3, 000人となっています。

図：甲賀市 国籍別外国人登録人数 (平成21年12月末) 計2,863人



図：甲賀市 旧町別外国人登録人数 (平成21年12月末) 計2,863人



外国人登録者の推移

単位：人 各年12月末

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ブラジル	1381	1670	1638	1663	1717	1401
中国	233	280	308	414	481	470
ペルー	281	311	337	362	350	323
韓国・朝鮮	370	340	342	339	328	316
フィリピン	144	167	178	190	197	194
その他	121	141	140	158	170	159
計	2530	2909	2943	3126	3243	2863

2 外国人増加の背景と主要な課題

1980年代後半、日本はいわゆるバブル経済期といわれた好景気時代に入り、企業の相次ぐ設備投資等により深刻な人手不足に陥りました。そこで国は平成2年(1990年)にいわゆる出入国管理法を改正し、日系人3世に定住者という在留資格を与え就労を可能にしました。その後、ブラジルをはじめ南米から多くの日系人とその家族が来日しました。当初は数年の短期滞在者が多かったのですが、近年は定住化が進んでいます。また、平成5年(1993年)には外国人研修制度や、技能実習制度が創設され、主に中国などのアジア圏から来日した外国人が1年間の研修後、労働者としての身分が与えられ技能実習生として最長で2年間滞在しています。

バブル経済が1990年代初めに崩壊し、日本は低成長時代に入りましたが、その後、到来したグローバル経済化や少子高齢化の影響により、外国人労働者は製造業を中心とした地域経済の発展に重要な役割を担っています。特に製造業の割合が高い地域では外国人が集住する傾向が高く、製造業が主要産業である当市も例外ではありません。

しかし平成20年(2008年)秋から経済危機の影響により県・市経済も大きな打撃を被り、製造業を中心に雇用調整(減産も含)が行われていることから、派遣や請負の形態で就労する外国人労働者に対する影響は極めて深刻な状況にあり、帰国者の増加や転居者などにより外国人登録者は減少しております。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では滋賀県の総人口は平成27年(2015年)前後をピークに、減少に転じていくと予想されており、労働力人口の減少等の課題に直面せざるを得ないといわれています。現在、外国人労働力なしでは日本の社会、経済は成り立たなくなると言われている中で、多文化共生の社会づくりは、地域の未来にとって重要な課題となってきています。

こうした中、日本人も外国人も同じ甲賀市民として地域社会の安全と発展を担っていく大切なパートナーとして互いを認め合う社会づくりが急務となってきます。異なる文化をもつ人々が幅広く交流し、他国の文化を真摯に学び合い、これまでの日本文化の良さとともに文化的な差異を克服していく姿勢が求められます。

そこで現状に目を向けると、以下のような課題が出てきました。

【情報】

- ・日本語が理解できず情報が伝わらない
- ・情報発信されていても効果的な伝達経路が確立されていない

【生活】

《地域》

- ・地域社会との関わりが少ない
- ・生活習慣が違うため、ゴミ出し等の問題が生じている

《教育》

- ・言葉が理解できず、文化的背景の違い等から授業や学校生活についていけない
- ・外国人の子ども達の母語支援が十分でなく、将来の進路に対する展望をもって学習する環境が充実されていない

《労働》

- ・日本人労働者に比べ労働条件・待遇が悪い雇用形態で就労している
- ・非正規雇用の割合が高い
- ・景気変動による解雇などの影響が大きい

《医療、保健、福祉》

- ・母国と日本の制度の違いから健康保険未加入者がいる
- ・病院等で受診しても、制度の違いや言葉が理解されず、結果や治療方法の説明が理解できない
- ・医療通訳者の確保が難しい

《防災》

- ・防災に対する意識が低く、災害や緊急事態への対処の仕方がわからない
- ・災害時に情報を得る、伝えるしくみが整っていない

【交流】

- ・外国人同士でコミュニティを形成するが、地域との交流の場がない
- ・地域の生活ルール、文化を学ぼうとする意欲が低い人もいる
- ・外国人との交流が少ないため、大半の日本人市民が対応の仕方がわからない

【国際感覚】

- ・学校や地域における国際理解教育が十分でなく、市民の国際感覚が乏しい
- ・交流事業に参加した中学生や市民の経験が個人レベルでとどまり、地域の活性化に生かされていない

【甲賀市の職員】

- ・職員の国際感覚が十分でなく国際化に対する意識が浸透していない
- ・情報の交換や関係団体との連携が不十分である

第2章 国際化推進計画の考え方

1 趣旨

甲賀市の市民憲章は「あふれる愛にあなたも仲間」という文章から始まり、これは国籍、年齢、性別、職業、思想信条などを越えて「あなたもみんな仲間ですよ」と呼びかけ、愛に満ち溢れ、人権が尊重される心温かな甲賀市をみんなで築いていこうという思いを込めたものです。また、市の羅針盤でもある総合計画には「ともに認めあう人権文化のまちづくり」が施策の大きな柱になっており、外国人市民も含めた誰もが安心して暮らせる甲賀市を築くことが目標となっています。

そこで、身近な地域に多くの外国人が暮らしている甲賀市では、市民一人ひとりが国際理解を深め、全市民に「地域の国際化」を図っていく必要があります。

このようなことから、甲賀市では国際化推進計画を策定し、全市的に国際化を進めていく必要性や意義を明確にし、今後総合的、計画的に国際化を推進していきます。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、甲賀市の羅針盤「甲賀市総合計画」に基づく計画であり、また総務省が平成18年(2006年)3月に示した「多文化共生推進プログラム」の施策の方向性も踏まえ、国際化推進計画は平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの5ヵ年を計画期間とします。ただし、計画期間内であっても計画の達成度や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

3 基本理念

《お互いの違いや良さを認め合い、 ともに新しい市民文化を創造するまちづくり》

外国人住民も甲賀市の住民であり、市民がお互いの文化や生活習慣などにふれ、理解しあいながら、国際感覚を養い、市民や企業、団体、行政が一体となって誰もがまちづくりに参画し、共に築き持続的に発展するまちを目指します。

4 基本体系



第3章 取り組むべきこと

5つの基本目標という柱をたて、市民、地域、企業、行政など様々な主体が協働の精神のもと、目標達成のための施策に積極的に取り組んでいきます。

基本目標1

ことばと情報・・・情報が伝わる、情報を手に入れることができる

日本語によるコミュニケーションや理解が困難であることから様々な問題が生じています。生活していくうえで必要不可欠な情報を多言語や媒体により提供し、日本語を学ぶ機会が広まるように努めます。

【基本施策】……情報の多言語化・伝達のしくみづくり

具体的施策

- 1 窓口業務における対応の充実
- 2 ユニバーサルデザインの推進
- 3 多言語版生活ガイドweb版の作成
- 4 わかりやすいパンフレットやポスターの多言語表示
- 5 多言語版によるわかりやすい通知書等での対応
- 6 効果的な情報の伝達

【基本施策】……日本語・日本社会に関する学習機会づくり

具体的施策

- 7 日本語を学習する機会の提供
- 8 職場の理解や協力

基本目標2

安心と安全・・・誰もが安心して日々の生活できる

外国人住民が地域で安心して、安全な生活ができる環境を整備することに努めます。

【基本施策】……安心して住むために

具体的施策

- 1 市営住宅申し込み時における対応の充実
- 2 県営住宅などの申し込みにおける対応の充実
- 3 人権侵害等の救済の窓口の整備
- 4 外国人による生活保護や貸付制度等の申請や相談における対応の充実

【基本施策】……子どもたちの将来のために

具体的施策

- 5 初期指導教室設置に向けた調査研究
- 6 初期指導教室の運営
- 7 外国人児童生徒への就学案内や就学相談の実施
- 8 日本語指導の必要な外国人児童生徒への日本語指導の充実
- 9 外国人児童生徒への進路指導の充実
- 10 外国人児童生徒への母語支援活動の充実

基本施策……安心して働くために

具体的な施策

11 外国人労働者の労働現場での労働条件の改善

12 企業経営者の意識向上

基本施策……安心して生活するために

具体的な施策

13 保健医療マップ作成

14 乳幼児の健全育成環境の確保

15 広域避難所案内板や防災パンフレット、資料等の多言語表示

16 外国人向けの要援護者支援計画書の配布

基本施策……防災に備えて

具体的な施策

17 外国人向け防災啓発

18 外国人向け災害ハザードマップの作成

19 広域的な災害支援体制の構築

基本目標3

参画と交流・・・より良い人間交流を進める

外国人市民と相互交流できる機会を設け、互いにコミュニケーションを深め合いながら、お互いを認め合い、支えあえる関係「顔の見える関係」を築けるように努めます。

基本施策……誰もが参画できる地域づくり

具体的な施策

1 外国人と自治会が円滑な交流を図るための仕組みづくり

基本施策……市民の意識改革

具体的な施策

2 互いを認め合い、語り合える事業の開催と意識改革

3 審議会、委員会等への外国人の登用

基本施策……外国人市民の自立と意識改革

具体的な施策

4 地域における外国人の参画

基本目標4

「ひと」の国際化・・・国際感覚豊かな人づくり

子どもから大人まで全ての市民が国際理解を深め、新しい市民文化の創造に貢献できる国際感覚豊かな市民の育成に努めます。

基本施策……国際理解教育の充実化

具体的な施策

1 小中学校での国際理解教育の充実化

2 中学生交流事業の整理、調整

- 3 保育園、幼稚園や学校での国際理解教育
- 4 中学生交流事業参加者の地域や学校での活用

基本施策……ボランティアの育成

具体的な施策

- 5 多文化共生ボランティアの育成
- 6 日本語ボランティアの育成

基本施策……国際理解活動等への支援

具体的な施策

- 7 地区懇等あらゆる機会での国際理解教育の実施
- 8 多文化共生に関わる人づくり
- 9 市民レベルの国際交流

基本目標5

「まち」の国際化・・・国際化の進んだ甲賀市にするための体制を整える

市民や市民団体、企業、国、県、他市町などの関係機関と連携を図りながら、また役割分担をしながら国際化を推進します。

基本施策……市役所内の連携強化

具体的な施策

- 1 市職員の意識改革と連携強化

基本施策……関係主体の役割分担

具体的な施策

- 2 市民団体の活動支援
- 3 ネットワークの仕組みづくり

基本施策……国・県および他市町との連携

具体的な施策

- 4 外国人集住都市会議への参画
- 5 国、県及び周辺市町との連携

第4章 国際化推進計画の到達目標

1 ことばと情報

多言語で正確に、またタイムリーに情報を伝達することが多文化共生を推進していく上で重要。

《5年後の到達目標》

- ・ 市民にとって必要な情報が提供されている。
- ・ 日本語を学びやすい環境が充実されている。(企業、学校等も含む)
- ・ 公共施設等においても多言語版生活ガイドブックweb版の活用がされている

2 安心と安全

市民の誰もが、安全で安心した日々を送れることが大切。

《5年後の到達目標》

- ・ 市民が安心した生活を送っている。
- ・ 外国人生徒の進学率がアップしている。
- ・ 外国人が働きやすい労働条件になっている。
- ・ 防災に関する情報が多言語で提供されている。

3 参画と交流

より良い人間交流を進めるためには、お互いを認め合い、支えあい、語り合える関係が必要。そのために、市民が自分の意識を変えていく必要。

《5年後の到達目標》

- ・ 地域行事等への参加案内等も多言語で行われている。
- ・ 市民一人ひとりが常に多文化共生への意識を持って行動している。

4「ひと」の国際化

多文化共生の意識づけのためにも国際理解の必要性を啓発し、地域でキーパーソンになる人づくりが大切。

《5年後の到達目標》

- ・ あらゆる機会で国際理解教育が実施されている。
- ・ 多文化共活動を担える人材が育成されている。

5「まち」の国際化

今後、新しい市民文化を創造するまちづくりのため、国際化の進んだ甲賀市になる体制整備が必要。

《5年後の到達目標》

- ・ 関係団体や機関等のネットワーク化と役割分担が明確になっている。
- ・ 外国人集住都市会議参加都市との協力体制がとれている。

第5章 具体的施策の一覧

1 施策の目的・方向性

1 ことばと情報

具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
		2010	2011	2012	2013	2014		
3 窓口業務における対応の充実	多言語化された案内版、ガイドブック、パンフレットの設置や通訳職員との連携充実、様々な申請書などの充実	継続					財政課 市民課 保険年金課 生活環境課 税務課 滞納債権対策課 保健介護課 社会福祉課 市民窓口センター各支所 学校教育課 こども未来課	
	わかりやすい言葉での情報のマニュアル化(Web版の作成、ビデオ化)	継続					地域コミュニティ推進室	甲賀市国際交流協会等
	外国人登録(転入、入国) ・多言語の記入例、様式の充実 ・通訳職員との連携充実 ・市での案内冊子の配布の徹底と普及	充実 継続					市民課 保険年金課 生活環境課 税務課 保健介護課 社会福祉課 市民窓口センター各支所 学校教育課 こども未来課	
	外国人登録(証明、届出) ・多言語の記入例、様式の充実 ・他国との法令の比較表の作成 ・通訳職員との連携充実(不在の時の対応) ・他課の連携充実	充実 継続					市民課 市民窓口センター	
	・納税相談等に窓口に来られた場合の母国語通訳(通訳者との連携) ・解りやすい説明資料の窓口配布(外国語対応の税納期一覧)	継続 継続					滞納債権対策課 税務課 市民課 市民窓口センター各支所	

	具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
			2010	2011	2012	2013	2014		
6 7 8 9	窓口業務における対応の充実	各窓口担当で示せる説明文章の作成(マニュアルの作成)	検討	実施				市民課 保険年金課 生活環境課 税務課 滞納債権対策課 保健介護課 社会福祉課 市民窓口センター 各支所 学校教育課 こども未来課	消防本部、消防署 企業 国、県の機関 甲賀市国際交流協会 等
		職員向け国際理解の講座の開催	検討	実施				市民課 保険年金課 生活環境課 税務課 滞納債権対策課 保健介護課 社会福祉課 市民窓口センター 各支所 学校教育課 こども未来課	甲賀市国際交流協会 等
		多言語によるホームページの充実	検討	実施				情報政策課 市民課 保険年金課 生活環境課 税務課 滞納債権対策課 保健介護課 社会福祉課 市民窓口センター 各支所 学校教育課 こども未来課	甲賀市国際交流協会 等
		外国人への初期対応について(行政のシステムがわからない外国人への対応、誘導システムの構築)	検討		実施			市民課 地域コミュニティ推進室	甲賀市国際交流協会 等
10	ユニバーサルデザイン化の推進	わかりやすい表示の推進(市内に設置された案内看板等の多言語併記等の推進)		実施				各課	企業 地域 NPO団体 等
11		ユニバーサルデザイン推進協議会の充実運営等		実施				社会福祉課 政策推進室 都市計画課 社会教育課	国、県の機関 企業 公共交通機関 社会福祉協議会等

	具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
			2010	2011	2012	2013	2014		
12	多言語版生活ガイドWeb版の作成	生活に必要な情報掲載の多言語ガイドWeb版の作成(5ヶ国語版)と充実	継続					地域コミュニティ推進室 市民課 各支所	甲賀市国際交流協会 等
13		保育園入園申し込み関係の情報提供の充実	充実 継続					こども未来課	甲賀市国際交流協会 等
14		各健診などの制度のわかりやすい説明と周知の徹底	検討	実施				保健介護課	甲賀市国際交流協会 等 市内の医療機関
15	わかりやすいパンフレットやポスターの多言語表示(市ホームページでも、該当項目をわかりやすく説明をする)	介護保険関係などの制度のわかりやすい説明と周知の徹底	検討	実施				保健介護課	甲賀市国際交流協会 等 市内の医療機関
16		高齢者施策の制度のわかりやすい説明と周知の徹底	検討	実施				保健介護課	甲賀市国際交流協会 等 市内の医療機関
17		保険制度のわかりやすい説明と周知の徹底	検討	実施				税務課 保険年金課 市民課 市民窓口センター	甲賀市国際交流協会 等 市内の医療機関
18		福祉医療制度のわかりやすい説明と周知の徹底	検討	実施				保険年金課 市民課 市民窓口センター	甲賀市国際交流協会 等 市内の医療機関
19	多言語版によるわかりやすい通知書等での対応	通知書、納付書、督促状、催促書等の内容がわかりやすいように多言語対応に努める	検討					情報政策課 滞納債権対策課 税務課 上水道業務課 下水道管理課 保健介護課 保険年金課 住宅建築課 こども未来課	
20	効果的な情報の伝達	区、自治会、学校、企業外、地域のキーパーソンとなる人など効果的な情報伝達ルートの確立	検討	実施				地域コミュニティ推進室 情報政策課	区、自治会、企業 甲賀市国際交流協会 等
21	日本語を学習する機会の提供	日本語教室の開催や日本語指導者の育成	充実 継続					地域コミュニティ推進室 社会教育課	甲賀市国際交流協会 地域 等
		企業、学校等における日本語学習機会の支援	再検討		充実 実施			地域コミュニティ推進室 商工観光課 学校教育課 こども未来課	
22	職場の理解や協力	企業の指導、研修会の開催等	検討					商工観光課	企業 甲賀市企業人権啓発推進協議会 各町商工会 甲賀市工業会

2 安心と安全

具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
		2010	2011	2012	2013	2014		
1 市営住宅申し込み時に おける対応の充実	多言語版の説明書を作成し 充実	充実継続					住宅建築課	
2 県営住宅などの申し込み における対応の充実	申込書、入居後の対応等を 多言語版に翻訳してもらえる ように要望	充実継続					住宅建築課	滋賀県住宅供給 公社
3 人権侵害等の救済の 窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)甲賀・湖南人権センターとの連携により、外国人対象の相談業務を充実させる ・外国籍の人々に人権擁護推進員を委嘱し、相談に関する調整役になってもらう 	検討	実施				人権推進課	(社)甲賀・湖南 人権センター 法務局(人権擁護 委員) 人権擁護推進員 等
4 外国人による 生活保護や貸付制度等 の申請や相談時におけ る対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳との連携により、生活保護制度や貸付等の情報提供を行い、相談業務を充実 ・説明書や申請用紙を多言語版に翻訳、申請時にかかる支援を行う 	検討	実施				社会福祉課	甲賀市社会福祉 協議会
5 初期指導教室設置に 向けた調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町の初期指導教室についての情報収集 ・市内の外国人児童生徒の日本語習得状況を把握 	調査	考察				学校教育課	
6 初期指導教室の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教室の確保 ・指導員の確保 ・教室の設備等の準備 	調査	考察				学校教育課	
7 外国人児童生徒への就 案内や就学相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒の就学状況調査の実施 ・不就学児童生徒に対する就学指導の実施 ・各国語版の就学ガイドブックの作成、配布 ・母国語による就学相談の実施 	継続					学校教育課 こども未来課	
8 日本語指導の必要な 外国人児童生徒への 日本語指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒への日本語指導方法の研究 ・担当職員への研修会の開催 ・日本語学習教材の充実 	継続	検討	実施			学校教育課	滋賀県国際協会 甲賀市国際交流 協会 (社)甲賀・湖南 人権センター

	具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
			2010	2011	2012	2013	2014		
9	外国人児童生徒への進路指導の充実	・進路指導資料の各国語版の作成	継続					学校教育課	国、県など (社)甲賀・湖南人権センター
		・進路相談や進路説明会における通訳の派遣	継続						
		・外国人児童生徒と保護者への進路説明会の開催	実施						
		・母語による進路相談の実施	実施						
10	外国人児童生徒への母語支援活動の充実	・各学校、園や市教委配布文書の翻訳	充実継続					学校教育課 こども未来課	(社)甲賀・湖南人権センター 甲賀市国際交流協会 等
		・各学校の入学案内等の各國語版の作成	充実継続						
		・学校、園行事や懇談会家庭訪問等への通訳の派遣	充実継続						
		・母語による教育相談の実施	継続						
		・学校への母語支援員派遣回数の増	検討	実施					
		・母語支援員の人数の増	検討	実施					
		・中国語やスペイン語に対応できる支援員を配置	継続						
11	外国人労働者の労働現場での労働条件の改善 (外国人雇用元企業調査)	・主な企業へ現状聞き取り訪問	実施		充実			商工観光課	甲賀市企業人権啓発推進協議会 (社)甲賀・湖南人権センター 公共職業安定所滋賀労働局 甲賀市工業会等
		・相談待遇についての情報収集・実態把握(人権センター等)	検討	実施	継続				
12	企業経営者の意識向上 (企業啓発等)	状況調査、聞き取り訪問等の実施後の企業経営者、派遣会社への訪問等で啓発	聞き取	訪問	検討	実施		商工観光課	甲賀市企業人権啓発推進協議会 (社)甲賀・湖南人権センター 公共職業安定所滋賀労働局 甲賀市工業会等
13	保健医療マップの作成	多言語版マップを作成し誰でも必要なときに自分で必要なサービスを選択し行動に移せる市民の増加	検討	実施				保健介護課	医師会 消防署 保健所 甲賀市国際交流協会 等
14	乳幼児の健全育成環境の確保	・乳幼児(生後3ヶ月児)を抱える全家庭に多言語版での説明書を渡し子育てに役立つ情報等を発信	充実	継続				社会福祉課 こども未来課	民生委員児童委員 主任児童委員 保健師 図書館員
		・保護者の子育てに関する不安を解消							
		・乳幼児(生後4ヶ月児)時に絵本の読み聞かせ等を実施ブックスタートを通じて親子のふれあい支援他							

	具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
			2010	2011	2012	2013	2014		
15	広域避難所案内板やパンフレット、資料等の多言語標示	・現状掲示板に貼付、または書き換え ・現状パンフレットの翻訳増刷	実施	継続				危機管理課 地域コミュニティ推進室	滋賀県防災危機管理局 等
16	外国人向けの要援護者支援計画書配布	・要援護者リストの登録翻訳 ・現行取り組んでいる要援護者支援計画書を外国人の方にも渡し、必要に応じて提出	検討	実施				危機管理課 社会福祉課	民生委員児童委員 区長会 等
17	外国人向け防災啓発	・国際交流フェスタへの参加 地域の防災訓練等への参加呼びかけ ・外国人向け防災学習会の開催	検討	実施				危機管理課 商工観光課 地域コミュニティ推進室	甲賀市国際交流協会 区長会 企業 等
18	外国人向け災害ハザードマップの作成	・災害(地震、風水害など) ハザードマップの作成、充実	検討	充実	継続			住宅建築課 危機管理課	滋賀県防災危機管理局 警察 等
19	広域的な災害支援体制の構築	被災地以外の地域からの広域的なボランティアの応援体制の構築	検討		実施			危機管理課 社会福祉課 地域コミュニティ推進室	区長会 社会福祉協議会 甲賀市国際交流協会 等

3 参画と交流

具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
		2010	2011	2012	2013	2014		
1 外国人と自治会が円滑な交流を図るための仕組みづくり	・自治会への加入の促進 ・地域社会のルール、地域活動等を説明する機会の提供	継続					各支所 市民課 生活環境課 地域コミュニティ推進室	区長会 等
2 互いを認め合い、語り合う事業の開催と意識改革	・お互いを知るための交流や意見交換できる機会の提供(防犯、交通、安全教室、交流イベント等) ・外国人居住者の多い地域で区長を中心し、情報交換や市民共生に向けた意識啓発の推進	継続					地域コミュニティ推進室	甲賀市国際交流協会
3 審議会、委員会等への外国人の登用	外国人の意見や要望を市政に反映していくため、審議会、委員会等への外国人市民の登用	検討	実施	試行			各課	区長会 等
4 地域における外国人の参画	地域で活躍している外国人に地域のキーパーソンとなってもらうための呼びかけ	検討	実施				地域コミュニティ推進室	区、自治会 甲賀市国際交流協会 等

4「ひと」の国際化

	具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
			2010	2011	2012	2013	2014		
1	小中学校での国際理解教育の充実化	・小学校外国語活動の取組 ・小中学校への国際理解教育の充実 ・教員への国際理解教育への充実	充実継続					学校教育課 各小中学校 地域コミュニティ推進室	甲賀市国際交流協会 等
2	中学生交流事業の整理、調整	・アメリカ3都市、利川市との交流のあり方		検討				学校教育課 地域コミュニティ推進室	甲賀市国際交流協会 等
3	保育園、幼稚園や学校での国際理解教育	・児童の母国や言葉や文化について知る機会をつくる	充実継続					学校教育課 こども未来課	甲賀市国際交流協会 等
4	中学生交流事業 参加者の地域や学校での活用	・交流事業に参加したOB等が地域や学校の行事、国際交流協会の事業等で発表や活動		充実継続				学校教育課 各中学校 地域コミュニティ推進室	甲賀市国際交流協会 等 区、自治会
5	多文化共生ボランティアの育成	・外国人住民を支援するボランティアの育成(医療通訳、保育補助、災害)	検討	実施				地域コミュニティ推進室 社会福祉課	県、民生委員 甲賀市社会福祉協議会 甲賀市国際交流協会 等
6	日本語ボランティアの育成	・セミナー等を開催し日本語指導できるボランティアを育成支援	検討	実施				地域コミュニティ推進室 学校教育課 社会教育課	甲賀市国際交流協会 等
7	地区別懇談会等あらゆる機会での国際理解教育の実施	・地区懇談会等のトピックで国際理解教育を取り上げる	試行	実施				人権推進課 社会教育課 各公民館 地域コミュニティ推進室	区長会 等 (社)甲賀・湖南人権センター 甲賀市国際交流協会
8	多文化共生に関わる人づくり	多文化共生に取り組む人材や各種団体、企業等で先導的に活動するコーディネーターの発掘、連携	検討	実施				地域コミュニティ推進室 社会福祉課 社会教育課 商工観光課	区、自治会、民生 児童委員、甲賀市国際交流協会 甲賀市社会福祉協議会 企業 等
9	市民レベルの国際交流	農業、スポーツ、芸術、文化等の市民レベルの交流を推進	検討	充実				農業委員会 文化スポーツ振興課 地域コミュニティ推進室	各学校(県立含) 甲賀市国際交流協会 等

5「まち」の国際化

具体的施策	方向性・目標等	対象年度					所管課	協力関係団体等
		2010	2011	2012	2013	2014		
1 市職員の意識改革と連携強化	・職員の研修会の実施	検討	実施				地域コミュニティ推進室 職員課 人権推進課	(社)甲賀・湖南人権センター
	・各課間の横断的連携体制の整備	検討	実施				関係課	甲賀市国際交流協会 等
	・庁内国際化推進チームと国際化推進委員会の活発な情報交換と連携調整の強化	充実 継続					各課 地域コミュニティ推進室	
2 市民団体の活動支援	多文化共生や国際交流を行っている団体の活動を支援	継続					地域コミュニティ推進室 文化スポーツ振興課	区長会
							社会教育課 商工観光課	NPO等の団体 企業 等
3 ネットワークの仕組みづくり	区、自治会、学校、各種団体 企業、外国人住民、行政等 が連携し国際化を推進する 組織の設置 (甲賀市国際化推進委員会等)	継続		充実			学校教育課 地域コミュニティ推進室 商工観光課	区、自治会 甲賀市国際交流協会 民生委員、企業 甲賀市社会福祉協議会
4 外国人集住都市会議への参画	参加都市との情報交換、国、県及び関係機関への提言等 連携した取り組みを実施	実施					地域コミュニティ推進室	甲賀市国際交流協会 等
5 国、県及び周辺市町との連携	国、県及び周辺市町と連携を密にし情報交換の機会を設置	充実 継続					地域コミュニティ推進室	国、県及び周辺市町 等

《参考資料》

甲賀市国際化推進懇話会会議経過

平成 19 年(2007 年)7 月 31 日	第 1 回会議開催 ・委嘱状交付…11 名 ・現状説明と取り組みの方向性説明
平成 19 年(2007 年)8 月 27 日	懇話会ワークショップ ・懇話会委員とワークショップメンバーにより 課題抽出 「外国人も日本人もともに理解し助け合いながら 暮らしていく地域をつくるにはどうしたらよいか」
平成 19 年(2007 年)9 月 10 日	第 2 回会議開催 ・部会のわけ方・構成員について (ひと部会・まち部会の 2 部会制で検討) 終了後 第 1 回「ひと部会」「まち部会」開催
平成 19 年(2007 年)9 月 21 日	第 2 回「まち部会」開催 ・検討テーマ、スケジュール確認等
平成 19 年(2007 年)10 月 4 日	第 2 回「ひと部会」開催 ・取り組むべき課題検討 ・綾野小・湖南さくら教室視察
平成 19 年(2007 年)10 月 15 日	ラウンドトーク開催 ・自治会の区長(二名)より地域の実情聞き取りと 話し合い
平成 19 年(2007 年)10 月 15 日	第 3 回「まち部会」開催
平成 19 年(2007 年)10 月 18 日	第 3 回「ひと部会」開催
平成 19 年(2007 年)10 月 29 日	第 3 回会議開催 ・外国籍市民意識調査の回答状況について ・各部会での話し合い状況について ・懇話会から出す提言の方向性について

平成 19 年(2007 年)11 月 5 日	第 4 回「ひと部会」開催
平成 19 年(2007 年)11 月 16 日	第 4 回「まち部会」開催
平成 19 年(2007 年)11 月 27 日	第 4 回会議開催 ・体系図アクションプランについて ・役割分担等について
平成 19 年(2007 年)12 月 11 日	第 5 回「ひと部会」「まち部会」開催
平成 19 年(2007 年)12 月 18 日	甲賀市工業会との懇談 ・外国人雇用対策委員との懇談
平成 20 年(2008 年)2 月 1 日	第 5 回会議開催 ・提言一次素案について検討
平成 20 年(2008 年)2 月 21 日	第 6 回会議開催 ・提言書の修正について
平成 20 年(2008 年)2 月 28 日	第 7 回会議開催 ・提言書の再検討とまとめ
平成 20 年(2008 年)3 月 18 日	市長に提言書を提出
平成 20 年(2008 年)9 月 26 日	第 8 回会議開催 ・甲賀市国際化推進計画(案)の協議
平成 21 年(2009 年)3 月 11 日	第 9 回会議開催 ・甲賀市の現状について

甲賀市国際化推進委員会会議経過

平成 22 年(2010 年)1 月 28 日	第 1 回会議開催 ・甲賀市国際化推進委員会設置要綱について ・甲賀市国際化推進計画(素案)の協議
平成 22 年(2010 年)2 月 25 日	第 2 回会議開催 ・甲賀市国際化推進計画(素案)の協議

甲賀市国際化推進委員会設置要綱 (設置)

第1条 甲賀市国際化推進計画を審議するとともに、今後における国際化への課題と対応を検討し、それらを計画に反映させる場として甲賀市国際化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、国際化推進計画を審議・推進するための調査、研究及び協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成し、市民の代表、各種関係団体等及び有識者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営及び会議の開催に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

甲賀市国際化推進懇話会委員名簿

区分	氏 名	所 属 等
1	大河原 佳子	甲賀市国際交流協会事務局長
2	オリカイネン・マルク	Fida インターナショナル
3	勝尾 纓美	日本語指導者グループ「和」代表
4	桂田 秋人	セキスイボード株式会社 管理部長
5	小崎 大陽	2005～2007年青年海外協力隊員
6	瑞慶山 ひろこ	市教育委員会母語支援員
7	曾田 玲	中国語講師
8	谷川 藤平	甲賀市人権教育推進協議会 水口支部長
9	野口 喜代美	滋賀県国際交流推進協議会会长
10	藤井 瑠芽子	びわこ未来の会
11	ラウハッハ スミヤ ヨーク	NEC SCHOTT コンポーネンツ(株) 社長

(五十音順)

甲賀市国際化推進委員会委員名簿

区分	氏 名	所 属 等
1	オリカイネン・マルク	Fida インターナショナル
2	勝尾 纓美	日本語指導者グループ「和」代表
3	桂田 秋人	セキスイボード株式会社 管理部長
4	小崎 大陽	2005～2007年青年海外協力隊員
5	瑞慶山 ひろこ	市教育委員会母語支援員
6	曾田 玲	中国語講師
7	野口 喜代美	滋賀県国際交流推進協議会、甲賀市国際交流協会
8	藤井 瑠芽子	びわこ未来の会
9	森井 幸三	甲賀市人権教育推進協議会 水口支部長
10	ラウハッハ スミヤ ヨーク	NEC SCHOTT コンポーネンツ(株) 社長

(五十音順)

外国人集住都市会議の概要

H21.12.1現在

1 設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要不可欠な外国人住民との地域共生の確立を目指していく。(2001年5月7日)

2 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、設立趣旨を了承。その後、担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。

2002年度は、前年と同じく浜松市で第1回会議を開催後、関係省庁と会員都市首長の意見交換の場となる会議の開催を決議し、担当者会議を重ねる中で、11月7日に「外国人集住都市東京会議」を東京都内で開催し、「14都市共同アピール」を行った。2003年度は、豊田市で第1回会議を開催後、担当者会議を重ね、11月11日に厚生労働省、日本経団連、JICA研修員を交え「外国人集住都市会議シンポジウムin豊田」を開催した。

2004年度は、前年同様豊田市で第1回会議を開催後、担当者会議を重ね、10月29日に豊田市で関係省庁ならびに日本経団連と会員都市首長の意見交換の場となる「外国人集住都市会議in豊田」を開催し、「豊田宣言及び部会報告」を採択し、日本経団連の奥田会長の記念講演を実施した。

2005年度は、多くの課題の中で最も緊急性の高い「子ども」に焦点をあて、四日市市が座長を務める2年間のテーマを「未来を担う子どもたちのために」とした。11月11日には、「外国人集住都市会議よっかいち2005」を、外国人当事者やNPO代表の参加により開催した。11月には、豊田宣言をベースに「規制改革要望書」を提出し、要望内容に対して関係省庁からの正式な回答を得た。

2006年度は、昨年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月と10月に「規制改革要望書」を提出するとともに、10月27日の全大会で「よっかいち宣言(案)」を発案し、11月21日「外国人集住都市会議 東京2006」を開催

した。

2007年度は、3ブロックに分かれ、「地域コミュニティ」、「外国人の就労」、「外国人児童生徒の教育」について、研究。規制改革要望を行った。国との在留管理制度の見直しに即時対応するためにプロジェクトチームを結成。職員間の情報交換や、諸制度や課題への理解を深めるため、太田市・大泉町にて担当職員研修会を開催した。1月28日に美濃加茂市で「外国人集住都市会議みのかも2007」を開催。

2008年度は、昨年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月及び11月に規制改革要望を行った。また、10月15日「外国人集住都市会議2008」を開催し、「みのかも宣言」を採択した。

2009年度は、群馬県の太田市が座長となり、3ブロック体制で、「正しく伝えること、伝わること」、「大人の日本語学習の仕組みづくり」、「外国人市民と共に構築する地域コミュニティ」について研究。6月には規制改革要望を行った。11月26日に太田市で「外国人集住都市会議おおた2009」を開催。

景気低迷で外国人住民の雇用や教育、帰国支援といった問題が表面化する中、外国人の子どもの就労の義務化などを盛り込んだ国への緊急提言を採択した。

3 会員都市およびデータ

都市名	総人口（人）	外国人登録者数(人)	外国人割合(%)	登録者国籍1位	同2位	同3位
伊勢崎市	211,502	12,102	5.7	ブラジル	ペルー	フィリピン
太田市	220,078	8,796	4.0	ブラジル	フィリピン	中国
大泉町	42,015	6,959	16.6	ブラジル	ペルー	中国
上田市	160,192	5,117	3.2	ブラジル	中国	ペルー
飯田市	108,740	2,873	2.6	中国	ブラジル	フィリピン
大垣市	165,420	6,454	3.9	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
美濃加茂市	55,398	5,976	10.8	ブラジル	フィリピン	中国
可児市	102,694	6,961	6.8	ブラジル	フィリピン	中国
浜松市	824,640	32,536	3.9	ブラジル	中国	フィリピン
富士市	261,519	5,253	2.0	ブラジル	中国	フィリピン
磐田市	176,362	9,371	5.3	ブラジル	中国	フィリピン
掛川市	120,905	5,401	4.5	ブラジル	フィリピン	中国
袋井市	87,082	4,074	4.7	ブラジル	中国	フィリピン
湖西市	46,028	3,671	8.0	ブラジル	ペルー	中国
菊川市	49,748	4,137	8.3	ブラジル	フィリピン	中国
豊橋市	384,431	19,715	5.1	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
豊田市	422,865	16,439	3.9	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
西尾市	108,824	5,552	5.1	ブラジル	中国	フィリピン
小牧市	153,581	9,232	6.0	ブラジル	中国	ペルー
知立市	69,699	4,484	6.4	ブラジル	フィリピン	中国
津市	291,169	9,077	3.1	ブラジル	中国	フィリピン

四日市市	313,963	9,777	3.1	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
鈴鹿市	204,469	10,205	5.0	ブラジル	ペルー	中国
伊賀市	101,092	4,735	4.7	ブラジル	中国	ペルー
長浜市	84,813	4,034	4.8	ブラジル	ペルー	中国
湖南市	56,019	3,120	5.6	ブラジル	韓国・朝鮮	ペルー
甲賀市	95,808	3,149	3.3	ブラジル	中国	ペルー

基準日：2009年4月1日

【参考資料 法務省 入国管理局】

1 総数及び推移

外国人登録者数は、2,217,426人で過去最高を更新

我が国総人口の1.74%を占める。

平成20年末現在における外国人登録者数は2,217,426人で、引き続き過去最高記録を更新している。この数は、平成19年末現在に比べ64,453人(3.0%)の増加、10年前(平成10年末)に比べると705,310人(46.6%)の増加で、10年間で外国人登録者数は約1.5倍になった。外国人登録者の我が国総人口1億2,769万2千人(総務省統計局の「平成20年10月1日現在推計人口」による。)に占める割合は、前年より0.05%増加し1.74%となっている。男女別では、女性が1,185,641人(53.5%)、男性が1,031,785人(46.5%)となっている。

2 国籍(出身地)別

外国人登録者の国籍(出身地)数は190ヶ国。

中国(注)が655,377人で全体の29.6%を占め最大となる。韓国・朝鮮は589,239人で全体の26.6%となり減少。

外国人登録者の国籍(出身地)の数は190(無国籍を除く。)であり、中国が655,377人で全体の29.6%を占め、以下、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国と続いている。

- (1) 中国は、昭和50年代から増加を続けており、平成20年末は同19年末に比べて、48,488人(8.0%)増加している。
- (2) これまで一貫して最大の構成比を占めていた韓国・朝鮮は、前年と比べて4,250人減少し、中国に次いで第二位となった。
- (3) ブラジルは、過去9年間ほぼ毎年増加を続けてきたが、平成20年末は19年末に比べて4,385人(1.4%)減少した。

- (4) フィリピンは、平成17年末に一旦減少に転じたが、平成20年末は同19年末に比べて8,025人(4.0%)増加した。
- (5) ペルーは過去10年間毎年増加を続け、平成20年末は平成19年末に比べ27人(0.05%)増加した。
- (6) 10年前の平成10年末と比べ、登録者数が10,000人以上増加したのは、中国(383,147人増)、フィリピン(105,309人増)、ブラジル(90,365人増)、ベトナム(27,631人増)、タイ(19,047人)、ペルー(18,406人増)、インドネシア(12,288人増)、インド(13,677人増)である。

(注) 中国には中国(台湾)、中国(香港)を含む。

3 都道府県別

外国人登録者が最も多いのは東京都(402,432人)で、全国の18.1%を占めている。以下は愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県、静岡県、兵庫県、岐阜県、茨城県の順で、10都府県(1,566,926人)で全国の70.7%を占めている。

前年に比べ7位は静岡県で、兵庫県は静岡県に入れ替わり8位となった。この10都府県の中で前年より減少した都府県はなく、岐阜県、茨城県を除く1都1府6県で登録者数が10万人を超えており。滋賀県は全国順位では18位で昨年度と同順位ではあったが、834人の増加となっている。

都道府県別に外国人登録数の国籍(出身地)別の割合を見ると、中国が高い割合を占めているのは、徳島県で62.9%、愛媛県、長崎県の順である。韓国・朝鮮が占める割合が高いのは、大阪府63.0%、京都府、山口県、兵庫県の順で、ブラジルは静岡県49.8%、滋賀県、三重県、岐阜県の順である。フィリピンは鹿児島県、ペルーは栃木県及び群馬県で、米国は沖縄県となっており各都道府県によって特徴が見られる。

上位10位までの各都道府県及び滋賀県における国籍別構成比 (%)

順位	都道府県名	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
	全 国	29.6	26.6	14.1	9.5	2.7	2.4	15.2
1	東京都	35.9	28.6	1.1	7.9	0.6	4.7	21.2
2	愛知県	20.2	18.2	34.7	11.3	3.7	1.1	10.8
3	大阪府	22.7	63.0	2.0	2.7	0.6	1.2	7.7
4	神奈川県	30.1	20.3	8.3	10.8	5.1	3.1	22.4
5	埼玉県	35.7	16.3	11.4	13.8	3.9	1.6	17.4
6	千葉県	37.0	16.9	5.7	15.0	3.2	1.9	20.3
7	静岡県	13.2	6.3	49.8	12.4	6.3	0.8	11.1
8	兵庫県	24.2	53.3	3.6	3.2	0.9	2.3	12.5
9	岐阜県	30.2	10.0	35.6	15.3	2.0	0.7	6.2
10	茨城県	27.0	10.3	20.3	13.8	3.7	1.1	23.8
								
18	滋賀県	16.8	18.3	44.6	6.0	5.9	1.2	7.1

平成20年12月末現在 法務省「出入国管理統計年報」より

【参考資料 外国人登録者数国籍別人員調査(国際課)】

1 外国人登録者数の推移

滋賀県の平成20年（2008年）末の外国人登録者数は83ヶ国 32,232人で、滋賀県人口の約2.28%を占めている。これは県民の約44人に1人に対応する。

登録者数は昭和63年（1988年）以降20年間で約3.78倍に増加している。国籍別にみると、ブラジル、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ペルーの順に多く、これらの上位5ヶ国で全国の約91.7%を占めている。

滋賀県の外国人登録者の推移（1988年～2008年） (人)					
年 国籍	1988年	1993年	1998年	2003年	2008年
ブラジル	38	4,218	8,497	11,243	14,379
韓国・朝鮮	7,738	7,820	7,422	6,593	5,898
中国	290	558	1,218	2,370	5,416
フィリピン	131	383	664	1,792	1,939
ペルー	7	526	1,566	1,725	1,912
その他	317	929	1,618	2,079	2,688
総数	8,521	14,434	20,985	25,802	32,232

平成20年12月末現在

2 市町別の外国人登録者数

市町別に平成20年（2008年）末現在の外国人登録者数を見ると、長浜市、東近江市、大津市、湖南市、甲賀市の順に多くなっている。また、人口に占める外国人の割合で見ると、湖南市、愛荘町、長浜市、東近江市、甲賀市の順に高くなっています。いずれも一番多く占めているのはブラジル国籍者である。

上位5市町の国籍別人数 (人)									
湖南市 (5.92%)		愛荘町 (5.51%)		長浜市 (5.09%)		東近江市 (3.60%)		甲賀市 (3.38%)	
ブラジル	2076	ブラジル	741	ブラジル	3027	ブラジル	2750	ブラジル	1717
韓国・朝鮮	388	中国	154	ペルー	372	中国	467	中国	481
ペルー	365	フィリピン	79	中国	348	フィリピン	327	ペルー	350
中国	271	韓国・朝鮮	67	フィリピン	152	韓国・朝鮮	319	韓国・朝鮮	328
フィリピン	70	ペルー	31	韓国・朝鮮	103	ペルー	200	フィリピン	197

平成20年12月末現在

関係機関、団体一覧

関係機関、団体名	所在地	電話番号
滋賀県商工観光労働部観光交流局多文化共生チーム	大津市	077-528-3063
(財)滋賀県国際協会	大津市	077-526-0931
滋賀県多文化共生地域づくり支援センター	大津市	077-521-5421
しが外国籍住民支援ネットワーク (多文化共生支援センター内)	草津市	077-561-5110
(財)甲賀・湖南人権センター（あすぱる甲賀）	甲賀市	0748-65-4020
甲賀市国際交流協会	甲賀市	0748-63-8728
甲賀市社会福祉協議会	甲賀市	0748-62-8085
甲賀市企業人権啓発促進協議会 事務局	甲賀市	0748-65-0710
甲賀公共職業安定所(ハローワーク)	甲賀市	0748-62-0651